

第八十四回国会 社会効勵委員会議録 第九号

昭和五十三年三月三十日(木曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長 木野 晴夫君

理事 越智 伊平君

理事 竹内 黎一君

理事 村山 富市君

理事 大橋 敏雄君

理事 相沢 英之君

理事 石橋 一弥君

理事 戸沢 大野

理事 葉梨 明君

理事 森井 忠良君

理事 和田 耕作君

理事 井上 裕君

理事 大坪健一郎君

理事 者藤滋与史君

理事 友納 武人君

理事 橋本龍太郎君

理事 枝村 要作君

理事 金子 みづ君

理事 田口 一男君

理事 草川 昭三君

理事 平石磨作太郎君

参考人 参考人

参考人 中村 一成君

参考人 河村 次郎君

出席政府委員

厚生大臣 小沢 辰男君
社会保障制度審議会事務局長 竹内 嘉巳君

厚生省社会局長 上村 一君
厚生省児童家庭局長 石野 清治君

厚生省年金局長 木暮 保成君
社会保障部長 年金保険局長 大和田 淳君

運輸省鉄道監理局長 小熊 鐵雄君
大蔵省主計局長 山崎 進君

委員外の出席者

長官 滝澤富太郎君
大蔵省理財局資本課長 森 卓也君
文部省管理局福利課長 高野 文雄君
農林省農林經濟局農業協同組合課長 三井 喬郎君
農林省構造改善課長 川合 淳二君
善謙農政部就業改善課長 桑名 靖典君
自治省行政公務員部福利課長 森 宗作君
日本專売公社管理課長 長谷川 實君
日本国有鉄道共済事務局管理課長 足代 典正君
日本電信電話公社厚生局長 長谷川 實君
(年金福祉事業) 参考人 中村 一成君
社会効効率委員会調査室長 河村 次郎君

三月二十八日

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四一號)は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

参考人出頭要求に関する件
国民年金法等の一部を改正する法律案(内閣提出第四〇號)

○木野委員長 これより会議を開きます。

国民年金法等の一部を改正する法律案を議題といたします。
質疑の申し出がありますので、順次これを許します。大原亨君。

○大原(亨)委員 日本の社会保障の柱の大きいものは年金と医療ですが、厚生大臣は就任に当たって、自分の任務は、年金と医療の大改革に直面しておるから、これをやり遂げることだ、こういう意味のことを発言をされたことがあります。高度成長あるいは狂乱インフレ、オイルショック以後の低成長、人口の高齢化、こういうポスト高度成長の内外における情勢の中で、いろいろな制約が出てきたわけであります。厳しい制約がある中で国民生活の安定の基礎である社会保障をどうするか。こういうことはきわめて大きな政治的課題であります。

大体、この福田内閣の政策が後手後手に回つて、その効果が上がらないで、最後の手段だとわれた公定歩合引き下げも、逆にそれ以上の手がないんだろう、そういうことで円高をさらに拍車をかけておる。そういう厳しい情勢ですが、やはり、その一つの大きな原因は、国民生活の安定ということは、これはあらゆる観点から考えて政治の中心である。仁徳天皇でも、上の方に上がって見て民のまどはにぎわいにけりとかいう話があるけれども、これはいつの時代でも国民生活安定といふことがなければ、先行き不安があるならば、政治に対する不信があるならば、絶対に景気はよくなりぬ、日本の経済は軌道に乗らない。こういうことについて、やはり基本的に見通しがない、信頼しないということがあるのではないか。ちょうどいまごろは野党がちよっとぐらついているから自民党は安泰だけれども、大体、政治は、経済は根底から揺らいでいる、これは行き詰まつていよいよどうぞは野党がちよっとぐらついていたから、こう考えてよろしいと思うのですね。ですか

いたします。

○小沢国務大臣 もう先生のおっしゃるような老後所得の保障という面から考えまして、経済のいまの停滞、今後いかに努力をいたしましても、そう大きな配分を期待できない状況でもございますし、一方、人口の老齢化は非常に急速に進んでまいりますので、年金財政を含めて、しかも年金制度の国民の不公平感というのも、ある程度、解消する方向のものに根本改正をやらなければならぬと考へておるわけですが、いつ国会に法律の提案をするかということになりますと、私はこの前も申し上げましたように今年度いっぱいぐらい、かしていただきまして、あらゆる角度から検討をして制度の改正に取り組みたいと考えておりますものですから、果たして制度改正を法律案の形で来年の通常国会に出し得るような状況になるかどうか、いまのところはまだ、はつきり見当をつけしておりません。いずれにしまして考えておられますから、果たして制度改正を法律案の形で来年の通常国会に出し得るようなことを..

○木暮政府委員 年金制度の改正につきましては、制度審議会を初め各政党、各団体から御意見をお聴取っておりますが、また私どもも基本構想懇談会で鋭意御審議をいただいて、中間意見の取りまとめてこぎつけておるわけでござります。今後、大臣から御指示をいただいておりますので、一年ぐらいのうちに改革の方向を出したいというふうに思つておるわけでございますが、今度改正いたすことになるとしたしまして、厚生省所管の厚生年金、国民年金だけではございませんで、年金各制度にわたつて改革をしなければならない問題が多いわけでございますが、厚生省の改革の方向が決まりました後、各保険との打ち合わせと、いうものもかなり必要になるのではないかと思ひますし、また、その改革の方向自体につきましても、国民の皆様方がいまして厚生省の改革の方針を含んで、厚生年金だけではございませんで、年金各制度にわたつて改革をしなければならない問題が多いわけでございます。

○大原(亨)委員 いま厚生大臣は、これはきょうの本題ではありませんが、健康保険の改正について、構想が固まりました後、法案提出までに若干時間がかかるというふうに考えておる次第でございます。

○大原(亨)委員 いま厚生大臣は、これはきょうの本題ではありませんが、健康保険の改正について、構想が固まりました後、法案提出までに若干時間がかかるというふうに考えておる次第でございます。

○小沢國務大臣 できると考えております。

○大原(亨)委員 大体いままでの開議了解、前から御議了解、これは関連になっておりますが、そういうことからいっても時間的にいまして、かといふ問題を含めて考えなければ、これは審議する時間はない。大体三月いっぱいに出せるのが当然だ、こういうことが言われておつたわけですね。三月いっぱいに出せますか。

○小沢國務大臣 それは無理でございますが、できるだけ早くやりたいと思っておりますので、ぜひひとつ国会の方でも受け取つていただいて御審議をできるだけお願いをしたい、かように考えております。

○大原(亨)委員 国会が協力することは自主的に考えることですが、月末までにできぬとしたしまして、たとえば、いつごろ出せるですか、四月の十日までには出せるのですか。

○小沢國務大臣 御承知のように両審議会に諮問を申し上げて答申をいただかなければいけないものですから、いま両審議会の時間的な問題もござります。私どもはなるべく早くお願いをしたいと思っておりますけれども、そういう点について自主的な判断をされるわけでございますので、これらをいまここで、いつまでに仕上げて、どうする

○大原(亨)委員 できるだけ御理解をいただいて、なるべく早い時期に出させていただきたいと考えております。私は予算が済んだならば予算修正を含めて、そういう問題の議論が十分あるということは考えておるわけですか。

○小沢國務大臣 いまのところ私どもは予算修正については、ここで触れるわけにはまいりませんで、国会の御意思でござりますし、御意思が何らかの形で具体的にあらわれてきましたときに意見を申し上げさせていただきたいと思っております。

○大原(亨)委員 審議会の審議の日程がある、これはもちろんそうですが、しかし、政府の案がきちんと出なれば審議しようがないわけであります。これは医療改革の問題は国会で論議をかなり尽くしておるし、あるいは国民が十分納得できる、合意できる、そういう方法と内容でやることが必要です。年金との関係を頭に置きながら質問するわけですが、健康保険、医療保険の改革について、この国会に政府は改正案を出すことがでりますか。

○小沢國務大臣 大体、来週には何とかまとめてあります。

○大原(亨)委員 それから、もう一つの懸案事項は予算委員会における予算修正問題があつたわけです。減税と老齢福祉年金その他の上積みの問題があつたわけですね。これは大臣も突然質問してもらつたばかりです。これは大臣も突然質問してもらつたわけですね。これは大臣も突然質問してもらつたわけですね。これは大臣として、この問題の処理はどういうふうに考えておるか。

○小沢國務大臣 私どもは、政府の原案が最良のものと考えまして御提案を申し上げているわけでござりますので、まだ予算案が通過しない今日、この修正の問題について御意見を申し上げることに差し控えさせていただきたいと思うわけでございまして、私どもの考え方現状においては、やむを得ない最良の案だと考えております。

○大原(亨)委員 やむを得ない最良の案というものは、これは新語だね。予算が通つたならば予算修正の議論や話には応ずる、政府は、もう次の臨時国会を開くようなことを言つておるわけですか。なら、それから、いまの三十四兆二千九百五十億円の、鉄セメントだけ使うというふうな考え方による公共事業一本やりでは、どうにもならぬということはわかつたわけですから、この点について予算が済んだならば予算修正を含めて、そういう問題の議論が十分あるということは考えておるわけですか。

○大原(亨)委員 いまのところ私どもは予算修正については、ここで触れるわけにはまいりませんで、国会の御意思でござりますし、御意思が何らかの形で具体的にあらわれてきましたときに意見を申し上げさせていただきたいと思っておりま

す。

○大原(亨)委員 前の厚生大臣は、社会保障の問題は本当に大臣になつてから勉強されたようですが、しかし、わりあいフレッシュな考え方でよく勉強いたしました。あなたは前から一わたり知つているわけですから議論ができると思うのです。が、いまの年金制度、国民年金、厚生年金、全部の年金制度で欠陥がたくさんあると私は思うのです。どういう点に欠陥があるかは、どうお考えですか。

○木暮政府委員 現在、年金制度は八つに分かれていますが、今後、年金の充実を図つてしまつりますために、横断的な検討が必要であるという観点に立ちまして、一昨年五月から年金基本構想懇談会をお取りまとめました。その結果として、昭和五十年代に立派な制度が手を携えていかなければならぬ八つの制度が手を携えていかなければならぬのではないかといふことを御指摘いただいておるわけですが、そこで日本の年金制度の直面しておる問題につきまして御意見を出していただいておるところでございます。昨年十二月に一応の中間意見をお取りまとめました。これが、そこで日本の年金制度の直面しておる問題につきまして御意見を出していただいておるところでございます。そこで日本の年金制度の直面しておる問題につきまして御意見を出していただいておるところでございます。

○木暮政府委員 現在、年金制度は八つに分かれていますが、今後、年金の充実を図つてしまつりますために、横断的な検討が必要であるという観

さらに詰めていただき、こういう段取りになつておる次第でございます。

○大原(亨)委員 私は基本的な問題はもう一つあると思うのですが、いまの日本の年金制度、特に厚生年金、国民年金はインフレに対応できない仕組みになつておる。局長、これはよく聞いておいでください。それは想定問答集にないよ。これはインフレに対応できない。根本的な欠陥です。それから雇用とのつながりがない。これが一つの欠陥です。いつも言われるようすに外国では、年金が定着していく生活設計の基礎になつておる。だから年金生活は人生の有給休暇だ、こういう言葉がある。年金の始まるときが雇用の終わるときだ。そういう雇用と年金との関係がきちっとしてない。だからライフサイクルということをよく言つたけれども、それについての総合的な政策がない。これが非常に不安定要因である。

そこで、年金財政の問題で、これは時間があれば総括的に議論をするといたしますが、具体的には、たとえば本年の、昭和五十二年度の保険料の収入と保険給付、年金給付の金額について、その割合、よく出ている数字、比率についてお答えいただきたい。

○木暮政府委員 昭和五十二年でございますが、厚生年金で申し上げますと、給付費が一兆九千九百四十八億円でございます。それに対しまして保険料が三兆六千五百六十二億円という予定をいたしております。

○大原(亨)委員 その一兆九千九百四十八億円の給付費の中で、十年年金、五年年金の給付は幾らになっておりますか。

○木暮政府委員 ただいま申し上げましたのは厚生年金でございまして、国民年金で申し上げますと給付費は一兆三百五億円でございます。保険料が六千四百六十二億円でございます。それで現在、国民年金で出しておりますのは、すべて五年年金それから十年年金等の経過年金でございまして、一兆三百五億円は全部経過年金というふうに見ていただいてよろしいかと思ひます。

○大原(亨)委員 つまり五年年金、十年年金、福祉年金と合わせて経過年金と言いますが、経過年

金の給付に対して一兆三百五億円で、そして本体年金が昭和六十六年に給付が始まるんです、二十五年かけて。その全部の保険料が六千四百六十二億円ですね。つまり積立方式をとつておるわけでも、自分たちがかけている掛け金というものは、大多数の二千数百万人の人は年金財政で積立金運用利子がありますけれども、わずかです。ですから、国民年金は少々保険料を上げましておるのではないか。定額部分の保険料について二千七百五十億円、これを上げることについても、保険の財政の面からいいままで行き詰まっておるのではないか。定額部分の保険料について二千七百五十億円、これを上げることについても、保険料納付について事務的にも限界がある。報酬比例部分、付加年金部分はいま掛け金は四百円ですが、これをどう積むかというのを考えた場合は、きわめてむずかしい問題がある。これについて五年、十年、十五年というように長期の見通しを立てた年金改革を通じて、国民年金に対する長期見通しをきっちり立てることができるかどうか。そのためにはどうしたらいいか。この二つの点について大筋の御答弁をいただきます。

○木暮政府委員 国民年金の財政状況は、先生御指摘のようにかなり厳しい面があるわけでございまます。現在、給付費につきまして三分の一の国庫負担がございますが、経過年金のかさ上げ部分につきましては、かさ上げ部分の二分の一に相当する国庫負担がございまして、全体をならしますと四割の国庫負担が行われておるわけでございまして。したがいまして、先ほど申し上げましたように、この四割の国庫負担と保険料を合わせますと、年金財政は、かなり厳しい面はござりますけけれども、運営ができるという形になつておるわけでございまして、過去の積立金も五十二年度末では一兆八千億ぐらいは保有をいたしておる階でございます。

将来の問題につきましては、昭和五十一年度に再計算をいたしまして、その結果を公表したところでございますが、段階的に保険料を引き上げてまいらなければならないということでございまして、ピーブ昭和八十年代に入りますと、五十一一年

の価格で八千円ぐらいの保険料ということに相なるわけでございますが、この点につきましては、国民の御理解を得ながら保険料を段階的に引き上げまして、財政の維持を図つてしまいたい。こういうふうに考えておるわけでござります。

○大原(亨)委員 しかし、それは積立金にいたしましても一兆幾らしかないわけですから、私が言つておるのは、本体年金の二十五年、昭和六十六年から始まる年金の保険料を払つておる人は、いま払つておる自分の金が政府に預けてあると思っておるのではなく、定額部分の保険料について二千七百五十億円、これを上げることについても、保険の財政の面からいいままで行き詰まつておるのではないか。定額部分の保険料について二千七百五十億円、これを上げることについても、保険料納付について事務的にも限界がある。報酬比例部分、付加年金部分はいま掛け金は四百円ですが、これをどう積むかというのを考えた場合も、きわめてむずかしい問題がある。これについて五年、十年、十五年というように長期の見通しを立てた年金改革を通じて、国民年金に対する長期見通しをきっちり立てることができるかどうか。そのためにはどうしたらいいか。この二つの点について大筋の御答弁をいただきます。

○木暮政府委員 国民年金の財政状況は、先生御指摘のようにかなり厳しい面があるわけでございまます。現在、給付費につきまして三分の一の国庫負担がございますが、経過年金のかさ上げ部分につきましては、かさ上げ部分の二分の一に相当する国庫負担がございまして、全体をならしますと四割の国庫負担が行われておるわけでございまして。したがいまして、先ほど申し上げましたように、この四割の国庫負担と保険料を合わせますと、年金財政は、かなり厳しい面はござりますけけれども、運営ができるという形になつておるわけでございまして、過去の積立金も五十二年度末では一兆八千億ぐらいは保有をいたしておる階でございます。

それからさらに、この基礎年金案に加えて、それの保険の年金の上積みというものを考えておられるわけであります。現在の各種の年金、共済を見まして、相当一律に大幅に引き上げられるような形になりますので、国民の費用負担の問題等もあわせて、いわゆる過剰給付の問題等が、よく検討してみなければいけない問題点の一つじやないかなというような気もいたすわけでございますが、いずれにしましても、やはり年金とい

ものは老後の所得保障でございますから、国民の中に一応最低の基礎部門は共通にしていきたいと

いう考え方については、これは私は非常に貴重な御意見だらうと思いますので、一つの有力な私どもにとつての指針と考えまして、今度、根本的にいろいろ検討する際の貴重な御意見として参考にさせていただきたい、かように考えておるわけであります。

○大原(亨)委員 国鉄、運輸省は見えていますか。

年金全体をどうするかという問題で、国民年金もそうですし、行く行くは厚生年金もそうです

が、共済は順序、先後はあっても、やはり財政問題では非常に行き詰まっているわけです。

国鉄共済の保険料は本年度は幾らになるのか。これは他の年金の掛金に比較をいたしまして非常に高いわけです。それから昭和五十五年までの一応のめどはつけた、答申によつてめどをつけて本年度の保険料の提案をしているというのですが、昭和五十五年以降は、保険の負担と、今までいろいろ議論になつた国庫の負担と、それからこれは他の年金の掛金に比較をいたしまして非常に高いわけです。

一応のめどはつけた、答申によつてめどをつけて本年度の保険料の提案をしているというのですが、昭和五十五年以降は、保険の負担と、今までいろいろ議論になつた国庫の負担と、それからこれは他の年金の掛金に比較をいたしまして非常に高いわけです。それから昭和五十五年までの一応のめどはつけた、答申によつてめどをつけて本年度の保険料の提案をしているというのですが、昭和五十五年以降は、保険の負担と、今までいろいろ議論になつた国庫の負担と、それからこれは他の年金の掛金に比較をいたしまして非常に高いわけです。

ます。

○大原(亨)委員 昭和五十五年以降については、

どういう基本的な考え方でやるのか。五十五年までは一応これでしのいでいい。しかし、これで

も保険料は千分の五十幾らと言つたかな。

○山地政府委員

千分の六十二。比較をいたしましても、厚生年金の場合は本人負担、被用者負担で四・五五ですが、国鉄は労働者負担が五・三五……。

○山地政府委員

それは五十二年までが千分の五十三・五でございまして、その後、それを二〇%トータルで財源率を上げたものでございますか

ら、組合員の掛金の負担は千分の六十二に現在なっております。

○大原(亨)委員 千分の六十二ですよね、組合員

の負担が。そして厚生年金の方で言うならば四・五五の負担でしよう。だから莫大な負担になるわ

けですよ。そうすると追加費用の問題を計算に入

れましても、また保険料をうんと上げるか年金水準を下げるしかないわけでしょう。これは他の共

済も同じですよ。他の共済も前後があるだけの話

です。終戦後、満鉄やその他外地からずっと引き

揚げてきたし、それから合理化が進んで若い者が

いなくなつたし、ここで四十から五十歳代がふえ

てありますから、だあとと退職するわけですね。

だから、日本の年金はばらばらになっておつては

年金をつくって年金を発足させたわけです。

だから、労働者年金は共済や厚生、船員保険が

中心であるけれども、国民年金は自営業者が中心

であるべきであるけれども、年金から落ちている

のは全部総ざらいをして、そして明治四十年の

四月一日以前に生まれた人については、七十歳以

上の人生を対象に老齢福祉年金をつくった。明治四

十四年の四月二日以後の人々については経過年

金、十年年金をつくった。しかしながら、この年

金のしばしばの特例納付の措置にもかかわらず無

年金者ができた。それで、これは私は、戦前、戦中、戦後のそういう混乱期や高度成長における民

族の移動期において発生した無権利状態である

いたしましたことがきつかけで、それぞれ議論が進んでまいりまして、本年提案をされておるわけです。国民年金に対する考え方方は、私はこう思うのです。昭和十七年に労働者年金というのができて、十九年に厚生年金にかわった。そのときには、天皇に忠義を尽くすために後顧の憂えなく労働者が働く、こういうことが一つの目標であった。しかし、戦費の調達が副次的な目標であった。これはもう「時の動き」という政府の厚生年金の解説の中に出でてきている。戦費の調達、そういう考え方があつたので、それで戦後の狂乱インフレによって、もうめちゃめちゃになつた。年金なんか、そんな先のことは言つておれぬということになつた。二十八年に若干の改正をした。厚生年金を改正した。しかし、その間に厚生年金の脱落者がたくさんできておる。私は後で揚げ足を取るために言つたわけじゃないのですが、昭和十九年に厚生年金に加入していた加入者は一体何人ぐらいいるのか。とにかく脱退者や権利喪失者が続出したわけです。そして、昭和三十四年に法律をつくって、三十六年に掛金をかけ始めて、国民年金が皆年金として無年金も全部統ざらいいたしまして、経過年金をつくって年金を発足させたわけです。

だから、労働者年金は共済や厚生、船員保険が中心であるけれども、国民年金は自営業者が中心であるべきであるけれども、年金から落ちているのは全部総ざらいをして、そして明治四十年の四月一日以前に生まれた人については、七十歳以上の人生を対象に老齢福祉年金をつくった。明治十四年の四月二日以後の人々については経過年金、十年年金をつくった。しかしながら、この年金のしばしばの特例納付の措置にもかかわらず無年金者ができた。それで、これは私は、戦前、戦中、戦後のそういう混乱期や高度成長における民族の移動期において発生した無権利状態である。それで国民年金の問題ですが、從来からのことでもござりますから、今後の問題といったしまして、これを再計算するということになつております。

策の一つとして無年金の解消問題が論議をされたと思うのです。

そこで、その前の議論はまた別にするとしまして、無年金と言われる人々、現在、年金につながる人は二つの類型に分けることができると思うのですが、今回の対象はその一つの無年金の問題ですが、そういう人はどういう地域に多いか。

これは制度がありますからわかつておるはずですが、制度的にはどういう年齢層の人々であるか。

それらが総計をして大体百万人と言われているが、大体それに間違いないか。從来五十万人と言っていたのが百万人になったわけですが、これは実際、実施しますと、まだぶえるのではないか

が、制度的にはどういう年齢層の人々であるか。

それで、その前に間違いないか。從来五十万人と言つたのが百万人になったわけですが、これ

は制度がありますからわかつておるはずですが、どういうふうに言つておりますが、どういうふうに見通しをしているか。この点についてお答えをいただきます。

○大和田政府委員 無年金者の数ということになりますと、実は非常に把握がむずかしいのでござります。たとえば國保に入つておる人間が国年に

入つていないとといったものを把握するといつしまして、その人間はすでに厚年で四十歳以上十五年

と、とにかく脱退者や権利喪失者が続出したわけ

です。そして、昭和三十四年に法律をつくって、三十六年に掛金をかけ始めて、国民年金が皆年金

として無年金も全部統ざらいいたしまして、経過

年金をつくって年金を発足させたわけです。

だから、労働者年金は共済や厚生、船員保険が

中心であるけれども、国民年金は自営業者が中心

であるべきであるけれども、年金から落ちている

のは全部総ざらいをして、そして明治四十年の

四月一日以前に生まれた人については、七十歳以

上の人生を対象に老齢福祉年金をつくった。明治四

十四年の四月二日以後の人々については経過年

金、十年年金をつくった。しかしながら、この年

金のしばしばの特例納付の措置にもかかわらず無

年金者ができた。それで、これは私は、戦前、戦中、戦後のそういう混乱期や高度成長における民

族の移動期において発生した無権利状態である。

それで國民年金の問題ですが、從来からのことでもござりますから、今後の問題といったしまして、これを再計算するということになつております。

そこで、どういう地域に、こういった人たちが多い

ことだと思います。

そこで、その前の議論はまた別にするとしまして、無年金と言われる人々、現在、年金につながる人は二つの類型に分けることができると思うのですが、今回の対象はその一つの無年金の問題ですが、そういう人はどういう地域に多いか。

これは制度がありますからわかつておるはずですが、制度的にはどういう年齢層の人々であるか。

それで、その前に間違いないか。從来五十万人と言つたのが百万人になったわけですが、これ

は制度がありますからわかつておるはずですが、どういうふうに言つておりますが、どういうふうに見通しをしているか。この点についてお答えをいただきます。

○大和田政府委員 無年金者の数ということになりますと、実は非常に把握がむずかしいのでござります。たとえば國保に入つておる人間が国年に

入つていないとといったものを把握するといつしまして、その人間はすでに厚年で四十歳以上十五年

と、とにかく脱退者や権利喪失者が続出したわけ

です。そして、昭和三十四年に法律をつくって、三十六年に掛金をかけ始めて、国民年金が皆年金

として無年金も全部統ざらいいたしまして、経過

年金をつくって年金を発足させたわけです。

だから、労働者年金は共済や厚生、船員保険が

中心であるけれども、国民年金は自営業者が中心

であるべきであるけれども、年金から落ちている

のは全部総ざらいをして、そして明治四十年の

四月一日以前に生まれた人については、七十歳以

上の人生を対象に老齢福祉年金をつくった。明治四

十四年の四月二日以後の人々については経過年

金、十年年金をつくった。しかしながら、この年

金のしばしばの特例納付の措置にもかかわらず無

年金者ができた。それで、これは私は、戦前、戦中、戦後のそういう混乱期や高度成長における民

族の移動期において発生した無権利状態である。

それで國民年金の問題ですが、從来からのことでもござりますから、今後の問題といったしまして、これを再計算するということになつております。

住民移動の非常に高い地域、これがやはり多いよう聞いております。つまり、そういう地域におきましては住民登録の確保もなかなかできないと、いうようなことになつてまいりますと無年金に結びつく可能性が出てくるし、市町村におきましても、住所移動をいたしまして住所が変わると、人たちのトレスがなかなかむづかしいといったようなことからいたしまして、どうしても住所移動の多いところ、言いますならば大都市というの農村部に比べまして無年金が多いということが言われております。

○大原(亨)委員 無年金者の概念の中には、明治四十四年四月二日以降に生まれた人で、福祉年金に結びつかないで経過年金の対象になる人が年金に加入していない、これが一つあるわけです。しかし加入していましても、昭和五年四月二日以降に生まれた人で、二十五年の期間を満たすことができないもの、こういう二つのケースが、大きく分けるとあるわけです。前者については今回措置をとっていると思うのですが、後者については、どういう考え方を持っていますか。

○木暮政府委員 今回、御提案をいたしております特例納付は、いまおっしゃいました両方のグループにつきまして保険料の滞納の分を追納しても

どういうことで考えておるわけですか。

○大原(亨)委員 そのように推定をしておりま

す。

○大原(亨)委員 その滞納分を追納してもうと

いう場合に、それを合計して百万人ですか。

○大和田政府委員 そのように推定をしておりま

す。

○大原(亨)委員 その保険料を一ヶ月について四千円にするということについてはかなり議論があ

る。これは十分議論しなければならぬだろうと私は思う。それで、四千円という保険料の根拠をもう一回、簡明に答えてください。

○木暮政府委員 今回、御提案をいたしておりま

す特例納付の保険料は一月につき四千円といふことでございますけれども、四千円の根拠は、法案が成立いたしましたならば七月から二年間この特

例納付の窓口を開きたい、こういうふうに思つて

おるわけでございます。年度で申し上げますと三

年度にまたがるわけでございますが、この三度の最後の年度の保険料につきましては今度の改正法案で三千六百五十円にしていただくということ

で法案を作成しております。この三

千六百五十円につきましては、昭和五十四年度に

スライドが実施されましたときには、そのスライ

ド率を掛けるという形をとつておるわけでござい

ます。したがいまして昭和五十四年度に給付のス

ライドがござりますと四千円近い保険料にならう

かと思うわけでございます。今度の特例納付の四

千円というのは、その一般的の保険料を下回らない

ことでございますが、これは、国民年金が世界に

例のないよう非常に大ぜいの自営業者や農民の方を対象としたまして、そういう被保険者の

方々の自主納付ということに支えられておる制度

でござりますので、法律の規定どおり、いろいろ骨

を折つて保険料を納付してくれております一般の

被保険者とのバランス上、一般的の保険料を下回る

ことは、そういう方々の保険料納付意欲にどうし

ても支障が出てくる。ひいては国民年金の運営に

大きな障害が出てくるという意味合いから、そ

うふうに考えた次第でございます。

○大原(亨)委員 先ほど答弁がありましたよう

に、人口移動が激しくて、出入りの激しい大都会

を中心とした落ちがあるわけです。それは小さな都市

でしたら、どこにどういう年の人があって、年金に

入つていかない人がどこにおるということをみんな

わかるわけです。ですから一人一人徹底するわけ

です。しかし大きな都會は出たり入ったりします

し、そういうサービスは行き届かない。これは高

度成長以来の民族移動に伴う民族移動革命、それ

に伴う行政サービスとの関係で生まれておる。大

きなみに今回の四千円でございますと、一番長

期に追納されます場合には五十万円前後の金額に

なるわけでございますが、その人につきまして事

例計算をいたしますと、年金を二年間受けます

と、非常に表現が悪いのでございますが、元を取

り返すという計算になるわけでございます。六十

五歳から受給をいたしますと、女子の場合には平

均年齢が七十七歳でございますし、男子の場合に

は七十二歳でございまして、平均的には七年以上

の支給を得られる。そこで、二年間で保険料の元

が取れるということでございますので、そういう

視点から四千円程度では甘いという見方もあつた

わけでございます。

私どもといたしましては、そういう私保険的な

立場に立つのもどうだろうか。また、先ほど先生おっしゃいましたけれども、ペナルティーというような考え方も委員の中にはあつたわけでございますけれども、年金制度にそういうことを考えるのは最後の最後にしなければならないのじやないか。結果的に一番私どもが重視いたしましたのは、国民年金が、被保険者の方々の努力によって自主納付される保険料で運営をされておる。厚生年金等は事業所で強制徴収のようなことができますので、そういう心配はないでござりますけれども、国民年金の場合には個々の国民の皆さん方に自主的に納付していくことが制度の支えでございます。したがいまして、先にいって納めれば、それで年金に結びつくのだということになりませんと、制度の根幹が搖らいでくるわけでござります。過去二回特例納付をいたしまして、その結果、特例納付というのは一定期間を置いて必ず繰り返されるのではないかという印象が出来つたのは否めないわけでございまして、そういう印象が一般に広がりますと国民年金の運営ができるなくなるわけでございまして、せめて、そのときそのときの一般の被保険者が納める保険料を下回らないといふ線は確保したいということで四千円を決めた次第でございます。

○大原(亨)委員 大体うんと金がある人、年金なんか要らぬという人は人数から言えばわざかですよ。それは実態把握していないでしよう。調べてみれば、そういう人はわざかです。実際は日々の仕事に追われて、なかなか手続についてもなじまない。ついで、おくれてしまつた、忘れてしまつたといふ人が多いわけで、むしろ所得の階層から言うなれば低所得階層や、それすれの人が多いわけですから、そういう立場の人々をどうするかということが必要ですよ。たとえば十年間といったしまして、さかのぼつて四十八万円納めるにいたしましても、これを二年間に調達するということになると大変なことになる。自分で入る意思のない者は別けれども、入りたても事実上入れなかつた。忘れていて、しまつたと思っている。し

かし、せっかく特例納付の制度ができたけれども金の工面がつかない。また入れない、こういう人ばかりいるのではないか。だから、そういう人に対しましては何らかの金融上、財政上の措置をすべきではないか。

というのは国民年金には、皆年金ということからもそうですが、あるいは使用者がいないというところからもそうですが、最初は保険料の二分の一を国庫補助しておった。今度は給付の二分の一に最近変わつた。とにかく給付が最近変わつた。それがどうでしょう。それは国費が、一般財源が出ておるのですから、そのことを考へても、一般財源が出るべき国民の立場から見るとならば、一般財源は公平ですから、そういうことを頭に置きましても、やはりペナルティー的な考え方で追納保険料の特例納付の金額を決めるということはいけないので

はないか。これは問題点だけを出しておきますけれども、そういう場合に先にいけばいくほどにかかる保険料を納めない場合にも、第一回あるいは第二回の特例納付に乗つていただけば、今はまだよくなるわけですよ。やはり経過年金は、年金の制度がなかったときは家族制度の中で子供が親を養つたのだから、順送りからいっても、いまに資料があるけれども、十年年金も五年年金もまだよくなるわけですか。野党の今度の修正案がでて生まれた問題ですから、私はそれは一つも不公平であるとは思わない。野党の今度の修正案がでて、五千円プラスアルファをやりましたら、このことからもそうですが、最初は保険料を納めない。一回目、二回目の特例納付にも乗らなかつた。その原因はいろいろあるかと思いますけれども、そういう場合に先にいけばいくほど特例納付の条件が楽になる。若いときから、年金に結びつくかどうかわからないらしくから保険料を納めるよりも、その方がいいということになります。特例納付の条件が楽になる。若いときから、年金に結びつくかどうかわからないらしくから保険料を納めるよりも、その方がいいということがで

ていただいたわけがございます。それで、困つた人が五十万円と申しますと、これは私どもでも大変な金でございます。しかし、その五十万円を納めるという場合は、昭和三十六年から一遍も保険料を納めなかつた方、それから一回目、二回目の特例納付にも乗らなかつたといふことで、極端な場合だらうと思つておるわけでございます。その場合、低所得者の方のおられることは事実だと思いますけれども、一般的の被保険者の方が苦しい中から保険料を納めてきたというとの対比で、こういう方々にだけ特別の措置をすることは適当ではないというふうに考えておることでござります。

○大原(亨)委員 今まででしたら、昭和五十二年現在からさかのぼつて十年間と言えば九万八千円の掛金を納めている。これは利子等を計算いたしましたのでござりますけれども、結論としましてはペナルティーという考え方は一切とらないでい

ます。したがつて、その中の非常に特殊な、いわば全く善意無過失であつて低所得の方がおられるということを御指摘をされれば、そういう方は全くいませんと言つわけにはなかなかいかねだろうと思うのですが、とにかく、ばらばらな事情がたくさんある、この無年金者と、いま局長が言いましたように、やはり他の、まじめにこつこつと、年金制度を理解し、苦しい中でも積立金をやってきた方々との公平感といふものは、私どもはどうしても考へていかなければいけないわけがござります。しかも、たとえば制度の周知徹底が非常に悪かつたかといいますと、国民年金はもうすでに十数年も、あらゆるところで議論をされておりまし、周知徹底も図られております。一回、二回と無年金対策をやつてきて、しかも三回目で

か、いかがですか。

○木暮政府委員 今回の特例納付の額を決めますときには、ペナルティーの考え方を入れたらどうかという意見もあり、現実に私どもも検討したこととは事実でござります。そのペナルティーのかけ方などいましまして、一般には六十五歳から支給されるもの六十六歳とか六十七歳とか、そういう支給開始年齢で考えたらどうかとか、そういう検討をいたしましたのでござりますけれども、結論としましては一般的の保険料よりも低くならないということだけにとどめたわけでござります。

それにしましても先生御指摘のように、かなりの額になることは事実でござりますけれども、こ

れもちょっと表現が悪いかと思いますけれども、これはひど過ぎるのじやないか。

○大原(亨)委員 いままででしたら、昭和五十二年から納めた人が、いま、もらつてますが昭和二回と無年金対策をやつてきて、しかも三回目で

ござりますから、そういう点もひとつ御理解をいただいて、どうしても公平の原則から見て、特別な扱いをするだけにしていただきて、困る人に、少し保険料を安くしてやるというようなことだけはお許しをいただきたいと思うのでございまして、これはある申し上げましたように、ぜひ他の一般の拠出制年金の加入者の方々との均衡という点を置いて御理解をいただきたいと思うわけでございます。

○大原(亨)委員 世帯更生資金とか国民金融公庫とか、いろいろなものもある。年金がないのだから年金で担保するわけですか、そういう制度等についても配慮すべきである。あるいは四千円というのには、議論といたしましては依然として問題は残っている。

これに関連しまして農業者年金について、これは特例納付の制度を、ここでまた持つてきたわけですが六十歳からは經營移譲年金、六十五歳からは国民年金プラス付加年金、これは強制加入みたいになりますが、プラス農業者年金、こういうことで御承知のようにできただけです。これはつくり方としては非常におかしな制度であって、制度の矛盾については幾らでも議論することができます。大体、經營移譲をして選択的な拡大をやって農業基本法を実践するのだということでやつたわけですが、そういう政策効果があつたかないかといふことが第一、問題なんです。それで国民年金の財源を持って別な年金をつくるのだから、そうしたら中・小企業にもつくれ、漁民でもつくれという事になる。

その議論は別にしまして、今度、特例納付するわけですが、よく問題になるのは、主人はどこかに勤めている。兼業をやっている。出かせきをやつていて、そこの年金に入っている、長期の場合には年金に入る。そうすると五反以上耕作をしておつても主婦農業、母ちゃん農業の方は年金権がない。それは經營者でないから年金権がない。経営移譲しようと思つたつて移譲すべきものがな

い。しかしながら五反以上はずっと残つて農業をやつしている人々がある。そういう人々が年金に連続しない。それをどう救済するかということは、私は農業年金全体からいって非常に問題点だらうと思う。それを救済する措置はありますか。

○川合説明員 先生いま御指摘のように、農業者年金は農業者の老後保障という面のほかに農業政策上の要請とということできていますので、加入の条件といたしまして、農地の権利を持つて、いま御指摘のような兼業農家の場合でございますと、御主人の方は厚生年金あるいは他の共済年金に入っているというケースが通常でございます。したがいまして、そういう場合には農業者年金といたしましては土地の権利の名義を奥さんの方に移して入るということができる道を開いておりますので、一般的に、そういう道が開かれているというか利用されているというところではないでございます。

○大原(亨)委員 こういうことです。今回の特例納付、さかのぼつて納付をする制度の中で、五反以上、実際上の耕作をしている人が、兼業をやつている、厚生年金や共済年金等に入っている主人の耕作権を継承する。たとえば農地を主人から借りて農業者年金に入る資格を得るということになつて、それがさかのぼつて特例納付をするならば農業者年金に加入する資格がある、そういうことですね。

○川合説明員 ただいま申しましたように、土地の権利名義があればいいわけです。これが人が、権利名義ができるときから被保険者になると、被保険者年金の場合は、国民年金は任意加入といふ制度になつておりますので、その被保険者になつた時点が問題でございまして、被保険者になつた以後、所定の期間を満たすことができるようになります。そこにはやはり盲点がある。しかし実際に百姓を汗水たらしてやつているのは、母ちゃんと農業ですから奥さんです。ですから、その人が、いまの制度では五十五歳から入つたならば、六十歳からは經營移譲年金をもらえて、六十五歳

ですと救われない場合があるということでござります。

○大原(亨)委員 たとえば取つてから三年なら三年ほどで六十歳の經營移譲年金の資格を得る段階に来たとしますと、六十歳から六十五歳までは經營年金をおきましたと、六十歳から六十五歳までは經營年金をもらることができます。その最短で五年でございますので、先生がいま御指摘のように三年前に取つたというようなケースですと、恐らく今度の救済措置でも救済されないと、いうふうになるのではないかと思います。

○大原(亨)委員 六十歳から六十五歳の間は、たゞえ借地権でもいいが、耕作権を持っているならば、それは国民年金とは関係なしに經營移譲年金が出るので、最低五年間の制約があるのです。

○川合説明員 要するに被保険者になつている期間が問題でございますが、農業者年金制度においては六十歳になりますと被保険者でなくなるのです。したがいまして、六十になる前に最低五年間、被保険期間であるときがないと救済されないという形になつております。これは年金のシステムとして、そういう形をとつておられるわけでございまます。したがいまして、六十になる前に最低五年間、被保険期間であるときがないと救済されないという形になると思ひます。

○大原(亨)委員 わかりました。だから、現在五十五歳の主婦農業をやつている主婦は、他の人から耕作権の移譲を受ける、あるいは借地する。そして自分が實際上農業をやつている、五反以上つくつておられるのが、この年金につながらないということで議論になつておられるわけだが、しかし農業をやつている場合には、これは主人が労働者年金、被用者年金の場合には、国民年金は任意加入といふ制度になつておりますので、その被保険者の中には加入していない、こういうのが実態です。

○大原(亨)委員 これは制度自体がおかしいのです。実際に農業をやつているのは主婦が多いのですが、これは三条許可という形で権利の移動が認められるわけでございますが、その判断と申しますが、実質的に農業をやつているかどうかといふことが一つの問題だらうと思います。しかしながら先生御指摘のように、実質的に農業をやつせる御婦人の場合でございますが、それは権利の移動が当然行われてしかるべきケースでございまますので、私どもも、そういう点での差が都道府県の間にならないように注意したいと思っております。

からは国民年金で積み上げて厚生年金水準、こういうことを、いかいかぬか別にして、考えて結しない。それをどう救済するかと、いうことは、そこで私は特に、これから指導について注意を喚起したいのですが、そういう主婦農業の問題について都道府県の扱いが、地域によって市町村によつて非常に違う。大体、耕作権がないのだから、そんなものは資格がないということで主婦はネグレクトされる、そういう厳しいところもあるし、そういう権利はありますよ、実際に耕作しているのですから、というところもあるし、非常にふざらいであります。だから特例納付の制度を今回やるわけですが、そういう点の指導について十分気をつけてもらいたい。いかがですか。

からね、私は特に、これから指導について注意を喚起したいのですが、そういう主婦農業の問題について都道府県の扱いが、地域によって市町村によつて非常に違う。大体、耕作権がないのだから、そんなものは資格がないということで主婦はネグレクトされる、そういう厳しいところもあるし、そういう権利はありますよ、実際に耕作しているのですから、というところもあるし、非常にふざらいであります。だから特例納付の制度を今回やるわけですが、そういう点の指導について十分気をつけてもらいたい。いかがですか。

の場合に実際に適合したような適用の仕方を、法律ができたならば、やらなければ不公平になるではないか、こういう点を指摘いたします。

各論に入り過ぎたのですが、大蔵省、公定歩合を引き下げて今度三・五%になったわけですが、

前に予算委員会の分科会で、これは厚生省へ言つても効果がないだろうと思つて村山大蔵大臣に言つたのですが、今までの経過をたどつてみますと、公定歩合を下げた場合に年金の積立金の運用

利子にすぐ連動した場合と連動しない場合があつた。積立方式をとりながら、厚生年金の積立金、

本年度末は十七兆円にも達するというのを大蔵省は持つていて、最初私が言つたように昭和十七年にできた労働者年金当時の職業の調達という考え方そのまま、財政投融資を持っていくという考え方の本体が大体間違つておる。他の共済年金や、あるいは諸外国の例を見たつてそういうのをぎめつと握つて保険料と給付の見合いをやりながら財政投融資に繰り入れていって、そして大蔵省が握つて、ある場合には融資の先へ天下る、そういう議論をしばしばいたしました。

積立方式をとりながら公定歩合を下げて運用利回りも公定歩合につれて下げていくといふ方針をとるならば、積立金の財政、その運用の点から考へてみても、インフレ、物価上昇から考へてみて、大蔵省はどういう措置をとつたのか。

○森(事)説明員 お答えいたします。

従来から運用部の預託金利は公定歩合と必ずしも運動いたしておりませんで、運用部に預託されております預託金の六割以上を占めております郵便貯金の金利動向と運動して動かしております。したがいまして、公定歩合が動きましても郵便貯金の金利が動きません際は、私どもの方の預託金利あるいは貸付金利につきましては変動いたして

おりません。したがいまして、今回の公定歩合の引き下げに伴いまして当然に資金運用部の預託金利あるいは貸付金利を動かすということではござつたのですが、いままでの経過をたどつてみますと、公定歩合を下げた場合に年金の積立金の運用

利がある場合は貸付金利を動かすということではござつたのですが、承るところによりますと、きょう郵政審議会におきまして郵便貯金の金利をどうするかということを郵政省の方で御相談なさつてゐる

ということです。もし郵便貯金の金利を動かすということにならうかと思います。

○大原(亨)委員 郵便貯金も厚生年金その他の掛

金も、労働者であり一般庶民ですよ。法人ではありません。そういう共通の性質はあるのですが、これは今後、しかし、この年金の積立金というのはもつと別の意味があるのでないか。公的年金の中で積立方

式をとつてゐるのはないか。それを厚生省から大蔵省がひつたくつて大蔵省が運用しているのじやないのか。そのときに、公定歩合を下げたからといって運用利回りをそりうる考え方で操作することは間違つた。もし、そういうことをやるならば、百歩譲つてやるならば、どこから、それに相当する金額を利子補給をするべきである。それでなかつたら、これはどんなにやつたつて当面インフレは続くのだから、自民党内閣が続く限り続く

いつてゐるのじやないか。

外国が全部賦課方式になつたというのは、インフレに対応できないから賦課方式になつたのじやないか。社会保障制度審議会が目的税方式を取り入れたのは、それは賦課方式をとらなければ、やはりインフレに対応できない。所得の再分配の逆再配分になつてくるということを言つてゐるのだ。だから郵便貯金や厚生年金の積立金について

れば年金の財政がいくはずがない。そうすると、積立方式というのをインフレに対応できないから結局は高負担低福祉といふことになる。厚生大臣いかがですか。審議会云々ということを言つていますが、それでも、厚生大臣はどういう主張をしているのですか。

○木暮政府委員 現在の厚生年金、修正積立主義をとつておるわけですが、これは今後、人口の老齢化が進みまして年金の受給者がどんどんふえてくるわけでございます。それにつれて保険の給付費の財源が膨大なものになっていくわけでもございますが、世代間の負担の公平といふ観点もございまして、積立金を持つていいないと制度の

円滑な運営ができないということでござります。外國の例を見ましても……(大原(亨)委員「だからそれはいいから、今度どうするのか」と呼ぶ)そういうことで積立金を持つておるわけでございますが、これを資金運用部に預託をいたしておる

外國だけは年金の積立金だからだめだとあります。それでは大蔵省に預けないで自主運用をしたうて各種の預金金利から貸出金利まで全部、世の中の金利体系といふものが変わつていくときに、これが下がるわけですから、世の中の全体

の客觀情勢がどうなつていて、これはひとり、おれの金だけはだめだと言つてみても、なかなかそれはいけない。だから私どもとしては、こうい

う特殊のあれだから、まあできるだけ余り下げる手筋としましては、資金運用部に預託をするというので非常に確実な運用をしなければなりませんわ

けでございます。年金の給付財源でございますが、これを資金運用部に預託をいたしておる

わけではない。だから私はどうするのかと呼ぶ

ことは最もいい方法というふうに思つてゐるわけ

でございます。

それで金利の問題でござりますが、先ほど大蔵

省の方から御答弁がありましたけれども、郵便貯

金の利子がどうなるかによりまして資金運用部の

預託金利も変動がでてくると思ひますけれども、

私どもといたしましては、資金運用部の預託金利

が利子がどうなるかによりまして資金運用部の預託金利も変動がでてくると思ひますけれども、

私どもといたしましては、資金運用部の預託金利

を下げることもできるだけ最小限度にとどめ

てほしい、こういう立場でございます。

○大原(亨)委員 考え方の基本が、大臣、それは

おかいのですよ。公的年金の積立金運用につい

ては、ちゃんと政府が責任を持つといふ前提で積

立方式が成立してゐるのですよ。いま十七兆円あ

るけれども、一割ほど減価すれば一兆七千億円ほ

ど目減りするわけです。インフレにどう対応させ

るかということを考えなかつたら、年金というも

の不安定できる、いいやつはできない。だから、

そういうところは大臣が乗り込んでいつて、公的年金のこの運用利回りを下げるることは相ならぬ、こういうことをちゃんと言わなければダメです。

○小沢国務大臣 これは大原先生そうおっしゃい

ますが、もし別の預貯金にして運用しておつた場

合には、これはもう当然下がつてくるわけですかね。ですから、これはそうおっしゃつても困る

のです。やはり、それはそれとして給付費の国庫負担といふものをちゃんと考へておつた場

合には、これはもう当然下がつてくるわけですかね。だから私どもとしても困るのです。

○木暮政府委員 現在の厚生年金、修正積立主義をとつておるわけですが、これは今後、

人口の老齢化が進みまして年金の受給者がどんどんふえてくるわけでございます。それにつれて保

険の給付費の財源が膨大なものになっていくわけ

でございますが、世代間の負担の公平といふ観点もございまして、積立金を持つていいないと制度の

円滑な運営ができないということでござります。外國の例を見ましても……(大原(亨)委員「だからそれはいいから、今度どうするのか」と呼ぶ)

そういうことで積立金を持つておるわけでございますが、これを資金運用部に預託をいたしておる

外國だけは年金の積立金だからだめだとあります。それでは大蔵省に預けないで自主運用をしたうて各種の預金金利から貸出金利まで全部、世の中の金利体系といふものが変わつていくときに、

これだけは年金の積立金だからだめだとあります。それでは大蔵省に預けないで自主運用をしたうて各種の預金金利から貸出金利まで全部、世の中の金利体系といふものが変わつていくときに、

これは下がるわけですから、世の中の全体

の客觀情勢がどうなつていて、これはひとり、おれの金だけはだめだと言つてみても、なかなか

それはいけない。だから私どもとしては、こうい

う特殊のあれだから、まあできるだけ余り下げる

手筋としましては、資金運用部に預託をするというの

でござります。それだけはだめだとあります。それでは大蔵省に預けないで自主運用をしたうて各種の預金金利から貸出金利まで全部、世の中の金利体系といふものが変わつていくときに、

これは下がるわけですから、世の中の全体

の客觀情勢がどうなつていて、これはひとり、おれの金だけはだめだと言つてみても、なかなか

それはいけない。だから私どもとしては、こうい

う特殊のあれだから、まあできるだけ余り下げる

手筋としましては、資金運用部に預託をするというの

でござります。それだけはだめだとあります。それでは大蔵省に預けないで自主運用をしたうて各種の預金金利から貸出金利まで全部、世の中の金利体系といふものが変わつていくときに、

これは下がるわけですから、世の中の全体

すか。

○木暮政府委員 現在六%でございます。この六%というはことしの一月一日に下げたわけでござりますが、厚生年金の還元融資の場合には、一方では年金の給付の財源でございますし、一方ではまた、その被保険者に対して福祉還元をするという意味合いで、そのバランスをどこでとるかということでおざいますけれども、今度一月一日から六%にいたしましたことによりまして、被保険者の方々に十分利用してもらえる条件になつたというふうに考えております。

○大原(亨)委員 私が言つているのは、それはようびり改善だけれども、それじや共済組合の積立金運用と同じになつたのですか。

○木暮政府委員 共済組合の個人住宅貸し付け、これは組合によりまして条件がさまざまございります。それで、五・七%くらいのところが一番多いと思いますけれども、共済組合の中で一番被保險者の多い郵政が六%でございまして、それに並んでおるわけでございます。

○大原(亨)委員 だから今度、新しくさらに公定歩合の引き下げが決まつた、どうするのか、こう言つておるのです。

○木暮政府委員 先ほど申し上げましたように、一方では年金の財源としまして考えていかなければなりませんし、一方ではまた当然のことながら福利還元をするということでございますが、そのバランスの問題なんでおざいますけれども、現時点では六%というのは妥当な線ではないかと思つております。

○大原(亨)委員 大蔵大臣みたいな答弁をするあなたたちは、何を言つっているのだ。村山大蔵大臣など。あなたたちは、何を言つておる次第でござります。

○大原(亨)委員 大蔵大臣みたない答弁をするあなたたちは、決して下げないよう、質問の趣旨は十分尊重して対処いたします、慎重にやります、こう言つて答弁しているのだ。大体厚生大臣、やはりそういう点は、たとえば〇・五%違えば、これは保険料には物すごい影響があるので、その計算が出でる、一〇%という計算ですかからね。ですか、物すごい影響があるわけだ。だからそういう

点は厚生大臣が直接行つて話をしなければダメですよ。いいですか。なりますか。あなたたは、武見さんとのところに行かぬで、ちゃんと大蔵大臣や審議会にねじ込んでいったらいじやないか。国民の方に向かなければだめじやないか。

○小沢國務大臣 もちろん私は自主運用の大事情でござりますから、交渉に全力を注ぐわけですが、今日は事態、政府の閣僚の一人として慎重な答弁をしておるわけでござりますけれども、当努力は十分いたす所存でございます。

また、貸付金利をもう少し下げるというお話ですか、これは考えてみますと、やはり被保険者としては自分の足を食うようなものですからね。貸すときにはうんと下げると言われますと、それはそれがだけ、やはりこちらとしては、せっかくの積立金がまたおっしゃるような目減りもするわけですから、その辺のところはバランスをとつて考えていかなければいかぬのですから、まあ六%が適切じゃないかという今日の考え方、こういうことでもござりますので、それは被保険者のためも考え方、積立金の確実、安全な運用等も考へて、その辺のバランスで、ひとつ考えさせていただきたいと思っておるわけでござります。

○大原(亨)委員 だから、そういうことを言うだらうと思って、大蔵大臣とぼくはここで議論したわけです。厚生大臣、あなたたは國務大臣でもあるのですから、武見さんの方へ行つてはがつんとやられ、大蔵大臣の方へ行つてはがつんとやられ、大蔵大臣はやはり、これが間意見の行方といふものはどうなるんだらうか、こういう気持ちを持っておりまます。したがいまして、そういう国民の気持ちにこたえるような、まああえて不透明な部分と言いますけれども、不明な部分についてできる限り解明をすると、たぶん立場でお答えをいたさうと思いますのは、一つ

いたします。
午前十一時三十一分休憩

↓

○木野委員長 休憩前に引き続き会議を開きま

国民年金法等の一部を改正する法律案に対する質疑を続行いたします。田口一男君。

○田口委員 まず初めに、午前中も大原委員から

あつたのですが、去年の暮れに出されました年金

制度基本構想懇談会中間意見、以下は中間意見と

言いますけれども、それと、その後に出された社会保障制度審議会のいわゆる新年金体系、この二つについて二、三お尋ねをいたします。

まず、中間意見につきましては、私は、この中間意見をまとめられました各委員の先生方、それを取り仕切つてきた年金局を中心の皆さん方に心

から敬意を表したいと思います。ということは、これだけ年金の問題が大きくなつてきておるにもかかわらず、從来とかくいたしまして厚生年金は厚生年金だけ、共済年金は共済年金だけといふ各制度の枠内に閉じこもつたいろいろな提言、改革意見といふものはありますけれども、この八つの制度に真っ向から取り組んで、ともかく問題点

は思いますが、やはり制度審と年金懇の立場の違ひといいますか、性格の違い等もございますので、懇談会の方でいろいろな問題点を挙げられます。

結果だけを見ると、ねらいは一つだ、こういう理解に立つてよろしいかどうか。その点、まずひとつ

実は、これは中間意見に對して制度審が間意見を入手し、一つの具体案を示したと國民が思つておることは、そのとおりだとして大臣もお考えになつておるのか。双方のかがみの文章を見ますと、それを沿革、経過を述べてはおるのでですが、結果だけを見ると、ねらいは一つだ、こういう理解に立つてよろしいかどうか。その点、まずひと

つあります。したがつて國民は、中間意見といふものに対する態度が、何處かは制度審と年金懇の立場の違ひといいますか、性格の違い等もございますので、懇談会の方でいろいろな問題点を挙げられます。

そこで、その点を今後ひとつさらに検討を加えていきます。

まず、中間意見につきましては、私は、この中間意見をまとめられました各委員の先生方、それ

を取り仕切つてきた年金局を中心の皆さん方に心から敬意を表したいと思います。ということは、これだけ年金の問題が大きくなつてきておるにもかかわらず、從来とかくいたしまして厚生年金は厚生年金だけ、共済年金は共済年金だけといふ各制度の枠内に閉じこもつたいろいろな提言、改革意見といふものはありますけれども、この八つの制度に真っ向から取り組んで、ともかく問題点

は思いますが、やはり制度審と年金懇の立場の違ひといいますか、性格の違い等もございますので、懇談会の方でいろいろな問題点を挙げられます。

結果だけを見ると、ねらいは一つだ、こういう理解に立つてよろしいかどうか。その点、まずひとつあります。したがつて國民は、中間意見といふものに対する態度が、何處かは制度審と年金懇の立場の違ひといいますか、性格の違い等もございますので、懇談会の方でいろいろな問題点を挙げられます。

そこで、その点を今後ひとつさらに検討を加えていきます。

まず、中間意見につきましては、私は、この中間意見をまとめられました各委員の先生方、それ

を取り仕切つてきた年金局を中心の皆さん方に心から敬意を表したいと思います。ということは、これだけ年金の問題が大きくなつてきておるにもかかわらず、從来とかくいたしまして厚生年金は厚生年金だけ、共済年金は共済年金だけといふ各制度の枠内に閉じこもつたいろいろな提言、改革意見といふものはありますけれども、この八つの制度に真っ向から取り組んで、ともかく問題点は思いますが、やはり制度審と年金懇の立場の違ひといいますか、性格の違い等もございますので、懇談会の方でいろいろな問題点を挙げられます。

そこで、その点を今後ひとつさらに検討を加えていきます。

まず、中間意見につきましては、私は、この中間意見をまとめられました各委員の先生方、それ

を取り仕切つてきた年金局を中心の皆さん方に心から敬意を表したいと思います。ということは、これだけ年金の問題が大きくなつてきておるにもかかわらず、從来とかくいたしまして厚生年金は厚生年金だけ、共済年金は共済年金だけといふ各制度の枠内に閉じこもつたいろいろな提言、改革意見といふものはありますけれども、この八つの制度に真っ向から取り組んで、ともかく問題点は思いますが、やはり制度審と年金懇の立場の違ひといいますか、性格の違い等もございますので、懇談会の方でいろいろな問題点を挙げられます。

そこで、その点を今後ひとつさらに検討を加えていきます。

まず、中間意見につきましては、私は、この中間意見をまとめられました各委員の先生方、それ

つたところが違うような気がするのであります。が、それぞれ非常に貴重な御意見でござりますので、この一年かかつて検討する場合に、十分参考にしていただきたい、かように考えておるわけでござります。

○田口委員 確かに制度審の方は、五十年十二月に出した「今後の老齢化社会に対応すべき社会保障の在り方について」これの各論の一つとして年金問題を出したというふうな理解もできるのですけれども、そういう経過を知らずに見た場合、さつきから言っておりますように、たまたま九日と十九日とということで、素早く制度審の方では中間意見に対する答えを出したというふうに見ても無理はないと思うのですね。

そういうことで、このことを再度追及はいたしませんが、私はなぜ、それを言いたいかといいますと、さつき高く評価をいたしましたように、現行八つの年金制度に前向きに真っ向から取り組んだ意見である。とすれば、この中間意見に対しても、それぞの制度側から、いやこうじやない、中間意見はこう言つておられるけれども、こういうことなんですよといつた反論といいますか、たとえて言うならば、中間意見がピッチャーボールを投げた。それを受けた、すぐに投げ返す、こういふやキャッチボールというものが今後なければ、私は、せつかく中間意見をまとめたかいがないと思うのですね。ところが今日の状態でいうならば、その各年金制度の中では、俗に言う金持ちけんかせずといふことで、おれのところは財政問題なんだよ、ああは言つておるけれども、馬耳東風といふことで、だんまりを決め込むことなきにしもあらず。そうなつてくると、これは単なる一作文に終わってしまうんじゃないかな。ですから、中間意見は文字どおり中間意見ですから、後で一つの結論といふものを、いずれかの日に出すんでしょうが、そのいずれかの日に出すまでに一体、各制度に対しても、どういう働きかけをするのか、たとえば国家公務員共済に対しても、地共済に対しても、その辺の具体的なもぐらみがあれば、お答えをい

ただきたいのです。

○木暮政府委員 基本構想案の中間報告、それから制度審議会の建議がございまして、年金の改革をめぐります意見が出尽くしたということだらうと思います。私ども、また基本構を再開いたしまして、制度審議会の建議も見せていただきながら詰めをしていくわけでござりますけれども、先生

おっしゃるよう、これから年金の改革は、ほんの八つの制度がみんな協力してやつていかなければならぬということに相なるわけでござりますが、総理府にちょうど年金問題の連絡協議会がございまして、中間意見のこと、それからまた制度審議会の建議等につきましても、その場を通じまして連絡をとった次第でございますが、今後も連絡協議会を中心とした話し合いを行つていかなければならぬというふうに考えておるわけでござります。また、単なる話し合いというだけではなく、私ども意見ある人は考え方の方向が決まりました際には、協議会あるいはまた各種共済制度を持っております省にも十分連絡をしてまいりたい、こういうふうに思つております。

○田口委員 それに関係して大臣にちよっとお聞かをしたいのですが、たとえば、いま八つの制度があつて、いろいろな問題を抱えておる。ところが国会という場でそれを見たとき、厚生年金、国民年金は厚生省の所管であるから本委員会ですね。ところが国家公務員の共済組合は内閣委員会ですか（大蔵委員会）と呼ぶ者あり）それぞれ所管

能ということですか、私、質問する方も、ちょっと場違いかと思うのですが、そこはお許しいただいて、大臣としてどういうふうに考えてみえるのか。それから制度審の方でも、こういうことを建議された以上、そういう議論があつたかなつかの八つの制度がみんな協力してやつていかなければならぬということに相なるわけでござりますが、わが国の年金制度のいわば大宗をなすものですが、総理府にちよど年金問題の連絡協議会がございまして、中間意見のこと、それからまた制度審議会の建議等につきましても、その場を通じまして連絡をとった次第でございますが、今後も連絡協議会を中心とした話し合いを行つていかなければならぬというふうに考えておるわけでござります。また、単なる話し合いというだけではなく、私ども意見ある人は考え方の方向が決まりました際には、協議会あるいはまた各種共済制度を持つておる省にも十分連絡をしてまいりたい、こういうふうに思つております。

○小沢国務大臣 私、当委員会が所管をいたしましたかとすることを、参考までに制度審の方にもお伺いしたいと思います。

○田口委員 それは、やはりただ単に厚生行政の枠内、厚生省の取り扱つておる仕事の枠内ではなくて、国民全体のために老後の所得保障がいかにあるべきかという点からいいますと、私は、年金制度については当委員会が少なくとも主たる総括的な委員会だと思ひますので、それを行政的に考へる役所の責任というのは、また私は厚生省だと思っておるので、この懇談会の意見にもありますように、制度間の格差の是正、統一をやつたり、あるいは負担の公平を図つたり、そういうような点については厚生省が主になつて国民全体に共通するりっぱな年金制度をとらなければいけないと思つております。また当委員会の方でも中心になつておる、つまりは、いろいろな問題を抱えておる。ところが、給付水準の格差の是正、統一をやつたり、あるいは負担の公平を図つたり、そういうような点については厚生省が主になつて国民全体に共通するりっぱな年金制度をとらなければいけないと思つております。また当委員会の方でも中心になつておる、つまりは、いろいろな問題を抱えておる。ところが、セクトを出して、どうぞひとつ、私も及ばずながら政府内部にありますように、改めて各年金間の調整については中心になつて推進をしていきたいと思いますから、そのようにお考えいただいて、お進めをいたければ、ありがたいと思うわけでございます。

○竹内政府委員 制度審議会の立場でお答えさせていただきたいと思います。

制度審議会の審議の過程で、今回の御指摘にな

りました建議それ自体について途中経過で、統一的機関というような議論はございませんでした。ただそのかわり、すでに、それに先立ちまして、先ほど年金局長から御紹介ありましたように、総理府の審議室に公的年金の各省の連絡協議会が設けられた。その連絡協議会が設けられた原因といいますか、きっかけは、社会保険制度審議会から年金についての各省、政府全体を通じた統

一的な見解が出せるような機関を持つべきだといふことから、公的年金の連絡協議会が設けられたわけです。その限りでは、制度審議会と制度審議会の建議がございまして、年金の改革をめぐります意見が出尽くしたということだらうと思います。私ども、また基本構を再開いたしましたかの八つの制度がみんな協力してやつていかなければならぬということに相なるわけでござりますが、わが国の年金制度のいわば大宗をなすものですが、総理府にちよど年金問題の連絡協議会として、主体としては厚生省が、これらについてのリーダーシップをとつていくということをござりますので、主体としては厚生省が、これまで大臣からお話をありましたように、実質的に見まして、やはり国民年金、厚生年金というものが、わが国の年金制度のいわば大宗をなすものですが、総理府にちよど年金問題の連絡協議会としても審議の過程で当然予定しておると思つておりますし、また、ただいま厚生省として、その年金制度については、それが何よりも順次必要になつてくるんじやないか、こういう気持ちを私は持つておるわけです。だから大臣

すか骨子であろうというふうに事務当局としては理解をしておるわけでございます。

○田口委員 じゃ大臣、常識的に言つて、いま国民が年金というものに対する期待を寄せておる、老後の生活における年金のウエートをどのように思ひますか。いま制度審で言う六十五歳以降の老後の生活を一般的に言つて支えていくに足るといいますか、年金というものはどれぐらいのウエートを占めるのか、どういう位置を占めるのか。常識的にどうお考えですか。

○小沢国務大臣 そこが一番問題点だらうと思うのですね。少なくとも生活保障でない、所得保障でございますから、生活保障でなくて、やはり当分は年金としては所得保障の考え方でいかざるを得ないだらう。そりいたしますと、しからばどの程度が所得保障の水準として適当であるかという点については、恐らく制度審の方は三万円で十分だとは考えておられないから、やはり基礎年金部分としてそれを設定して、そのほかに各社会保険の給付というものは上積みされるというような形で、そういう制度があるものですから、そうすれば基礎年金部分だけを統一してやつておけば、そこに上積みをされ、それが全体の必要生活費といいますか、それのある一定の割合になるだらう。それは対象者によつてもまちまちだと思いますが、そういうお考えのもとに、こういう構想ができるんだろうと思うのです。

現在は、生活に必要と考えられるものの約六割見当を頭に置いて制度そのものを全般的に考えておるというものが現状でござりますので、これは社会保障の内容がどんどん進んだり、あるいは国民の老齢化のぐあい、あるいは当時の生活の状況等をいろいろ考えて決めていかなければいけませんから、一概に固定するわけにもいかぬと思ひます。が、当面は大体六割見当というのが所得保障の一定水準と考えて、現在ではいろいろな施策を進めおるというのが、私どもの考えと御理解願つていいんじやないかと思っておるわけでございます。

○田口委員 確かに、この問題はすつきりして国民的な合意を得なければ、後々年金の財政を考えるのも、それから支給開始年齢が何歳かという問題ですね。いつも年金局あたりの言い方は、従前所得の六〇%を保障するということを言つておったでしょう。厚生年金が四十八年改正、五十年改正で、そのとき言つておるのは、もう国際水準以上になりました、従前所得の六割です。こういうことを言つておった。ところが今度、制度審のまとめられた「年金受給者の生活」という項目に、「基本年金」プラス「社会保険年金」として、これを「年金の水準」と言つておるのですが、「年金の水準」については、それのみによつて六十五歳以上の老齢者の生活が賄われるものと考えるべきではなく、老齢者世帯の既存のストック、家族からの援助、各種の社会的施設(住居をも含めての)、とりわけ医療サービスの整備、並びにこれに加えて老齢者に対する各種の自発的サービス、こういうものが望ましい、こういう言い方をしておる。

たとえの数字を出しますけれども、それによつて三万円出せとか五万円出せとかという意味じゃありませんよ。たとえの数字で、じゃあ六十五歳なら六十五歳の老後の生活とした場合に、五万円の年金があつた。その五万円の年金というものは従前所得の六割に相当するものであつて、自分の生活設計ができるのだ。こういうような位置づけなら位置づけをびしっと出すのか。いろいろ意見はあります、いま大体国民のほとんどが年金の金額によつて、生活に差はありますけれども、全生活を賄おうなんという気はないと思うのですが、当面は大体六割見当というのが所得保障の一応水準と考えて、現在ではいろいろな施策を進めおるというのが、私どもの考えと御理解願つていいんじやないかと思っておるわけでございます。

るんじやないか。しかも六十五歳なんという年齢を出してきたものですから、これも財政的な事情で六十五歳に引き上げられた、こういう混乱、危惧というものを事実、年金受給者それから向後、老期に向かう人が持つておることは事実です。

ですからこの辺で、中間意見の方でも老後の生活像というものの実態が挙がつてはおりますけれども、その実態に即して、やはり年金水準といつてわからぬですね。その辺について、時間の関係で深く二度三度は言いませんが、そういう考え方について、どう思つてみえるか。

○木暮政府委員 ただいまの厚生年金の考え方は、先生がおっしゃいましたように平均標準報酬の六割をめどとするということで制度を立てておるわけでございます。これはILOの条約等を見ましても、国際的に十分通用する水準だらうというふうに思つてござります。

ところが、年金の今後の見直しということで、各政党あるいは各研究団体がいろいろな案をお出しになつておるわけでございますが、それは期せずしてナショナルミニマムのようなものを考えて、そこから年金を積み上げていこうという案が多いわけでございます。それで私どもの懇談会の中間意見でも、この問題を取り上げて検討をいたしておりますが、これが御承知のように

支給開始年齢で制度審議会の言つておる六十五歳、この六十五歳という線引きをした理由は、いまの各法律を見ましても、たとえば労働省の中高年の雇用促進特別措置法では六十五歳が高齢者ですね。それから税金の方でいくと、六十五歳以上は老人控除がある。それから老人ホームの入所資格は六十五歳以上、それから国民年金が六十五歳、こういったところから六十五歳といふ線を出されてきたんだと思うのですが、これも一つの問題としておるわけでございますが、これは御承知のようだ、ごらんいただきましたように、まだ語まつていいというところでございます。一つは、各政党あるいは各研究団体が言われておりますナショナルミニマムにかなり幅がござります。また、その幅があるのは、やはり考え方によつて当然だと思います。だから、いま日本の年金が考えておる水準と、いままで厚生省が答弁してきたことは、かみ合わぬような気がするんですね。下手をするど

解明できなかつたわけでございます。

一方また、私どもの方の懇談会の中間意見としては、いろいろな年金の改革案の中でナショナルミニマムが重んぜられておるわけでございますが、やはりナショナルミニマムでも負担をどうするか、費用負担の調達の方法ということが非常に大きな問題になるのでございますが、それには余り触れていない案が多いので、費用負担との関連も掘り下げてみなければいけないということで議論が終わつておるわけでございます。ただ中間報告も、この点につきましては年金制度の目標を国民にはつきり示すというためには、この問題に解明を与えることが一番いいということで、今後の重要な課題の一つといふことで考えておるわけでございます。

○田口委員 ちょっとと時間の関係で急ぎますが、支給開始年齢で制度審議会の言つておる六十五歳、この六十五歳といふ線引きをした理由は、いまの各法律を見ましても、たとえば労働省の中高年の雇用促進特別措置法では六十五歳が高齢者ですね。それから税金の方でいくと、六十五歳以上は老人控除がある。それから老人ホームの入所資格は六十五歳以上、それから国民年金が六十五歳、こういったところから六十五歳といふ線を出されてきたんだと思うのですが、これも一つの問題としておるわけでございますが、これは御承知のようだ、ごらんいただきましたように、まだ語まつていいというところでございます。一つは、各政党あるいは各研究団体が言われておりますナショナルミニマムにかなり幅がござります。また、その幅があるのは、やはり考え方によつて当然だと思います。だから、いま日本の年金が考えておる水準と、いままで厚生省が答弁してきたことは、かみ合わぬような気がするんですね。下手をするど

そこで、在職老齢年金制度というものについて廃止せよという意見もあります。私は現状では廃止すべきだと思うのですが、これをもう少しはつくりさせる必要があるのじやないか。というのところが最近は、去年あたり、いろんな事情で七十歳の定年が出ましたね。それなんかを考えますと、わが国の在職老齢年金制度といふものは、水準が低いといふことが、もちろん一番原因ですけれども、中高年齢者の雇用促進をするといふ一面もあるけれども、高齢者の賃金水準を下げ

るという役目も持つておる。だから、たとえば六十五歳なら六十五歳というものを一応肯定すると、そこまで職業生活を継続しようと思うと、いまの定年だとか賃金体系だとか終身雇用とかといった制度を抜本的に洗い直さなければならぬ。そういった場合に、在職老齢年金制度というものは邪魔になるのかどうなのか。これもいまの水準を上げれば、それで一応解決すると思うのですが、その辺この懇談会なり制度審なんかの議論があれば、参考までにちょっと。

○木暮政府委員 年金の将来推計をいたします

と、これはいろいろな仮定があるわけでございま

すけれども、厚生年金で見ますと千分の二百を超

えるような数字が出てくるわけでございます。ド

イツの場合には現在千分の百八十でございまし

て、財政的に非常にきつくなつて物価スライド、

賃金スライドの時期をおくらせるというようなこ

とをやつておりますので、制度が違いますので單

純な比較はできませんけれども、千分の百八十と

いうのはかなりきつい線だらうと思うのです。日

本の場合には千分の二百を超えるようなことが考

えられますので、そういう将来の人口老齢化に対

処するために、支給開始年齢を現在の六十歳から

引き上げるというようなことは避けられない問題

ではないかと思うわけでございます。

しかし、この年金の支給開始年齢といふのは、

年金制度だけで判断するというわけにはまいりま

せんで、先生もおっしゃるよう雇用の問題等の

関連も、よく見ていかなければならぬわけでござります。

将来の姿としましては、雇用で六十五歳まではめんどう見てもらおう。六十五歳からは年

金の守備範囲であるということが姿だらうと思いま

ますが、そこに、どういうふうに持つていくかとい

うことだと思うわけでございます。

在職老齢年金につきましては、社会保険審議会

の厚年部会の御意見をいただきまして、今回、額

を引き上げる措置を講じておるのでございますけ

れども、厚年部会の審議の経過も、在職老齢年金

は、いまのままではむしろ高齢の方の就労の邪魔

になる。あるいは高齢の方の賃金の引き下げに作

用する場合もあるのではないかという議論が、か

なり聞わされたわけですが、現在ござい

ます在老の制度が、賃金の低い老齢者のお役に立

つておるという面の方が多いんじゃないかとい

うことで、とりあえず現行制度のまま改善をお願い

をしておるわけでございますが、厚生年金部会で

して、厚生年金部会の審議を待ちまして、私どもも

考えてまいりたいと思っております。

○竹内政府委員 制度審議会の議論の立場でお答

えいたします。

二つございますが、一つは、まず六十五歳とい

う支給開始年齢につきまして、制度審の建議の中

身も雇用の立場あるいは現実の老人の生活といつ

たようなことから出てきたわけですが、き

つかけといたしますは、もともと六十五歳とい

う一段階で、いわゆる求職率あるいは職を探す希望

率と申しますか、就業構造基本調査というのを総

理府の統計局が五年ごとにやつておりますけれど

も、その率を見ましても、六十五歳という段階で

大きく変化をしていることが一つあります。

そのほかに厚生省の健康調査とか、あるいは

その他の調査などを見ましても、健康状態あるい

は有病率とかあるいは受療率という面を見ます

と、二十歳、三十歳、四十歳という段階ではおお

むね一けたでありますものが、六十歳を超えます

と、特に六十五歳からは急激にふえてくる。

こういった条件を考慮いたしまして、かつ、退

職ということと年金ということが、欧米の場合

は結びついているわけでございます。日本の場合

は必ずしもそうはいっていない。しかし、将来展

望として、やはり六十五歳という段階で、これは

で今後大いに議論をしたいと思うのですが、もうあ

と時間がありませんから、ちょっと次へ進みます。

午前中、経過年金の問題で大原先生から相当意

見があつたのですが、これに関連して、年金格差

問題などの不満、不平のある一つとして、私は旧

兵歴を持っておる者の扱いについて、こういう場

合はどうなつておるのか現状をひとつ報告をして

いただきたいのですが、旧軍人の在職年が恩給権

を確立すること自体が、年金制度にとっても、あ

るいは日本の労働者の一つのライフサイクルを考

えるときにも、大きなボイントになるのではないか

かというので、制度審議会で六十五歳という支給

開始年齢を、基本年金に関しては踏み切つたとい

うふうに理解をいたしております。

○田口委員 ところが、この「恩給」という、こ

れは恩給局じやなしに恩給研究会ですか、違う回

体が出しているのですが、これの九十八号の最終

ページに「兵たる旧軍人の一時恩給のことについ

て」という質問があるのですね。それで履歴事項

をずっと書いてあるのですが、この例の場合に

は、召集になって一年か二年おった。召集解除に

なつて、またしばらくして一年、数回合算して三

年という場合には、いまに当たはまらないので

すね。

○小熊説明員 当てはまりません。

○田口委員 そうなつてみると特に大臣にお考え

を聞きたいのですが、いろいろと聞きますと、ま

たちよいには、きれいに線は引けぬ。そういう点

で今後大いに議論をしたいと思うのですが、もうあ

と時間がありませんから、ちょっと次へ進みます。

○小熊説明員 ただいま先生御指摘の例の場合で

ござりますと、断続して三年以上あるという場合

でございますが、現在の制度では一時金が出ない

という仕組みになつておりますけれども、これは

おるのか、それだけ。

○小熊説明員 ただいま先生がおっしゃられまし

たように、加算年をつけて十二年、これは下士

官、兵でござりますが、准士官以上が十三年、こ

れをつけておるわけですが、これに

なり聞わされたわけですが、現在ござい

ます在老の制度が、賃金の低い老齢者のお役に立

つておるという面の方が多いんじゃないかとい

うことで、とりあえず現行制度のまま改善をお願い

をしておるわけでござりますが、厚生年金部会で

して、厚生年金部会の審議を待ちまして、私どもも

考えてまいりたいと思っております。

○田口委員 ところが、この「恩給」という、こ

れは恩給局じやなしに恩給研究会ですか、違う回

体が出しているのですが、これの九十八号の最終

ページに「兵たる旧軍人の一時恩給のことについ

て」という質問があるのですね。それで履歴事項

をずっと書いてあるのですが、この例の場合に

は、召集になって一年か二年おった。召集解除に

なつて、またしばらくして一年、数回合算して三

年という場合には、いまに当たはまらないので

すね。

○小熊説明員 ただいま先生御指摘の例の場合で

ござりますと、断続して三年以上あるという場合

でございますが、現在の制度では一時金が出ない

という仕組みになつておりますけれども、これは

おるのか、それだけ。

ただいま御審議いただいております改正法案の中には、こういった方にも一時金を出す、三年以上

断続してあれば一時金を出すという改正法をいま

御審議いただいておるわけでございます。

○田口委員 それが通れば結局、引き続かない断続した三年以上も一時恩給をもらえる。金額は、

従前の例によると一万四、五千円しかないと思

うのですが、これを厚生年金、国民年金の側から見

た場合に、公務員制度では軍人も一般普通文官も

公務員であるから通算をしておるので、通算

年金通則法の第四条第二項四号、五号ですね、「戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づく障害年金」

を受けることができる者及びその配偶者」につい

ては国民年金の被保険者とみなす、ただし昭和三

十六年四月一日以降ということですけれども、こ

ういう通則法に規定をはめ込んでおることからい

つても、下士官以上は大体軍人恩給をもらっております

ると思ひますけれども、下士以下のいま言う断続

した十年未満の兵歴を持った者は、過去勤務債務

といったような考え方で立って厚生年金なり国民年

金の被保険者期間とみなす、こういうことはでき

ぬものでしようか。

○木暮政府委員 短い軍歴期間を共済組合で見て

おりますのは、共済組合法が恩給を引き継ぐとい

う形でできましたので当然かと思うわけでござい

ます。ちょうど私たちの厚生年金が労働者年金を

引き継ぎましたときに、労働者年金の期間を厚生

年金で引き継いだということに当たるのではない

かと思うわけでござります。

それで、厚生年金なり国民年金で短期の軍歴の

ある人を通算できないかということでおっしゃ

りますので、民間の事業所で働く方でございま

すが、これは先生よく御承知のとおり、厚生年金の

制度の立て方は、十人以上使つております事業所

の男子労働者から始めまして、五人以上に広げて

また女子の労働者に広げ、それから職員に広げて

きたわけでござります。そういう制度の立て方で

ござりますので、民間の事業所で働く方でございま

すが、御承知のようにみんなが掛金を出し合つた相

扶共済の制度でありますと、それから恩給といふ

取り上げるということができない制度であるわ

けでございます。さらに国民年金になりますと、

国籍があり、かつ居住要件があるということが被

保険者の条件でございますので、軍務に服したか

どうかを問うて、その点を選んで取り上げるとい

うような形になつていなければなりません

ばいいわけでございますから、その戦時中まで三

十六年の時点を全国民に広げなければならないと

いふことになつてしまつわけでございまして、制

度の立て方で、厚生年金につきましても国民年金

につきましても、軍歴期間を通算することはでき

ないというふうに思つておるわけでございます。

○田口委員 確かに現行制度はおつしやるとおり

だと思うのです。しかし去年の四月、加藤君が言

つた官民格差論、私は、いい意味で評価をすれ

ば、年金に対する国民の関心がそれによつて盛り

上がつた反面教師だと思つておるので、けれど

も、そういう中で出てくる議論は、いまの恩給法

でいくとそれは悪いと言ふのじやないのです。そ

れでとどまればいいですけれども、また、それ以

外のたくさんの方に関連が出てまいりますもので

すから、それはおつしやる気持ちはわからぬこと

何らかの給付をやるとすれば、相当の、これは數千

億台の負担になつてくるだらうと思うのです。そ

れともう一つは、実際問題として、そういう

人々が約四百万人もおるし、それらの方々にもし

いますか、あれが違うわけですからね。

○田口委員 は無理だと思うのです。完全に概念が、概念とい

のは、国家補償の観点に立つて、一定の国家との

権力関係のある者に支給をしていくわけでござい

ますから、この一定の権力関係にあつた性格を、

お互い相扶共済でみんなで掛金を出し合つてやつ

ている国民年金、厚生年金の方へ、その期間分だ

け要素として取り入れるというのは、ちょっと私

は無理だと思うのです。完全に概念が、概念とい

いますか、あれが違うわけですからね。

○田口委員 は無理だと思うのです。完全に概念が、概念とい

いますか、あれが違うわけですからね。

○田口委員 しかし大臣、割り切つたらどうです

か、その年金の通算制度のよう、厚生年金、國

民年金、共済年金があつたら、それぞれから出

いというのが私の率直な気持ちでございます。

○田口委員 しかし大臣、割り切つたらどうです

か、その年金の通算制度のよう、厚生年金、國

民年金、共済年金があつたら、それぞれから出

いのが私の率直な気持ちでございます。

○田口委員 しかし大臣、割り切つたらどうです

か、その年金の通算制度のよう、厚生年金、國

民年金、共済年金があつたら、それぞれから出

いのが私の率直な気持ちでございます。

○田口委員 しかし大臣、割り切つたらどうです

か、その年金の通算制度のよう、厚生年金、國

民年金、共済年金があつたら、それぞれから出

いのが私の率直な気持ちでございます。

○田口委員 しかし大臣、割り切つたらどうです

るところが、これも約三百人という数字は微々たるものでございますけれども、いかに保険料をこれから納

めていつても二十五年に満たぬわけです。それはどういう例かといいますと、昭和五年四月二日以

降に生まれた者で、私の例からいきますと、この人は昭和十年十月生まれの女子です。昭和四十五

年まで厚生年金、ところが退職をして脱退一時金

をもらいました。それから四十六年十一月から四十

八年七月まで再度、厚生年金に二十ヶ月加入いたしました。そして四十八年七月に結婚をいたしました。結婚した相手は自営業者、四十八年です。

そこで、社会保険事務所へ行って聞いて国民年金の掛金を納めた。ところが六十歳までせつせと納めても二十四年しかなりません。こういう人がい

いというものが私の率直な気持ちでございます。

そこで、社会保険事務所へ行って聞いて国民年金の掛金を納めた。ところが六十歳までせつせと納めても二十四年しかなりません。こういう人がい

まないという問題でございますが、脱退手当金の問題は、皆年金をいたしました昭和三十六年前と三十六年後とでは分けて考えなければならないと思うわけでございます。昭和三十六年までは皆年金ではございませんので、脱退手当金を選択といふことがあり得ると思うのでございますけれども、昭和三十六年に皆年金になりましたので、すべての人は年金に結びつくことになったわけでございます。それで、昭和三十六年に仮に脱退手当金をもらつてしまいましても、三十六年時点の年齢に応じまして二十五年を短縮しておりますので、それから昭和三十六年以降で年金に結びつけるということになつておるわけでございます。その三十六年以降、この件の場合には昭和四十五年だそうでございますが、脱退手当金をもらつたと云うことは、やはり年金でなく脱退手当金を選ばれたということござりますので、これはまあやむを得ないというふうに考えざるを得ないと云うわけでございます。

それで、こういう人たちは今度の特例納付は当然適用になりませんので、任意継続を考えるとい

うことなどでございますが、私どもができるならば過去二回やりました特例納付を繰り返したくなないと云うことで、いろいろ方法を考えまして、その中の一つに現在六十歳まで保険料を納められるわけでございますが、六十五歳なりあるいは資格期間ができるまで延長して納めてもらうという方法も考えたわけでございますが、これは、こういう無年金対策ということにしましては、現在、時効のことを考えませんと三十五歳を過ぎますと一年足りなくなるわけでございます。現在三十五歳の方が、そういう任継制度を仮につくりました場合に、その任継制度を利用するのは二十五年も先のことになるということで、こういう経過的な措置としては、いろいろ問題があるのではないかといふことで、とらずに、やむを得ず三回目の特例納付ということで無年金者対策をやるというふうに決めた次第でございます。

○田口委員 これ最後。そうは言いますけれど

も、この悉皆調査のときに出ていた意見を開かしてもらつたのですが、企業の方は退職金と思つて出しますね。自分のところの退職金が少ないものですから脱退一時金をその上に積んで、まあ結婚資金の足しにしなさいって出します。もう本人は全然知らぬわけですよね、それによつて、今までの時間がペアになるとかどうとかということは。それが数にしたら九万のうち三百人か知りませんけれども、善意で起つたというわけですから、それを今度の特例納付でも救い切れぬとなつたら、その者については任意継続制度なり、また前の期間を戻して金を返済させる、こういった措置を考えていく必要があるのではないか。もうこれだけ聞いて終わります。

○木暮政府委員 昭和三十六年以降の脱退手当金の場合は、いま先生おつしやつたような事情もありますが、私どもがお話をございましたように、この女子の脱退手当金の特例は何回か延長してまいりましたけれども、五月三十一日で切れるこになつておりますと、これは今度の法律改正で延長しないということにしてございます。

○木野委員長 次に、金子みつ君。

○金子(み)委員 いまさら、ここに憲法の二十五条を持ち出す必要はないと思うのですけれども、しかし、国は国民の健康を守るという責任を持つていますし、同時に最低生活を保障するという責任と義務も持つてゐるわけですね。その立場からいつて健康を守る政策としては、いま行われています医療制度の抜本改正、あの長い間いろいろ問題がございました、いまの問題になつてゐる医療制度を抜本的に改正するということを、大臣は先般この五十三年、五十四年度の間にやりたいといふことを想定して、公的年金に関しても拡充限界論といふようなものが出てきたのじやないかといふふうな感じがすれど、そういうふうなことが基本にあるからです。そういうふうなことが変わってきたようになりますと、はるかに変わってきたような感じがします。

○小沢国務大臣 簡単に言いますと、おつしやる社見直し論というものが起つて、そして福祉に対する国の姿勢というものが変わってきたようになりますと、はるかに変わってきたような感じがします。

私の考え方を若干申し上げますと、標準的な期間の年金の方々はともかくとして、まず、その方々については、年金懇でも問題が出ておりますようですがございました。そのときにも基本的な制度がございましたね。そういうことはおつしやつていらっしゃるわけです。医療問題については、国民の健康を守るという点については、

いままでの改正できなかつたいろいろな点を見直しをして、そして五十三年から五十四年にかけて抜本的にいろいろな改正をやりたいというふうに思つしゃつたわけです。健康の問題については、まことに、ある程度解決できるかもしれないと思ひます。

ところが、国民の生活を守るという問題につきましては、いま問題になつております老後の生活を安定させるための、この保障をするための年金制度というものが中心になつてゐるわけですね。

そこで、この年金制度についても、大臣はやはり

このだけ聞いて終わります。

○木暮政府委員 国民の健康を守るときと同じように、国民の最低生活を守るという立場から、この年金制度にいる

いろいろ問題があるわけですから、それら

の問題を解消できるよう努めを進めていたとい

うふうに、先ほど午前中の大原議員の質疑のときにおつしやつていらしたと思うのですけれども、

一つ私が気になりますことは、日本の国の年金制

度というのが給付水準において諸外国に比べる

と、国民所得に比例しても大変に少ないという事

実がござりますね。ちょっと、きょうは時間があ

りませんので、数字はおわかりになつていらつし

りますが、まだそこまでダウンするというよ

うなことになりますね。そこでそういうよ

うな感覚もいたします。そこでそういうよ

うなことをいろいろ踏まえて考えてみると、年金

制度についても触れたくないと言つて避けて通つたと思われる節のある基本的な問題に、ここ

でどうしてもはつきりと触れていかなければなら

ないし改善していくかなければならぬといふこと

になるわけなんですが、医療制度の場合と同じよ

うに、生活を保障する制度の問題について、大臣

は政策として、御方針として早急にこの問題と取

り組んで結論を出すという姿勢にいらつしやるの

かどうですか。その御決意がおりになるのかど

うですか、まず承りたいと思います。

○小沢国務大臣 とおりの決意を持って、この一年もう十分勉強を

して、やがて御審議を煩わしたい、かように考

えています。

私の考え方を若干申し上げますと、標準的な期

間の年金の方々はともかくとして、まず、その方々

については、年金懇でも問題が出ておりますよ

うことをおつしやつたね。そういうふうなことはお

つしやつていらっしゃるわけです。

医療問題につ

いては、国民の健康を守るという点については、

にしか終わつてないわけですね。

本当にやつていただきたいと思つていい基本的

な問題、いろいろな問題は、この前の国会で年金

制度が一応採決されましたときに附帯決議がついていますし、それから社会保険制度審議会からも

答申が出ていますし、それから社会保険審議会か

らも出していますね。いろいろなところから、いろ

いろな意見が出ておりますから、年金制度

の長期見通しによる改善を必要とする時期になつて

ていると思うのですね、いま。それなのに具体的

な方針というものが示されていない。そのことにつ

いて非常にいらいらするわけです。ことに減速

率といふものが示されていない。

そのことにつ

いては、せっかく、いきそくなつていたところ

が、まだそこでダウントするというよ

うなことになりますね。そこでそういうよ

うな感覚もいたします。そこでそういうよ

うなことをいろいろ踏まえて考えてみると、年金

制度についても触れたくないと言つて避けて通つたと思われる節のある基本的な問題に、ここ

でどうしてもはつきりと触れていかなければなら

ないし改善していくかなければならぬといふこと

になるわけなんですが、医療制度の場合と同じよ

うに、生活を保障する制度の問題について、大臣

は政策として、御方針として早急にこの問題と取

り組んで結論を出すという姿勢にいらつしやるの

かどうですか。その御決意がおりになるのかど

うですか、まず承りたいと思います。

○小沢国務大臣 とおりの決意を持って、この一年もう十分勉強を

して、やがて御審議を煩わしたい、かように考

えています。

私の考え方を若干申し上げますと、標準的な期

間の年金の方々はともかくとして、まず、その方々

については、年金懇でも問題が出ておりますよ

うことをおつしやつたね。そういうふうなことはお

つしやつていらっしゃるわけです。

医療問題につ

いては、国民の健康を守るという点については、

に支給開始年齢をどうするのかというような、いろいろな問題があるとは思いますが、経過的な年金の部類の方々、もうかけようにも標準年金までいけない方がいっぱいいらしゃるわけでござりますから、これらの経過年金の方々について一体、所得保障の最低保障額というものはいかにあらべきかということを考え、そしてその負担を一体どこでどういうふうに求めしていくべきか、これらを考えて、そういう方々も、ただ年金の期間に入れないからといって放置しておくわけにいきませんから、これはもう当然、一定の所得保障の見地から見た水準の確保はしてやらなければいけんだろうと思うのです。その場合に一体どこで、どういう負担の問題を考えたらいいのか、これらを含めて根本的にひとつ検討をいたしまして、国民のための所得保障制度を確立していくといふ考え方でございます。

○金子(み)委員 いまのお考えはわかりましたけれども、考え方を進めている段階で御注文しておきたいことが一つあるわけです。それは医療制度の方の場合でも、明らかにされているわけやありませんが、それらしき取り扱いをしていくとしていらっしゃるみたいにうががえるものがある。それは報酬制度です。ボーナスから保険料を取るうなんというのも一つじゃないかと思うのですけれども、そういうような取り扱いを医療制度の方ではし始めたらしいのです。それが、そのようなことが年金を考へる場合であつてはならない。そういうふうなことはお考えにならないでやってほしいというふうに思うことが一です。

それから、いま一つは先ほど大臣が所得保障、所得保障とおっしゃっておられます。私は、はつきりわからせていただきたいのは、年金といふうものについては、国ではこれは所得保障だといふうに定義づけていらっしゃるのか、生活保障と考へていらっしゃるかという点を教えていたい。

○小沢国務大臣 これは所得保障の考え方である

わけでございます。

○木暮政府委員 総報酬制の問題でございますが、昨年の暮れに二年間の成果を発表していましたが、まだそこまで掘り下げることには至っておりません。また将来の厚年制度のあり方を厚年部会で御検討いただくことになっておりますが、これから問題だといふうに考えております。

現在考えて申上げますと、総報酬制ということにいたしますれば、医療保険の場合と同じように能力に応じた負担という面ではプラスが出てこようと思いますし、またボーナス等が実際には生活費に繋り込まれている場合が多いといふ点が、一方またボーナス等で景気に対する変動の対応をしておるといふこともあらうかと思ひますので、そういうことを考えますと、それも給付に反映するといふことをすると、医療保険の場合は年金財政の長期見通しがかなり左右されるというデメリットも出でこようかと思うわけですが、これは技術的に非常にむずかしい問題がござります。また、現在の標準報酬制を総報酬制に変えますときに、いままでの方と、これから総報酬制にした場合の方との年金額の調整をどうするか、これは技術的に非常にむずかしい問題がござります。また別でございませんけれども、そうでなくして、あれほどやつて、二回やりましたでしょ。二回やつて、なおかつ外れている人がいたわけですね。これは故意に外れた人があれば、それはまた別でございませんけれども、そうではなくて、その後で、ああそれ、わからなかつた、こういうようなのがやはりあつたわけですよ。だから私は、そういう意味で、今度三度目で、これが仮の顔も三度だとだからがおつしやつたのですけれども、確かに、これが最後だということがありますと、乗りおくれては大変だといふうにどうしても思つたわけですね。そういうことを考えますと、どういうふうに具体的に、これを本当にみんなわかるようにPRさせようと思っていらっしゃるかといふことなんです。従来の方法じや本当に徹底しません。何か新しい方策ありますか。

○大和田政府委員 お答えいたします。

新しい方策と言われましても、ちょっと困るのをせひ進めていただきたいと思いますが、改正法案の中身に入つてきます。

この前の改正法案は本当に目新しいものはなかなかないでやつてしまつたといふふうに思つてますね。さつき申し上げたように金額の引き上げだけだったと思ひますが、今度の改正案の中には二点だけ、考えたなと思うことがあるわけです。その一つが、話の中心になつております無年金者に対する対策、それからいま一つは、前回の改正のときには据え置きにされていた児童手当が、今度は全員じゃありませんけれども、区分され一部改善されたといふことが言えますね。私は、この二つだけが今回の改正では、まあ

前回よりもよかつたといふうに率直に思うわけなんです。

それで無年金者の対策の問題でけれども、これはけさ大原議員との質疑で、かなり詳細にお話をございましたので、私はこれに時間をかけてといふうに思ひませんでしたけれども、非常に大変結構だと思ったのですけれども、非常に心配している点があるわけです。その一つは、五十三年の七月から向こう二年間という期間が設けられたといふことなんですよ。

これはけさも出でて、その間にやりなさい、やりなさい、こういふことになるわけなんですけれども、そのおやりなさい、おやりなさいという勧め方がどうも不徹底だと、いうことなんですよ。

それで、その間にやりなさい、やりなさい、こういふことになるわけなんですかけれども、そのおやりなさい、おやりなさいという勧め方がどうも不徹底だと、いうことなんですよ。

これはけさも出でて、その間にやりなさい、やりなさい、こういふことになるわけなんですかけれども、そのおやりなさい、おやりなさいという勧め方がどうも不徹底だと、いうことなんですよ。

これはけさも出でて、そのままでございませんけれども、前回のときには、あれほどやつて、二回やりましたでしょ。二回やつて、なおかつ外れている人がいたわけですね。これは故意に外れた人があれば、それはまた別でございませんけれども、そうでなくして、その後で、ああそれ、わからなかつた、こういうようなのがやはりあつたわけですよ。だから私は、そういう意味で、今度三度目で、これが仮の顔も三度だとだからがおつしやつたのですけれども、確かに、これが最後だといふことですと、乗りおくれては大変だといふうにどうしても思つたわけですね。そういうことを考えますと、どういうふうに具体的に、これを本当にみんなわかるようにPRさせようと思っていらっしゃるかといふことなんですね。従来の方法じや本当に徹底しません。何か新しい方策ありますか。

○大和田政府委員 お答えいたします。

新しい方策と言われましても、ちょっと困るのをせひ進めていただきたいと思いますが、改正法案の中身に入つてきます。

この前の改正法案は本当に目新しいものはなかなかないでやつてしまつたといふふうに思つてますね。さつき申し上げたように金額の引き上げだけだったと思ひますが、今度の改正案の中には二点だけ、考えたなと思うことがあるわけです。その一つが、話の中心になつております無年金者に対する対策、それからいま一つは、前回の改正のときには据え置きにされていた児童手当が、今度は全員じゃありませんけれども、区分され一部改善されたといふことが言えますね。私は、この二つだけが今回の改正では、まあ

この周知の方法といたしましても、御承知のように無年金者の対象といたしましては、被保険者であつて保険料を納付していない、こういう人たちの料納付期間が足らなくなつて、そのためには適用漏れという人たち。こういう格差がありますが、これから問題だといふうに考えています。

それで、この適用漏れ者に対する問題があるわけですが、この適用漏れ者に対しましても、これが実はなかなか把握にくい対象でございませんけれども、市町村の公簿であるとか国民健康保険の台帳であるとかいつたようなところから、何としても把握をしていかなければならぬし、できるだけ把握をさせるように、わが方といたしましては指導し努力をいたします。その把握をされました個々の対象に対しまして、はがき等によりまして、やはり個別的な勧奨をする。あなたの場合は特例納付をしなければ年金がもらえないとなるということがあります。そのためには、まず一般的な広報これはやらなければいかぬ。これは新聞、ラジオ、テレビ等、そういう報道機関を通じまして特例納付の制度の内容を知らせる。これは当然のことございますが、さらに個々に具体的な周知といふものがどうしても必要になる。

○金子(み)委員 衆知を集め、知恵をしほつて

やつていただきたいと思うのです。

それに一つ、つけ加えてお願ひしておきたいのは、せつかく相談に行つても窓口が大変不親切なんです。新聞に出来ますから、それを見てください、こういう言い方をするわけです。この間一人あつたのです。ことしの七月から新しくなります、変わります、また機会ができますから、それでわかります、そこでいたしますと言う。どういふうになるのでしょうかと聞いても、いやそれは新聞に出来ますから、新聞を見てください、こういう言い方なんですね。これは一つの例でなければ、そういう役所があつたのです。ですから、そういうことも頭に置いて、何もわからない人に言つてあげるわけですから、それをはつきり前段に構えて、そして本当に温かい気持ちで親切に、特例をするのだから、みんなが救われるようになると、いう気持ちをあらわしながら検討を進めていただきます。

もう一つ関連してお尋ねしたいのは、三十六年

に出発してから今日まで、いろいろな事情があつたかと思ひますけれども一遍も保険料を納付しな

かっただけであります。

三回目の特例納付をやろうということに決めたわ

けでござります。過去二回やりました特例納付を

三たび繰り返しますと、特例納付ということが一

定の期間を置いて繰り返される。したがつて、若

いときから苦しい中を保険料を納めなくとも高齢

者になつてから直近の特例納付に乗つかればいい

んだといふことになりますと、厚生年金の場合に

は事業主に保険料を納入する義務がござりますの

で保険料徴収上の問題はないのでござりますけれ

ども、国民年金の場合には、よその国に全く類例

のない二千五百万人の方々の自主的な保険料納付

ということで制度を運んでおりますので、もう特

例納付に乗ればいいんだということになりますと

して、それは幾らになるでしょう。

○木暮政府委員 いま先生がおつしやられた極端

な場合には十一年分になると思ひます。

○金子(み)委員 年限としては十六年あるわざで

すよね。三十六年から五十二年まで十六年あるけ

れども、十一年分でまけておく、こういうことに

なるわけですね、言葉はおかしいですけれども、それは金額にして幾らになるでしょう。

○木暮政府委員 制度ができましてから十六年に

なるわけでございますが、年齢に応じまして二十

五年の短縮がございます。したがいまして、一番

長い方でも十一年で結びつくというふうに思つて

おるわけでござります。その際の金額は、五十二

万八千円というふうにならうかと思ひます。

○金子(み)委員 大変な金額ですね。けさも、こ

の話が出ていました。私もそう思つて伺つていた

の

です。私はあるところで、こういうふうなこと

を読んだのです。今度の分が一ヶ月四千円でしょ

う。大変高いですね。現在、二千七百三十円です

か、だから、それに比べたらはるかに高い。倍近

く高いわけですが、なぜ、こんなに高くしたのか

もね。

○木暮政府委員 保険料を滞納しております場合

でも二年間は時効になりませんので、さかのばつ

ぱいけないんじやないかということを検討したこ

とも事実でございます。しかし結果的には、やは

り三回目の特例納付をやる場合には罰則的なこと

を考へず、制度の正常な運営が維持できるとい

うことだけを担保したやり方にしようというやう

がります。

○木暮政府委員 保障料を滞納しております場合

ばかりられるわけでございます。したがいまし

て、先ほど申し上げました特例納付の期間は最長

十一年でござりますが、その十一年というの

で、一般の方々が納めます保険料を下回らない額

でござりますと悪い影響が出てくるということ

で、一般の方々が納めます保険料を下回らない額

でござります。昭和五十五年度の保険料三千六百五十

円に昭和五十四年度のスライドアップ率を掛けた

ものというふうに考えておるわけでございます。

したがいまして昭和五十六年の保険料が四千円近

いものになるということが見込まれますので、四

千円ということでお願いをしておるわけでござい

ます。

○金子(み)委員 いまお話をされども、これ

は昭和五十三年の七月から二年間ですから、最後

は五十五年になりますね。そうですね。そうする

と、いまの御説明ですと、五十四年の保険料が四

千円近くになるというふうにおっしゃいました

ね。

○木暮政府委員 期間的にはダブりませんで、直

近の二年間は二千二百円なら二千二百円を納めて

いただく、その先は四千円を納めていただく、こ

ういうことになります。

○金子(み)委員 直近の二年間は十一年の中に入

るでしよう。

○木暮政府委員 それは入りません。ですから、特例納付十一年と、それからまだ時効の成立して

いない二年、あわせて十三年分ということになる

わけでござります。

○金子(み)委員 わかりました。十一年だ、十一

年だとおっしゃるから全部で十一年だと思つた

ら、直近の二年は入っていないのだというお話で

すから、結局十三年分ですね。

○木暮政府委員 特例納付は十一年で、普通の形

で納めてもらうのは二年ということでございま

す。

○金子(み)委員 そのことはわかりました。しか

し、いずれにしても高いですね。ペナルティー精

神はないとおっしゃっていますけれども、特例で

やつたら損しますよ、というふうに言っておられるところを見ると、やはり、そういう気分が入つてないとは言えないのですが、これは平行線になりますから、もう触れないことにします。先へ行きたいと思います。

その先の問題は、大変長い間、問題になつていて、なかなか解決を見ないものに婦人の年金権の問題があるのですね。これが本当にむずかしいといふうに言われておりますし、いつまでたつても具体的に進められていかないわけです。この問題についても、前回の国会で附帯決議がついておりますし、それから社会保険審議会からも社会保障制度審議会からも出ているわけですね。みんなこれについては基本的な問題に触れてないものですから、いつまでたつても解決がつかない。今回の改正の中にも解決のきざしが見えないのは大変残念だと思うのです。

それで私は、一つ非常に心配だと気になることを読みましたのですけれども、それは五十二年度の予算要求のときに厚生省は、遺族年金の比率を七〇%で予算要求なさつたですね。——五十一年ですか、そうするとまた一年長くなつちゃったわけですが、そのときに七〇%が取れなくて、そのかわりに寡婦加算というものが新しく誕生したわけですね。この寡婦加算というものは、実にごまかしにすぎないのでして、本当に何と言つていいかわからない、こんなものつけてくれてというような感じがします。というのは、寡婦加算がついたばかりに、今度また新しい年度に新しい予算要求をするときに非常にやりにくくなつていてるわけですね。それで寡婦加算の方に足を引っ張らざつてますよ。基本的に率を引き上げようと思つてますと、いまの寡婦加算というようなやり方ではし、厚生省の方も、そうおつしやつてあるという話を聞いていますけれども、寡婦加算を大きくすると、今度いよいよ本来的な、本格

的な、基本的な比率を上げようと思うときに、これが邪魔になる、こういうことになるわけでしょう。ですから、変なものをもつたと思っているのですけれども、これはいまさらどうにもならないものなのか。あるいは寡婦加算といふみたいのをくつづけて歩いて、婦人の年金制度を確立するために非常に邪魔だと思うのですけれども、これは思い切つて切り捨てて、そして本來的な比率を高める、水準を高めるということを思い切つてなさる決意がおありになるかどうか。

ことしも、とうとう寡婦加算の引き上げだけですね。少しばかり上がりました。こんなわずかな引き上げ方はないですよ。千円ですか上げているだけでしょう。そんなのを上げても余り意味がない。考え方として基本的におかしいと思いません。そこら辺はどういうふうに考えていらっしゃるのか、教えてください。

○木暮政府委員 婦人の年金権につきましては、昨年も先生からいろいろ御指摘をいただきまして、私も婦人の年金権を充実することは大切だな問題だというふうにお答えをいたしました。そのときに、ちょうど基本懇で検討していくたびに、この婦人の年金権につきましても十分検討していくべきだ、これが七割給付の考え方だらうと思ひます。そういうことだと考えますれば、単身の被保険者が老齢年金をもらいう場合にも七割でいいということになるわけでございまして、単身者が受給する場合と、それから夫婦で受給する場合のけじめをつけなさい。外国でもそういうことになつておるわけあります。

それから、もう一つの問題としましては、日本の遺族年金は、ある意味では条件が非常に緩うございまして、夫の死んだ場合に被保険者期間が条件としてはほとんどない。あるいは、その婚姻期間の条件もないという形になつておるわけでございまして、子供のない若い未亡人の場合には、新しい出発のための給付金みたいなものを考えて、年金は出さなくともいいんじやないか。そのかわができるまで待つということではなくやるべき事柄の一つとして、婦人の年金権の問題を上げてあります。それで中間意見でもごらんいただけますように、いろいろ基本年金とか財政調整とか、むずかしい問題があるけれども、それ

は、個人が年金を受給する場合と夫婦が受給する場合のけじめをつけなさいということがござります。いわゆる五割の遺族年金の考え方でございますが、これはたとえば十万円ということになりますが、夫は五万円、妻は五万円。夫が死ねば五万円、妻は五万円だからといって、家賃が半分になるとかあるいは電灯代が半分になるとかいふことはございませんで、世帯共通経費というものがいるわけございます。

〔委員長退席、竹内(黎)委員長代理着席〕

仮に、十萬円のうち四万円が頭数に関係のない費用で、三万円が夫、三万円が妻ということであれば、夫が死んだ場合にも共通経費の四万円と、それから妻の三万円、合わせて七万円の遺族年金であります。そういうことだと考えますれば、単身の被保険者が老齢年金をもらいう場合にも七割でいいということになるわけでございまして、单身者が受給する場合と、それから夫婦で受給する場合のけじめをつけなさい。外國でもそういうことになつておるわけあります。

○木暮政府委員

ただいま申し上げました三つの問題点も一つ一つむずかしい問題でございます。

○金子(み)委員 いまの御説明で、こういう意見があるというふうにおつしやつていただけなんですが、そういうふうないろいろな考え方があつて、それを土台にして厚生省が方針をお決めになるのだと思うのですけれども、それをお決めにならぬには、まだ十分ではない、こういうふうにお考へなんでしょうか。

○金子(み)委員 いまの御説明で、こういう意見があるというふうにおつしやつていただけなんですが、そういうふうないろいろな考え方があつて、それを土台にして厚生省が方針をお決めにならぬには、まだ十分ではない、こういうふうにお考へなんでしょうか。

○木暮政府委員 まだいま申し上げました三つの問題点も一つ一つむずかしい問題でございます。しかし、まだ、共済とか、ほかの制度も歩調を合わせていただかなければならぬ問題もございますので、基本懇 자체に詰めていただくと同時に、私どもも検討し、また必要があれば関係各省とも詰めなければならぬということで、まだ若干の時間がかかる、もう一つの問題としましては、日本

○金子(み)委員

一つ教えてください。

○木暮政府委員 基本懇で一つの意見がまとまりました。それは厚生大臣へ真っすぐ答申してくるわけですね。これは厚生大臣の私的諮問機関、こういうふうに理解してよろしいですね。

○木暮政府委員

そのとおりでござります。

○木暮政府委員

そうすると、その基本懇の意見を受け、厚生大臣は一つの試案をお考えになつて、それをさらに諮問機関におかけになる、こうしたことになるわけですね、手続としては、

○木暮政府委員

そういうことにならうかと思ひます。中間報告を受けまして厚生省案を決める。

○木暮政府委員

その際には関係各省との協議も要るわけでござりますが、政府案が固まつた段階で社会保険審議会なり制度審議会なりに御諮問申し上げるという段

取りになつております。

○金子(み)委員 そうすると中間報告、中間意見というのを出たわけですね。そうすると中間意見

をもつて厚生省は、これから諮問の内容をおつく

りになるわけですか。

○木暮政府委員 中間意見を出していただいたわ

けでございますが、懇談会自身さらに詰めてください

さるということになつておるわけでございます。

非常にむずかしい問題が多うございますので、懇

談会を煩わして私ども一緒に勉強していきた

い、こういうふうに思つております。

○金子(み)委員 そうすると時間的な問題がある

と思うのですけれども、一番最初にも大臣に申し

上げましたように、この年金制度の抜本的な改正

というのを一体いつをめどに計画を進めていらっしゃるのでしょうか。

○小沢国務大臣 めどは来年のいまごろと考えて

おります。一年くらい、ということは五十三年度

中には何とか方向を求めていきたいと。

○金子(み)委員 一年でできれば非常に結構だと

思ひますね。本当に一年でやつていただきたいと

思います。医療制度の方も一年、五十四年ですか

ら来年のいまごろ、こういうことになるわけです

ね。ですから両方がそろえれば、それは非常に結構なことだと思うのです。大変いろいろふくそうし

ているから時間がかかるかもしれないということ

もありますが、しかし、できるだけ鋭意御努力い

ね。

それから、その次に児童手当制度の関係を少し

お尋ねしたいと思います。

まず最初にお尋ねしたいのは、児童手当制度の

調査を五十一年でしたかになさいましたね。それ

で、この児童手当制度の調査が行われるというこ

とを知りましたときには非常に心配した人たちが

たくさんいたのです。なぜかと申しますと、この

調査をなさるという目的が、児童手当制度は要らない方向へ持つていこう、そのための材料をつく

りたいというような気持ちで調査をしておられる

ます。

それから第二点の調査の結果ござりますけれ

ども、これは御案内のとおり、いろいろな意見が

ございました。児童手当制度そのものにつきまし

て、これは制度として必要だ、こういうふうに答

えた者が、有識者とか一般世帯によつて違います

けれども大体半数程度。それから児童手当の支給

度の現金給付をより効率的にするために、児童手

当制度独自の立場から児童の健全育成施策を行

ます福祉施設を創設する、こういう考え方で実は

整理いたしましたわけあります。このように一連の

のだというようなことを、どこからか漏れ聞いて

きているわけですね。それで非常に心配した人た

ちがおりました。

そのことはともかくといつしまして、私がいまお

尋ねしたいのは、この調査をなさろうとなさった

その目的、それをまず伺いたいのが一つと、それ

から、その調査の結果、いろいろの結果が出たと

思いますが、その結果をどのように政策として取

り込んでいらしたかということ、そして今度の改

正に、どの部分に、それがあらわれているのか、

こういうことが知りたいのですが。

○石野政府委員 第一の調査の目的でございます

けれども、これはたしか金子委員の御質問に答え

て私も申し上げたと思いませんけれども、当時、児

童手当制度に関しては拡大論、廃止論、もろ

もろの意見がございました。その中で、四十九年

度には児童手当制度というのが一応第三子からの

問題について完全実施になつたわけでございま

す。その時点において、もろもろの意見がありま

して、これを今後どうするかということで実は

大変苦慮いたしました。私どもは、あくまでもこ

の児童手当制度というものは大変必要な制度でござ

います。その時点において、もろもろの意見がありま

す。その

いか、こういう御意見が特に有識者の場合は四二

%と非常に高い数字が出たわけでございます。そ

れから同時に、児童手当制度のあり方そのものに

つきまして、一般的に一子、二子拡大というこ

とを考え、多子世帯に関係なしにやれ、こうい

う御意見もありましたけれども、非常に数が少の

うございました。大半の人たちは世帯の低所得階

層にむろ手厚く支給すべきではないか、こうい

う方が多子世帯あるいはそうでない世帯も含ま

して六八・八%でございましたか、そういう数字

が出てまいりました。それから所得制限等につき

ましても、現状凍結と申しますか現状程度でいい

という意見もかなり多くございました。

そういうもろもろの御意見がございましたの

で、私どもは特に今後の児童手当制度をどう考える

かにつきまして、この結果をもとにいたしまして

中央児童福祉審議会の児童手当部会に、その考

え方を御依頼申し上げたわけでございます。そこで

もいろいろな御意見がございました。ございま

すけれども、集約的に申しますと、一応国民の考

え方というのは、ある程度わかつておりますよう

に、児童手当制度につきまして低所得者層に対

してはむしろ手厚くすべきだという意見が圧倒的

でございましたし、その手当額につきましては、

いまの五千円では低いではないかといふことで、

今度の法案の中にも特に市町村民税の非課税世帯

につきまして五千円から六千円に引き上げる、こ

ういうことをいたしましたし、それからなお所得

制限につきましては、意識調査の結果におきまし

ても現状凍結あるいは厳しくした方がいいといふ

措置によりまして児童手当制度というのはより合

理的な、所得保障をより重視した機能、そういう

ものになったのではないか、こういうふうに理解

をいたしておるわけでございます。

○金子(み)委員 それに関連してなんですか

も、私はこういう問題に参加するようになってか

ら五、六年になるわけですから、まだ未熟

ときから毎回申し続けて、同じことを言って

いるのですが、いつも同じ返事をいただいて一つ

も改正にならないという問題が一つあります。そ

れは何かと申しましたら、日本の児童手当制度は

確かに出发が遅うございました。最後にできた制

度だということもござりますから、まだ未熟

だ、未発達だと考えていいのかもしれません。そ

うかもしれないせんけれども、とにかく諸外国と比

べてみると、どうしてもいかにも見劣りがして、

これでは困るじゃないかというふうに考えられる

ものがございますが、それは手当を受けた子供を第

三子以降にしているというところなんです。

これは本当に毎回言い続けてきていらっしゃる

だけでも、集約的に申しますと、一応国民の考

え方というのは、ある程度わかつておりますよう

に、児童手当制度につきまして低所得者層に対

してはむしろ手厚くすべきだという意見が圧倒的

で子供になりますね。そうすると十八歳まで、すなわち高校ですね、高校卒業までになりますけれども、そこまで対象にしていいはずだと思いますが、今日では、いまやっと中卒までいったところですね。これも出発が遅かったのだから逐次改善していくということで、やむを得ないというふうに考えるということもできるわけです。そうであれば、これをさらに延ばして高卒まで持つていいことうとしていらっしゃるのかどうかということが一つあります。

それからいま一つは、一子、二子も当然の対象になるべきであるし、ILOの百二号条約でも、これはうたわれておりますことですし、勧告もございますすししますから、当然日本としては諸外国と同じレベルにあるいは、それ以上にいっているというふうに自負している日本であるとすれば、社会保障の実態がはるかに立ちおくれているという事実もございますから、この際、この児童手当制度については従来から申しておりますよう

に対象を拡大するということが考えられないかと、いうことが質問になります。老人人口が非常にふえて、老人に対するいろいろな手当だとか保障だとかいうものがふえていつて、財源的に大変だということがあるかもしれないせん。逆に、子供の人口は非常に少ないし減っていますね。ですから、これは相殺できるような感じがするわけです。ですから総体的に考へて、こういうことをひどく気に入れたりして、それが理由にならないで、方針としてどのように進めようとしていらっしゃるのか、簡単に御方針を一言お聞かせ願いたいと思います。

○石野政府委員 確かに諸外国の制度に比べまして、一番おくれた制度であることは事実でござります。ただ、いろいろ諸外国と単純に比較すると、いうのはどうかという問題もございます。これは外におきまして、現在、第三子に限っておりま

ます負担率と申しますか、その比率が三人の場合と二人の場合、一人の場合、全然違うわけでございます。そういうことに着目しまして三子からやつてあるわけございますけれども、これをさらには二子なり一子まで広げろという御意見も、確かに貴重な御意見ではございますけれども、やはり国民的なコンセンサスを得られませんと、なかなか本問題というのは解決できない問題でござります。それからまた、一方、税の問題とか、あるいは賃金制度の家族手当との調整の問題、そういうのもろもろを全部解決してまいりませんと、なかなか手当制度を拡大するということはなかなかお約束できませんので、費用負担の問題も絡んでまいります。そういうもろもろのことを考えますと、来年いまごろまでということはなかなかおのじやないかというような感じがいたしております。

それから、現在の三子の義務教育終了前とい

るもの、さらに十八歳までにという御意見でござりますけれども、現在の三子以降という形でやつておりますと、上が十八歳未満であって、しかも三子が義務教育終了前、こうなっているわけでござります。したがいまして、技術的にも第三子をさらに十八歳未満というふうに見ますと、上は二十歳にしなければならないという問題もございま

す。それは児童福祉法の現在の十八歳という一つの区切りがございまして、それとのバランスをどうするかということもございます。

したがいまして、私どものいま一番基本的な考

え方は、もちろん国民的御意見もございます

ので、それらを踏まえて、最も合理的な、日本の

事情に合った児童手当制度というの是一体どうあ

れるべきかということを慎重に検討しなければいか

ぬのじやないかということで、実は中央児童福祉審議会にいま御諮問申し上げて、御検討願つてい

るわけございます。その中で、いろいろな御意

見が出てまいりたいと思いますので、その御意見を踏

まえて今後の制度についての推進を図つてしま

たい、このように考えております。

○金子(み)委員 ゼヒ、それを進めていただきたいと思いますが、やはりそれも来年のいまごろま

のは、御存じのとおり児童の養育費の家計に占め

ます負担率と申しますか、その比率が三人の場合と二人の場合、一人の場合、全然違うわけでございます。そういうことに着目しまして三子からやつてあるわけございますけれども、これをさらには二子なり一子まで広げろという御意見も、確かに貴重な御意見ではございますけれども、やはり国民的なコンセンサスを得られませんと、なかなか手当制度を拡大するということはなかなかおのじやないかというふうに考えております。

○金子(み)委員 できるだけ早く結論を出していただくなりましたが、年金に税金がかかるという問題なんです。これはきょう大蔵省の方も来ていただいておりますので、大蔵省の方の御意見も伺いたいと思いますが、厚生省でもどういうふうに考えていらっしゃるのかという、両方の御意見を承りたいと思うわけです。

年金に税金がかかるなどを知らなかつたという人がずいぶんあるのですね。案外多いのです。年金にまで税金を取られるのですかといつて非常にびっくりして、そうして、がっかりする人たちが大分あるわけなんですかとも、年金に税金がかかるという問題について、これは所得保障だから当然なんだという理屈があるのだろうと思うのです。これは素人でも、そのくらいのことは見当がつくわけなんですかと課税対象がすべての年金にはついていないのですね。遺族年金や障害年金には税金がかかるわけですね。厚生年金あるいは船員保険、国民年金等の老齢年金と通算年金だけに税金はかかるわけですね。そこら辺がどうも私たちにはわからない。するなら、みんなにすればいいし、しないなら、みんなしなければ公平でいいのじやないか。その区別をされておられるという理由をまず伺いたいと思いますこと。

○木暮政府委員 年金についての課税の問題でござりますが、これにつきましては社会労働委員会

で、非課税にするようにという決議を毎年いただいておるわけござります。

いま大蔵省から説明がございましたように日本

て、そう簡単に結論が出る問題ではない。やはり私どもの気持ちと、それから一般国民のコンセンサスというものがございますし、それから、そういうものを仮に案として出した場合に、それはみんなが、なるほどいい案だという形で進めていかなければなりませんので、費用負担の問題も絡んでまいります。そういうもろもろのことを考えますと、来年いまごろまでということはなかなかお約束できない、こういうふうに考えております。

○矢澤説明員 お答え申し上げます。

まず、最初の年金の課税の方針でございますが、公的年金の一般年金につきまして課税しておられますのは、先生御指摘のとおり、所得保障と申しますか、給料の後払い的な性格であるというところに着目してございます。それから遺族年金、障害年金等が非課税とされておりますのは、これは負担力の弱い方々に対する税制上の特別の配慮ということで非課税としておるわけございまして、諸外国で、こういったものを非課税としている例は少なく、むしろ日本の場合は、かなりこれらの方を配慮した税制ではないかというようないい税金のかけ方というものについて、両方の省の御意見をまず伺わせていただきたい。

○木暮政府委員 お答え申し上げます。

まず、最初の年金の課税の方針でございますが、公的年金の一般年金につきまして課税しておられますのは、先生御指摘のとおり、所得保障と申しますか、給料の後払い的な性格であるというところに着目してございます。それから遺族年金、障害年金等が非課税とされておりますのは、これは負担力の弱い方々に対する税制上の特別の配慮ということで非課税としておるわけございまして、諸外国で、こういったものを非課税としている例は少なく、むしろ日本の場合は、かなりこれらの方を配慮した税制ではないかというようないい税金のかけ方について、両方の省の御意見をまず伺わせていただきたい。

それから第二の点の、最低年金と、それからどの課税の基準でございます課税最低限、そこまでの所得は課税しない、そこから上は課税するという一つの水準がございますが、この課税最低限は、税の上で考慮した必要最低限の生活費であろうという物差しでございまして、私どもの方では、この課税最低限を使って、そこから下は非課税、そこから上は課税という考え方をとつております。

の税制では、老齢年金はかなりの配慮をされておるわけでございますし、また現実には社長のような方に差し上げる在老人金もあって、総合課税ということもやむを得ない場合もあるうかと思うわけですがござりますが、附帯決議の御趣旨に沿いまして、ただいまござます老齢者の年金に対する控除額、これを社会情勢に合わせて引き上げていくということに重点的に取り組んでいきたい、こういうふうに思つております。

○金子(み)委員 それでは、私どもは年金に課税するということについては納得できないわけなんですけれども、きょうは時間がありませんので、

ここで議論はできないのですが、こういうことは考えられないのでしょうか。いろいろなものに控除がありますね。年金の税の場合でも、いまの年金に課税するということを外すことがどうしてもできないのならば、実質的に非課税と同じような結果が得られるような控除を考えるということは考えられませんか。

○矢澤説明員 現に私どもの税制では、そのような仕組を持つていてるわけでございまして、先ほど申し上げましたように、一般の年金は給与の後払いであるということから税法では給与所得として扱つております。それから老齢者につきましては、年金生活者の負担力という点を考えまして、六十五歳以上の方には老齢者年金特別控除といたしまして七十八万円の控除をお認めしているというのが私どもの配慮でございます。

○金子(み)委員 関連して、いまの金額はわかりましたけれども、もし、それが課税だったら税金として計算すれば幾らになりますか。

○矢澤説明員 その分が幾らになるか、ちょっと計算はすぐできませんので、どこまで課税されないかという数字を申し上げたいと思いますが、老人の夫婦お二人の方で、その方が六十五歳以上という例をとりますと、現行税制では二百十九万四千円まで非課税でございます。

○金子(み)委員 ここまで非課税になるということはわかりましたが、それ以上の人は課税されるわけでしよう。その場合に、先ほどの七十八万円控除しているのは年間一千円以下の人が七十八万円と大分開きがありますが、いまのお話の二百十九万四千円ですね、課税対象から外れる人は一千万円と大分開きがありますね。そうすると、これ以上的人は税金がかけられることになりますであります。その場合は幾らになるのですか。

○矢澤説明員 たいまの七十八万円と申しますのは、一千万円以下の方に認める控除でございます。そこで、所得が一千万円以上の方は、もはや控除力が弱いとは考えられませんので、こういった特別控除は認めないという趣旨でございます。

○金子(み)委員 それはわかっているんですよ。先ほどあなたが二百十九万四千円までの所得の人は課税しない、こうおっしゃいました。ですから二百十九万以上の人には課税するわけですね。だから二百十九万以上の人人が課税される場合の、たとえば一千万円までの間があるでしょう。そこで課税されますから、それは幾らになるのですかと伺つたのです。

○木暮政府委員 いま公的年金、非常に充実してまいりましたけれども、厚生年金で申し上げますとモデル年金が大体十万円でございます。年額百二十万円でございますので、年金だけの所得の方には六十五歳以上の場合にはかかるないというようになりますから、これは忍んでいただきなけれども、やはり税金というものを負担をしていく、国いろいろな社会生活の中で税金を負担するということは、すべての人がやつていかなければならぬことなんですから、これは忍んでいただきなけれども、働く力がなくなつた、稼働力のなくなつたお年寄りに対するプレゼントみたいな気持ちで年金が出てるというふうな理解をしておられる学者の生活を守るために所得保障を見守つて、そういうふうに思つております。

○金子(み)委員 税金のことは大蔵省が所管だと思いますが、厚生省としては、こういう国民の生活を守るために所得保障を見守つて、いろいろな社会生活の中で税金を負担するということは、安全かつ効率的な運用をしなければなりませんといふことで、この趣旨にのつとりませんでございまして、それに応じた税制の改善についてございまして、それに応じた税制の改善についてございまして、それから大蔵省と十分協議をしていきましたが、これがお尋ねする理由というのは、国民年金あるいは厚生年金と共済組合では資金運用の面で非常に違うわけでございまして、その参考にするためにお尋ねをするわけでござりますので、ごく簡単に内容について御説明を願いしたいと思います。

○竹内(黎)委員長代理 次に、古寺宏君。古寺委員、きょうは大変お忙しい中をたくさんの方々にお願いしたわけですが、厚く御説明の方に御出席をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。

実は、年金の積立金の資金運用の問題で簡単に御説明をいたくために、きょうは共済組合の担当の方々にお願いしたわけですが、時間の関係もあろうかと存じますので、私は最初にこの問題についてお尋ねを申し上げますので、結構でござりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

共済組合の資金運用の問題でございますが、私がこれをお尋ねする理由というのは、国民年金あるいは厚生年金と共済組合では資金運用の面で非常に違うわけでございまして、その参考にするためにお尋ねをするわけでござりますので、ごく簡単に内容について御説明をお願いしたいと思います。それで順次、大蔵省、文部省、農林省、自治省、日本専売公社、日本国有鉄道、日本電信電話公社の順でお願い申し上げたいと思います。

○山崎説明員 積立金の運用につきましては、その性格上「安全かつ効率的」な運用をしなければならないということで、この趣旨にのつとりませんでございまして、いろいろ危険分散も考慮いたしまして、資金の多角的な運用をしていくところでございます。それで順次、大蔵省、文部省、農林省、自治省、日本専売公社、日本国有鉄道、日本電信電話の措置、細かい幾らまでとかいうのは出てくるけれども、一つは福祉につきまして組合員への貸付金、

それから資金運用部への預託金、そのほか有価証券等の取得に充てております。また、有価証券の種類といたしましては、私ども国債、地方債、金融債などを購入してやっているわけでござります。

○高野説明員 私立学校教職員共済組合の運用状況について御説明申し上げます。

私立学校共済の場合も国共済等に準じておりますが、いまの財投に対する預託のかわりに、私学共済の場合は日本私学振興財團に対する貸し付けを行なうという点が違いまして、その他、組合員への貸し付け、有価証券その他については国家公務員と同様の取り扱いでやっております。

○古寺委員 いま大蔵省の方からお話をございましたが、たとえば組合員への貸付金の利率とか限度額とか、それからあとは資金運用部に対して、どのぐらい回つていくのか、その辺のところをおっしゃつていただきたいのです。

○山崎説明員 まず第一点、組合員への貸付金でござりますけれども、実は、それぞれの組合で、いろいろと違つておるわけでございまして、貸付金の種類も普通貸し付けとか特別貸し付け、あるいは住宅貸し付け、特別住宅貸し付けといふものがございまして、それぞれ利率も違つておるわけでございます。それから限度につきましても、それが違つております。ただ、住宅貸し付け、あるいは特別住宅貸し付けにつきましては、住宅貸し付けは限度額といたしまして五百万、特別住宅貸し付けにつきましては八百万というふうになつておるわけでございます。特に、特別住宅貸し付けにつきましては二年以内に退職するという条件のもとにやつておるわけでございます。

それからもう一点、預託金の問題でございますが、預託金の割合は、前年度積立金総額の三〇%を預託しているわけでございます。

○高野説明員 私学共済の場合、いまの預託に相当いたします私学振興財團に対する貸し付けの利率は、五十二年度の場合は六・六五%でございます。それから組合員に対する貸し付けは五・

八八%でございます。

貸し付けの種類につきましては、国家公務員共済に大体準じた形で、一般貸し付けのほか住宅貸し付け、これは五百万が限度でございますが、貸し付けをいたしております。

○三井説明員 積立金の運用につきましては、一

つは預貯金、それから銀行、信託会社への金銭信託、国債、地方債、その他有価証券の取得がござりますが、この有価証券の取得の一環といつまして政府保証債の取得がございます。

もう一つお尋ねの組合員への貸し付けにつきましては、一般貸し付けで五百万円までございます。この点につきましては住宅貸し付け、一般貸し付けなどございまして、住宅貸し付けの場合は年利五・八%、限度額

につきましては、利率は年利五・八%、限度額

につきましては、地方公務員共済組合の資金の運用につきましては、地方公務員共済組合の資金の性

格からいたしまして「安全かつ効率的な方法によ

り」というのは国と同様でござりますけれども、

「組合員の福祉の増進」と「地方公共団体の行政

目的的の実現に資するように」という運用を法律で

定められているところでございます。したがいま

して、資金の運用につきましても主として地方債

あるいは公営企業金融公庫債の取得が中心でござ

ります。

そのほか、組合員への福祉の還元という意味で、全体の資金量の六一%までは組合員の福祉への還元を認めておりまして、その主なものは、組合員の福祉のための不動産の取得あるいは宿泊施設への貸付金並びに組合員の必要とする貸付経理の貸し付け等がございます。貸付経理への貸付金につきましては、国家公務員と同様に、住宅貸し付けあるいは普通貸し付け、就学貸し付け等がございますが、住宅貸し付けの限度額は現在地

八八%でございます。

○森(宗)説明員 専売公社の共済年金の積立金の運用につきましては、私ども安全かつ効率的に運用する立場で努力をしてまいっておりますが、内用としまして三点ございます。

一つは、金融債あるいは国債、地方債、貸付信託、有価証券等への投資がございます。二つ目と

しまして、不動産への投資がございます。三つ目としましては、組合員に対します福祉事業への貸し付けといふのがございます。

この中で、福祉事業への貸し付けについて申し上げますと、内容的には二点ございまして、一つが住宅貸し付けといふのがございます。これには幾つかの貸し付けがございますが、その内容とし

ましては、条件につきましては勤続年数によりま

して貸付限度額、返済期限、利息等は違つておりますけれども、中心となつております特別住宅貸

貸し付けについて御説明申し上げますと、勤続五年

以上の者に対しまして、勤続年数に応じまして百五十万から七百万、利息は五・五二%というこ

とでございます。それから限度につきましても、そ

れぞれ違つております。ただ、住宅貸し付け、あ

るいは特別住宅貸し付けにつきましては、住宅貸し付けは限度額といたしまして五百萬、特別住宅貸し付けにつきましては八百万というふうになつておるわけでございます。特に、特別住宅貸し付けにつきましては、住宅貸し付けといふのがありますけれども、中心となつております特別住宅貸し付けについて御説明申し上げますと、勤続五年以上の者に対しまして、勤続年数に応じまして百五十万から七百万、利息は五・五二%ということがございます。一般貸し付けには、これまた、いろいろの項目がございますが、その中心となつておられます普通貸し付けという内容で、突発的に資金が必要な場合に貸し出しをするのがあります。これは勤続年数六ヵ月以上の者に俸給の一ヵ月分を限度としまして年利六%で貸し付けをいたしております。

以上でございます。

○足代説明員 国鉄共済組合の場合、資金運用の基本の方針は国家公務員共済組合の場合と全く同様でございます。

資産の運用状況でございますが、国家公務員の最高限度額は五百万円でございまして、東京等の特別な地域におきましては退職金見合いで特別に七百万円まで融資しております。乙種の貸し付けは、いろんな内容がございまして、家屋の修繕とか、あるいは奨学、あるいは結婚、あるいは災害、あるいは大きいものを買います購買資金、こういったものの貸し付けがあるのですござりますが、そのうちで限度額が一番高いのが修繕の五十万円でございます。利率は乙種の場合は六%といふことでやつております。全体から見ますと六・九六%に回つておるわけでございます。

それから、組合員への福祉還元としての貸し付けの問題でございますが、普通貸し付けと住宅貸し付けがござります。普通貸し付けの場合は、最初ほど、お尋ねのありました資金運用部への預

託はございません。

以上で説明を終わらせていただきます。

○古寺委員 それでは説明員の方はお引き取りになつて結構でございます。どうもありがとうございました。

厚生省にお尋ねしたいのですが、国民年金の場合の積立金の資金運用はどういうふうになつていいのか。そしてまた、たゞいま御説明のございました。

○木暮政府委員 国民年金の場合には、厚生年金と合わせまして毎年の收支残額を全額、資金運用部に預託をいたしております。これは年金の財源でございますので安全確実ということを、どうし

ても第一に考えなければならないわけでございまして、各種共済と違いまして非常に規模の大きい制度でございます。そういうことで資金運用部に預託するということが最も方法として適当ではないかというふうに考えておる次第でございま

す。もちろん無条件ではございませんで、預託額の三分の一は還元融資ということで被保険者あるいは厚生年金の場合には事業主に使つておらぬことをしておりますし、また、地方公共団体等が国民生活に密着をした施設をすることに使ってもらうという条件をつけておる次第でございま

す。この還元融資の三分の一を含めまして八五%につきましては資金運用部からいろいろな機関に貸し出しをするわけでございますが、これも国民生活基盤に密着したものに重点を置いてもらうといふことにいたしておるわけでございま

す。この運用利回りでございますが、厚生年金につきましては七・〇三%でございます。国民年金につきましては六・〇六%ということでござります。

それから、共済組合が組員に貸し付けをいたしておりますが、私どもも昭和四十八年から被保險者住宅につきましての貸し付けをやつております。条件は、ほぼ各種共済と同じところでござるというふうに思ひます。具体的に申し上げま

すと、借り入れ資格は、五十三年度から、三年以

上の被保険者期間があつた人に貸すということにいたしておりますが、國家公務員共済で比較をいたしますと、組合によつて違いますが、三年以上

または五年以上というふうになつておる次第でござります。それから限度額につきましては、二百円から五百万円ということでございます。国家

公務員の場合には退職金の範囲内、ただし五百萬円以内ということでございます。限度額は原則と

して合つておるわけでございますが、若い人と申しますか被保険者期間の短い人は退職金の範囲内の縛りがございませんので、私どもの方が若干よ

い貸せるということになつておろうかと思いま

す。利率につきましては、國家公務員共済が五・五二%から六・六%という分布をいたしております。

それから、各共済組合でやつております消費金融のようなものは、私どもの場合には非常に多くあります。

○古寺委員 質問の趣旨は、資金の運用が非常に大事な問題でございまして、安全かつ効率的でなければいかぬわけでございますが、国民年金ある

ことは厚年の場合には資金運用部に三分の一が持つていいけれどあります。その残り

は厚生年金の三分之一も、いろいろな地

方公共団体あるいはいろいろな金融公庫、そういうところの貸し付けに持つていかれる。その残り

は厚年の場合には資金運用部に三分の一が持つていいけれどあります。その残り

は厚生年金の三分之一も、いろいろな地

方公共団体あるいはいろいろな金融公庫、そういうところの貸し付けに持つていかれる。その残り

は厚年の場合には資金運用部に三分の一が持つていいけれどあります。その残り

は厚生年金の三分之一も、いろいろな地

方公共団体あるいはいろいろな金融公庫、そういうところの貸し付けに持つていかれる。その残りは厚年の場合には資金運用部に三分の一が持つていいけれどあります。その残りは厚生年金の三分之一も、いろいろな地

年以上の場合は五百万円を貸すということにし

てございます。で、これも被保険者期間の長さに応じて刻みがございまして、十年から二十年につきましては四百万円、五年から十年につきましては三百萬円、三年から五年につきましては二百万

円をお貸しするということになつておるわけでございます。

一方、国民年金につきましては、制度発足してから十六年ほどの経過でございますので、この区分を簡単にいたしておりまして、五年以上の場合は二百万円、三年から五年までにつきましては

一百万円、こういうふうになつております。

○古寺委員 これはやはり國年の場合にも十年以上とか十五年以上というような新しい区分を設けなければならぬなうに思ひます。

○木暮政府委員 だんだん、そういうふうにしておりまして、ほん均衡がとれておるかと思いま

す。一方、国民年金につきましては、制度発足してから十六年ほどの経過でございますので、この区分を簡単にいたしておりまして、五年以上の場合は二百万円、三年から五年までにつきましては

一百万円、こういうふうになつております。

○古寺委員 これはやはり國年の場合にも十年以上とか十五年以上というような新しい区分を設けなければならぬなうに思ひます。

○木暮政府委員 だんだん、そういうふうにしておりまして、ほん均衡がとれておるかと思いま

す。一方、国民年金につきましては、制度発足してから十六年ほどの経過でございますので、この区分を簡単にいたしておりまして、五年以上の場合は二百万円、三年から五年までにつきましては

一百万円、こういうふうになつております。

○古寺委員 これはやはり國年の場合にも十年以上とか十五年以上というような新しい区分を設けなければならぬなうに思ひます。

○木暮政府委員 だんだん、そういうふうにしておりまして、ほん均衡がとれておるかと思いま

す。一方、国民年金につきましては、制度発足してから十六年ほどの経過でございますので、この区分を簡単にいたしておりまして、五年以上の場合は二百万円、三年から五年までにつきましては

一百万円、こういうふうになつております。

○古寺委員 いまの私どもの年金制度は修正

問題といふのは非常に大切な問題であることは御

厚生年金につきましては、被保険者期間が二十

年です。

○木暮政府委員 国民年金と厚生年金の場合には内容が違いますね。

○古寺委員 これの内容を見ますと、厚生年金と

國年では内容が違います。

○木暮政府委員 制度の成り立ちが違いますので、若干の条件の相違がございます。

○小沢国務大臣 弱者というのは精神的、肉体的

並びに経済的な弱者ということを考えております。

これらについて、できるだけ手厚い社会福祉の政策を進めていきたい、こういう趣旨でござい

○古寺委員 そこで、今回の年金の引き上げでござりますが、非常に物価が上がっているわけでございますので、この改正案の内容では不十分ではないかという声が非常に強いわけでございますが、この問題についてはどういうふうにお考えでしょうか。

○小沢国務大臣 物価の上昇率は、今月、五十三年三月を五十二年の三月に比較しますと、恐らく消費者物価の上昇率は5%を割るんではないかと言われるぐらいでございますのに、今度の改正は一割ちょっと欠ける程度でございますが、一割ぐらいでございますから、物価のスライドとしては、物価の上昇率を上回っておりませんので、不十分という困難は当たらないじやないかと思つております。

○古寺委員 次に障害福祉年金と、それから障害年金でございますが、これも非常に不十分であるという声が強いのですが、いかがでございますか。

○木暮政府委員 抱出制年金につきましては、ただいま大臣から申し上げましたとおり七・六%の物価スライドを考えておるわけでございます。これは、もう間もなく、ことしは終わるわけでございますが、ことしの実績が出来ますと、それに置きかえるということになって、七・六%を若干下回るというようになるのではないかと思います。

一方、福祉年金につきましては、できるだけ配慮するということで一〇%のアップを考えておるわけでございます。これ以上のアップにつきましては、福祉年金の受給者が非常にたくさんいらっしゃいまして財政上制約がございますのと、やはり拠出制の国民年金とのバランスを考えなければなりませんので、そういう意味合いで引き上げることが困難なわけでございます。それにいたしましても物価上昇率を上回る一〇%の引き上げを予定をいたしたわけでございます。

○古寺委員 そこで、障害年金が改正になりますて廢疾の認定が今度一年六カ月になつたわけでござります。

○木暮政府委員 昨年の八月一日から実施をいたしました。これが八月一日から実施される以前は、廢疾の認定というのは三年でございました。

そして改正になつて一年六カ月になつたわけですね。これは非常に期間が短くなつたわけで結構な割合でございますが、それとあわせまして、改正以前は、その三年間のうちに一年間保険料を納めますと障害年金の受給資格を得るわけです。ところが、この改正によりまして一年六カ月の廢疾の認定の期間になりましたが、その以前において一年間、年金の掛金を納めておりませんと障害年金の受給資格が得られない。これは私はある面においては非常に大きな福祉の後退になると思うのですが、いかがですか。

○木暮政府委員 ただいま御指摘の事実がござります。この改正は、昭和五十一年のときに從来、老齢年金だけにつきまして通算制度をしておったわけですが、障害年金につきましては、障害年金だけにつきまして通算制度をつくることにいたしたわけでございます。通算制度をつくりました場合には、通算の結果、障害年金がもたらす人について、どの保険制度が費用負担をするかを決める必要があるわけでございます。それまでは共済組合、厚生年金、国民年金、それぞれ違つた障害年金の支給要件をとつておられたわけでございますが、どの保険が費用の負担を引き受けらるかということを決める必要がござりますので、その統一をいたしましたわけでございます。統一をいたしました際に從来と違いまして、廢疾の原因になった病気の初診の日が属する年金制度でもつて費用負担をしようということにいたしたわけでございます。これは、年金制度も保険でございまして、原因が発生した、あるいは原因の発生が確実になつた時点の年金制度が持つべきであると

までは廢疾になつた時点で、その前に保険料を納めたかったかどうかを認定をいたしたわけでございますが、今度は各制度そろえまして、初診日の前の資格要件を問うということになつたわけでございます。その結果、多くの場合には、この通算制度で、今まで障害年金がもらえたなかつたことがもらえるようになつたわけでございますけれども、事例的に申し上げますと、二十歳から二十歳の間に初診日がある方につきましては障害年金の方にいくと、いうことが起こつておるわけ

でございます。これは通算制度を導入するためには、どうしても避けられない点でございまして、通算制度というものが被保険者の方に非常に大きな役割りを果たすということを考えれば、これは忍んでいただくということより仕方がないというふうに考えております。

○古寺委員 たとえば筋ジストロフィーでも結構です。あるいはペーチェット氏病でもいいです。サルコイドーシスでもいいですね。そういう方が、今まで二十歳になられて、そして一年間年金に加入しますと、認定の時点でもつて障害年金になるわけです。そうしますと、今度の額でありますと一級の場合には年間五十八万二千六百円支給されることになる。ところが、その改正されたことによつて今度は福祉年金の支給を受ける場合には一級でもつて二十九万七千六百円になる。

〔竹内（黎）委員長代理退席、委員長着席〕改正以前においては五十八万二千六百円の障害年金が受けられた方々、同じような条件の方が、改正以後においては二十九万七千六百円しか支給されない。あるいは六十歳になつたお年寄りの方が、いま非常に多くなつております。たとえば人工透析を受けるようになります。それで、こういう方は以前であれば、もう最後ですから、五十九歳のとき一年間保険料を納めれば、いわゆる障害年金の支給の対象になつたのですが、今度の改正が、いま非常に多くなつております。たとえば人運営の仕方では困ると思うのですよ。ですから、そういう限られた特定の方々が多いわけですか

れますよ。だけど、そういう制度ができたために、そういう社会的に弱い方が犠牲になるような運営の仕方では困ると思うのですよ。ですから、最初に申しましたように、大臣の所信表明の中に、そういう方々に対しても、今までどおりに、そういう弱者を救済していくのが大臣のお考えな

会とか、また一緒に同じ施設に入つておられるとか、いろいろございます。そうすると、以前の人は障害年金の対象になつたのに、われわれは何で、こういう少ない、目減りのした福祉年金しか受けられないのだ、こういう矛盾が出ているわけなんですよ。こういう面について、やはり特別を設けるとか、そういう方々を救済する何か方策を考えます。この点についてははどうなんですか。

○木暮政府委員 お話を実態は私ども、あろうかと思います。ただ、二十歳前に初診がございました場合には、改正前も改正後も福祉年金でござります。それからまた、二十一歳を超えて初診がござります場合には、改正前も改正後も抱出金になるわけでございます。先ほど申し上げましたが、二十歳以上二十一歳未満の間に初診日がありました場合は、改正前も改正後も抱出金になるわけでございます。ただ、二十歳前に初診がございました場合には、改正前も改正後も抱出金になるわけでございます。先ほど申し上げましたように、障害年金の通算制度をやるということのために、各制度、共に厚生年金、国民年金、歩調をそろえてやらねばならないということがございまして、最初、この間に入る方だけがまんをしていただかなければ、この通算制度はできないということがあります。通算制度はできないということがあつたわけでございます。通算制度が一般の被保険者の方には非常に役立つておるということでござりますので、その間の方には、ごしんぼういただくということより仕方がないということでございます。

○古寺委員 やはり、通算制度はこれは結構でございますよ。だけど、そういう制度ができたために、そういう社会的に弱い方が犠牲になるような運営の仕方では困ると思うのですよ。ですから、そういう限られた特定の方々が多いわけですか

ら、そういう方々に対しては、今までどおりに、そういう弱者を救済していくのが大臣のお考えな

んです。そうしますと、社会的に一番弱い、たとえば筋ジスの方々なんかは、もう二十代で死を待つよりないという方もたくさんいらっしゃるわけです。そういう方を、いままでの障害年金の対象であったものが今度は福祉年金の対象にしかならないというようなことでは非常にこれはかわいそだと思うのですが、こういう点について今後、うだと思いながら取り扱いを検討する御意思があるかどうか、承りたいと思います。

○木暮政府委員 年金制度は非常に技術的で融通のきかないところがござります。まして、この清算制度のように各制度にまたがる場合には、いよいよ窮屈な面が出てくるわけでございますが、先生の御指摘の実態があることも私も承知いたしておりますので、先生の御質問の趣旨に沿える結果が出るかどうか申し上げにくいのでございますけれども、関係各省もござりますことですから、検討はさせていただきたいと思います。

○古寺委員 ほくの御期待に沿うかどうかという問題ではなくて、いままでは障害年金の対象だった人が今度は福祉年金の対象になつているわけですから、非常に格差が大きいわけです。ですから、福祉年金をもつとぐんと引き上げて同じ金額にするとか、あるいは、今までのようにならう特殊な方々については障害年金の対象にしてあげる特例の措置というものを講じなければならぬと思うのです。これは大臣でなければダメですかね、大臣、ひとつ御答弁をお願いします。

○小沢国務大臣 私、実は余りよくわからなかつたので、いま御指摘をいただいて、そういう気の毒な人が何か通算制度を実施するために出でてきたのかなと思ってお聞きしたのですが、よく検討します。どうもよく、まだ理解できないところが、ちょっとありますので、早急にひとつ事務当局からも話を聞きまして、そういう人があつては困りますし、従来もらっておつたが、もらえないくなるというようなことが事実あるのかどうか、よく検討してみますから、もう少しお待ちいただきます。

○古寺委員 どうも問題があつちへつたり、こ

つちへいつたりして申しわけないのですが、先ほども大臣からいろいろと御答弁がございましたが、わが国の年金制度の抜本改正、これはもう当然行わなければならない段階にきております。次期国会には抜本改正案といらものを大臣としてはぜひ出したいというお考えのようでございます。そこで一挙に年金の抜本改正と申しましても、医療制度もそうでございますが、これは大事業でございましてなかなか思うように一遍に簡単にいかないと思うのです。

その際に、一つの方法としまして現在、国民年金の方は定額方式でやつてているわけですが、他の厚生年金や共済組合の場合には、その中にきちっと所得比例方式が導入されているわけです。いろいろお聞きしますと、事務的に非常に大変で、國年に所得比例方式といたものを導入するということは非常にむずかしい問題だ、こうおっしゃるのですが、やはり年金の間の格差を調整していくためには、どうしても所得比例方式を導入せざるを得ないんじやないかと私は考ふるのですが、その際、國民健康保険の場合には、きちんと所得比例方式をとっているわけですから、國年においても、そういうことができないことはないと思うのですね。そういう点について厚生省としては、どういうふうにお考ふになつておるか承りたいと思ひます。

それで関係者の中では、確かに強制的に所得状況を把握するということはむずかしいかもしれませんので、任意的に所得比例制を入れたらどうだらうかという御提案もあるのでございます。それは被保険者の方々に申請をさせまして、自分はこのランクだ、自分はこのランクだ、こういう形でやつたらどうかというのでございますけれども、そういう方法の場合には、やはり保険給付との関連というものを十分考ふなければならないわけでございまして、保険給付にはね返るということがかなり濃く出ていませんと、そういう方法はこれなりじやないか。また、所得比例制をとる場合の一つのメリットは、所得の再分配ということでござりますので、進んで申告をしてもらうようになります。そのため、児童手当も支給していただきたいと思います。

具体的に申し上げますと、私の出身地でございます青森市の場合は毎年、要保育の子供さんが千人ぐらいずつ保育所に入れぬわけですね。ところが厚生省の枠は毎年二カ所ぐらいなんですね。つまりたっても解消されないものですから、保育所を建設したいという方はたくさんあるのです。だけれども枠がないために、なかなか保育所があえないのであります。青森県で申し上げますと、大きいのは三市ございまして、八戸市も大体千名ぐらいなんですね。それから弘前市も大体八百名ぐらいなんですね。そういうように保育所に入りたくとも入れない。非常に核家族化が進み、夫婦の共働きがふえまして、どうしても、そういう施設に入れたいといふ方が多いのですから、児童手当の第二子への拡大は望んでいるけれども、それよりも先に施設をつぐつてください、実態から申し上げまして、アンケートの結果をこういうように私は分析しているのです。ですから、この児童手当が発足した昭和四十七年と昭和五十三年においても、あるいは第一子まで児童手当制度を拡大していく

けでございます。この二千五百万人の方は、所得稅を納めないような方もたくさんいらっしゃいます。そこで一挙に年金の抜本改正と申しましても、医療制度もそうでございますが、これは大事業でございまして、なかなか思うように一遍に簡単にいかないと思うのです。

その際に、一つの方法としまして現在、国民年金の方は定額方式でやつてているわけですが、その際、國民健康保険の場合には、その中にきちっと所得比例方式といたものを導入するということは、なかなかの難問題でございます。そこで、たとえば事務機構一つ考ふましても、相当大いに職員を増員しなければならないというようなことがあります。

それで、あとの人は余り必要を認めていないんだありますと、必要であるという人は五一・八%であります。環境の整備をしてほしいという三〇%の方も、児童手当を望んでいるのですが、その以前において、児童手当も支給していただきたいけれども、保育所が足りない。あるいは遊園地が足りない、児童館が足りない、そういういろいろな施設が非常に足りないと、いう問題が念頭にあるために、児童手当よりも先に、そういう施設をつくっていただきたいというのが願いだと思うのです。

十一月二十九日に中央児童福祉審議会の答申が出

ております。これを見ますと、「児童手当制度は、

昭和四十七年一月に発足し、支給対象となる第三

子以降の児童の範囲を段階的に拡大し、昭和五十

年より恒常化することとなつてゐる」。こういう

ふうになつてゐるのですね。そうしますと第二子

あるいは第一子まで児童手当制度を拡大していく

当に対する期待というものは何ら変わっていない。こういうふうに解釈すべき問題であろうかと私は思うのです。したがいまして、発足当時と同じような考え方立って第二子への拡大の問題、この問題を厚生省としても、ぜひとも速やかに検討をし、実現の方に向かって進めていただきたい、こう思うのですが、大臣からこれを承ります。

○石野政府委員 最初に、四十九年の中間答申をいただきました際の段階実施と申しますのは、これは四十七年から始めた制度を四十九年に三子について完全にやる、こういうことの意味でございまして、これを二子、一子に広げるという意味ではございません。なお、二子、一子に広げる場合には慎重に配慮する、こういうことになっております。

それから問題は、いまの世論調査といいますか意識調査の見方でございますけれども、確かに児童手当より環境を整備する方がいいという意味の中には、児童手当は必要だけれども、それよりもっと先にやるべきことがあるといふ意味と、それから児童手当のあるならば、そちらの方に金を使ってくれ、こういう意味と二つあると思うのです。どちらがどうかということは、これはわかりませんけれども、少なくとも、そういふものが含まれているということは事実だと思うわけでございます。

そこで、児童手当制度発足のときのいきさつから申しますと、当時の厚生大臣も申し上げておりますように、児童手当制度というのは三子から始めたけれども、小さく産んで大きく育てる、こういう基本的な考え方だったことは事実でございます。ただ、その際の頭の中には、国民の意識と申しますか、そういうものが、児童手当制度が発足することによって成熟していく、こういう考え方もあったと思うわけでございます。そういう意味で実は五十一年のときに意識調査をやったわけです。たゞ、この際の頭の中には、国民党の意識と申しますが、たゞ第一に、老齢化社会を迎えて大臣の基本的見解、同時にまた、そのものを含めまして、

識を土台にして今後、児童手当制度をどういうふうにするかということは大変大きな問題であると思いますが、私どもは中央児童福祉審議会にも御意見を聞きながら今後のあり方について検討してまいりたい、このように考えておるわけでございます。

○古寺委員 昭和四十九年の四月の四日に、わが党の大橋議員が当時の齊藤厚生大臣に質問を申し上げた際には、将来、前向きに第二子等に拡大していくという御決意を述べておられるのです。そして、十分検討はいたします。やはり弱者救済の趣旨が通るような方向で、しかも、これを本当に実効あらしめるような、いわば濃密な目的達成のための趣旨が通るような制度にしていくにはどうしたらいいか、いろいろ検討させていただきたいと思います。

○小沢国務大臣 私は、実は児童手当については、いろいろ検討すべき問題があると思っておりまます。拡大をして第一子まで逐次やっていきます。そのためには、なぜかといいますと、家族手当、給与体系とも密接に関連をいたしまして、また税制の問題で、いま直ちに第二子に上ります。そのためには、なぜかといいますと、家庭手当、給与体系とともに、密接に関連をいたしまして、また税制の問題で、いま直ちに第二子に上ります。そのためには、なぜかといいますと、家庭手当、給与体系とともに、密接に関連をいたしまして、また税制の問題で、いま直ちに第二子に上ります。

○小沢国務大臣 私は、実は児童手当については、いろいろ検討すべき問題があると思っておりまます。拡大をして第一子まで逐次やっていきます。そのためには、なぜかといいますと、家庭手当、給与体系とともに、密接に関連をいたしまして、また税制の問題で、いま直ちに第二子に上ります。

○古寺委員 どうもありがとうございます。私は保育所は本当に必要だと思います。これは全国、特に地方は非常に要望が強いわけでございますので、これはひとつ、できるだけやりたいと思つております。失礼な話ですが、特に先生の青森県は県民所得のランクは非常に低い方だと思いますので、そういう面から考えますと、沖縄とか島根とか鹿児島とか、そういうそれぞれの県の県民所得の趨勢等も織り込みながら配分の適正を図つていかなければいかぬだらうと思うのです。まず、そういうような点も考えまして、全国的にも保育所というものは私はほんと増したいと思つておるわけですが、そこでは現実問題としてできるかといいますと、私はなかなか困難だと

○古寺委員 どうもありがとうございます。私はほんと増したいと思つておるわけですが、そこでは現実問題としてできるかといいますと、私はなかなか困難だと

うように言われておるわけですが、私は、それに対してトータルな人生の意味を含めて抜本的な見直しをする必要があると思うわけあります。特に、先ほど大臣から雇用の問題と関連するというお話をございましたが、御存じのとおり、いまはかつてない構造不況でございますから、企業はそれぞれ定年制を引き下げようとするわけです。実情としては、スピノアウトというように外に出します。あるいは定年制は五十五から五十七に、だんだん引き上がってまいりますけれども、実質的には四十五定年制とかいうような計画が立てられておる。だから、そこでつなげなければいかぬわけですが、いまの場合、それをつなげる行政指導というのは一体どこに求めるべきか。これは労働大臣にお伺いをしても希望をするという程度でございますし、なかなかいいわけです。

そこで私は、一つの問題提起として、アメリカに連邦法で年齢差別禁止法という法律があるわけであります。私どもも、ぜひこの年齢差別禁止法というものをわが国でも採用したい。問題提起をしておるわけですが、これは御存じのとおり、たとえば定年を六十にする、アメリカの場合は、これを七十に引き上げるとかいうことが新聞でも大変話題になつておるわけですから、その以下の差別をして雇用をしてはいけませんよ。だから、たとえば安定所へ行つても、お手伝いさん何歳以下なんというのは全部違反になるわけですね。だから、定年が六十なら六十、七十なら七十年といふ一定の基準を差別禁止法案でつくることに、自動的に年金に移行をする体制というものを厚生省の年金局なり大臣としてお考えになつたことはないのか。あるいは、この私どもの提案についての御意見を賜りたい、こう思います。

○小沢國務大臣　これはなかなかめんどうだと思ひますね、今日の日本にすぐ当てはめることにつきましては。やはり高年齢者の就職促進対策といふものを十分に図つていかなければいけませんし、定年は私はむしろ延長論者の方でございます

が、しかし、世の中の経済の実体が今日のようになりいろいろ変化をしてまいりますと、なかなか、そつたういふにはいきません。しかば、その場合につなぎをどうするかということでござりますが、それはやはり日本の制度のもとにおきましては、再就職の促進やら、あるいは、できるだけ他の面での雇用促進を図り、そこで雇用の年齢をとにかく引き延ばすということしか、いまのところはないんじゃないかと思いますが、社会保障制度の中で、このつなぎの間を措置をするといふことは、今日、私いろいろな方法を検討しましておりますので、やはり年齢の引き上げについても、なかなか、これは困難ではないかなと思つておられます。でも、そういうような雇用の実情等の推移をよく考えて引き上げをやっていかなければいかぬ。それまでは軽々に引き上げることはできないのではないか、年金の財政面からだけでは判断をするわけにもいかぬ、こういふうに考えております。

○草川委員　いま財源の問題と、それから軽々に財源の問題からだけでは引き上げはできないといふ御答弁がございましたが、全く、そのとおりだと思いますが、そういう人たちが退職時点を迎えてまいりまして、退職金の負担が企業に重くかかる制度成長期にたくさんの人を雇用したわけございませんが、そういう人たちが退職時点を迎えてまいりまして、現実もございましょう、また年金制度につきましては基礎年金といふような形で各制度横断的に公平を図らなければならないという視点がありますと同時に、個人個人の置かれておる老齢生活の条件は違いますし、また個人個人と言わないうまでも、企業企業あるいは産業別に老後の生活の条件が違うわけでございまますので、その生活に見合つた年金という要望もあるわけでございまして、次の方へ移りたいと思うのです。

厚生省で所管しております企業年金は、できましたから十年たつわけでございまして、大体、底固めが終わつたといふ時期でございますが、今後、退職金の問題との関連、それから個人個人の老後生活の条件が違いますのは私的貯蓄といふことはあります。しかし、この企業年金と特に大企業の有力企業の中では漸次、企業年金といふものに移りつつある状況が、一部でございますけれども、あります。しかし、この企業年金といふのは一種のプラスアルファの終身年金として定着しつつあるわけですが、いまのように六十五歳以上なることになるわけですが、いまのところは企業年金にしてもらのではないか。昨年以來、官民格差の問題が一つ大きく出ましたけれども、國家公務員の共済組合には企業年金の部分があるという議論も行われたわけでございますが、そういう意味でも企業年金の新しい出番が来たのです。一体、現在広く行われております退職金という問題も、労働省関係ではいろいろな論議が出ているわけですが、この年金という立場から、

○木暮政府委員　国民年金ができましたときに、被用者年金が世帯単位でカバーをしておるのに対しまして、個人単位ということをいたしたわけをございます。そういう際に、サラリーマンの妻の年金での位置というものをどう考えるかということがございまして、希望のある方には任意加入をしてお聞かせ願いたいと思います。

○木暮政府委員　国民年金ができるときには、被用者年金が世帯単位でカバーをしておるのに対しまして、個人単位ということをいたしたわけをございます。そういう際に、サラリーマンの妻の年金での位置というものをどう考えるかということがございまして、希望のある方には任意加入をしてお聞かせ願いたいと思います。そこには、年金の位置といふことで制度を発足させたわけがござります。ところが最近、年金に対する国民の関心が非常に高くなりまして、それにつれまして現在、六百六十万人の被用者の妻の方が任意加

入をするということになつておるわけでござりますけれども、これは制度発足のときに予定していたものと若干違つような形になつてきているのではないかと思うわけでございます。これには被用者の妻の年金の座が必ずしもはつきりしていらないというようなこともあるわけでございますが、基本想の中間答申でも、被用者保険の遺族年金の充実等を図るような意見が出ておるわけでございますが、そういうことをします際には、ただいま御指摘のあります国民年金に対するサラリーマンの妻の任意加入といふものとの調整を図らなければならぬという問題に突き当たるわけでございます。

基本想の中間意見では、サラリーマンの妻は、やはり夫の被用者年金の方で抱えてもらうということをひとつ考えるべきではないか。それからまた、これだけ歴史がございまして、また、六百六十万人の加入者がおりますので、場合によればこの被用者の妻は被用者保険から外して国民年金の方に整理すべきではないか。二つの案を御検討いただきまして、それぞれ一長一短あるわけでございますが、さらには今後詰めていただけるということが、さらに申上げまして、年金は長期の経過がござる国民の側から見れば二重の保険料負担でござりますし、それからまた、給付が二重になる結果になりました、それからまた、国庫負担も二重になるということでおこる問題は避けて通れないというふうに考えております。

○草川委員 いま言われましたように、二重の負担といふことも出てくるわけでござりますので、ぜひ、この整理、合理化、統合といふのと、その方向で御検討願いたいというふうに思うわけであります。

その次には、先ほども、たくさんのそれぞれの共済会の方がお見えになつたわけでござりますけれども、いろいろな実態を詳しく聞いてまいりました。それと、それぞれ支給の条件といふのも違つておるようございますし、それから最終の俸給の決め方ですね、基礎俸の計算方式にもいろいろな条件の違つてあるようござります。これは直接厚生

省にお伺いをするのは違うわけでござりますけれども、いずれにしても年金という問題で全体的に思うわけでございます。これには被用者の妻の年金の座が必ずしもはつきりしていらないというふうなことから、将来どういうように、これを指導をされでいくのか、これもお聞かせ願いたい、こういうふうに思います。

○木暮政府委員 今まで八つの年金制度がそれぞれ別にやつてしまつたわけでございますが、今後は老齢人口の増大に対処いたしまして、それぞれの年金が別々ではなく、手をつけないでいかなければならぬというふうな理由のためであるわけでござります。

大方の方が一致しておるわけでござります。その際、各年金の制度で給付の面あるいは負担の面でいろいろ違つてあるわけでございます。その違いの中には当然理由のあるものもあるわけでござりますが、まだ、必ずしも根拠がないというものがございますが、さらに申上げまして、年金は長期の経過がござる国民の側から見れば二重の保険料負担でござりますし、それからまた、給付が二重になる結果になりました、それからまた、国庫負担も二重になるということでおこる問題は避けて通れないというふうに考えております。

○草川委員 現状からお話しになつたわけでござるが、結局、歴史的ないろいろな経過があるわけですから、簡単に制度間の調整とか、制度間といふよりも組合間の調整だとか、アンバランスといふのはなかなか埋まらぬと思います。だれども乗り越えなければいかぬわけですから取り組むわけですが、ここに厚生省のいま抱える医療の問題についても、保険の問題についても、きわめて深刻というよりも大きな壁があると思うんですね。しかし、その壁をどう乗り切るかということに、いずれにしても取り組まなければいかぬことにござりますが、さすがに厚生省の立場から見ると、これまでに取り組まなければいかぬことになつておるわけですが、ぜひひとつ、みんなのいい意を出し合ひながら、そしてまた関係者の方々の理

解、あるいは本にお互いの老後の問題等を含めて一定の方向が出るよう要望しておきたいというように思います。

次は、事務処理の問題に移つていくわけでござりますけれども、年金の支払い業務といふのは大変だと思うのです。過日も、いろいろな過誤徴収というような問題も出たわけでございますが、何かオンライン化が五十四年度からスタートをするいろいろな現物の機械なんかも、検討会といふのではなかなかないというふうな認識につきましては、それがならないというふうな認識につきましては、その中には当然理由のあるものもあるわけでござります。

大体の方が一致しておるわけでござります。そのうち、何カ所かの年金相談コーナーがあるわけですが、この相談所へ行きますと、直ちに問い合わせができるのですけれども、そこから今度は払込みだとか、なんとかというシステムには、まだなつてないというふうに聞いておるわけでござりますけれども、いずれにしましても、国民に対する年金相談コーナーというものを、これからどんどんふやしていくのか。そういう希望もあるわけでございまして、新聞社なんかでは、年金相談の専門の新聞記者がおるというぐらいに電話がかかってきたり、投書が多いわけでござりますが、そういう非常に国民の関心の深い年金の相談に対する今後の取り組み方について、ひとつ質問したいと思います。

○大和田政府委員 ただいまの御質問にお答えいたします。

御説のように現在、全国で九カ所の年金相談コーナーを設けてございます。この年金相談は四十九年度から大都市等の交通の便のいいといふところを選定いたしまして設けておるところでござりますが、さらに五十三年度におきましては三カ所の年金相談コーナーを増設する。さらに、遠隔の地であります沖縄県は、その三カ所以外に年金相談用のオンライン窓口を社会保険事務所に設置する、こういう計画でござります。五十三年度はそこでござります。

そこで、五十四年度からどうなるかということでお答えするといふ体制をつくつておるわけでござりますけれども、これは先ほど先生がおつしやいましたように、いわゆるオンライン計画で発足させる。オンライン計画は五十四年度から六カ年計画で発足をさせるわけでございますが、その前期の三年間で全国二百数十カ所でござりますが、すべての社会保険事務所に、現在あります年金相談コーナーと全く同じオンラインシステムを導入して、積極的に年金相談を受け付けることができる、こういう体制を、いわゆるオンライン計画の前三年間でもつて実施をするというふうな計画を進めております。

なお、その後期三年間におきましては、先ほど先生がおつしやいました裁定、そういったようなものも社会保険事務所の窓口で行うことができる、こういうふうに計画を進めておるわけでござります。

○草川委員 現在、被保険者のいろいろなことを相談に行くと、国民年金の方は、かな文字になつておるので、すぐ出るというのも、五十三年は漢字になつておつて、インプットしても直ちに出てこないというふうに聞いておるわけです。厚生年金の方がすぐ返事が来るというのも、五十三年ですか、あるいは五十四年になるのか、どちらから出るようになるのですか。

○大和田政府委員 ただいま先生おつしやいました、記録がすぐ、いわゆるテレビのようなディスプレー装置で引き出せる、これがいま、どの程度まで引き出せるようになつておるかといふことを、まずお答えします。

現在、厚生年金、国民年金、船員保険制度の年金受給者については、すべて直ちに引き出せるという状態になつております。一方、被保険者の記録が、いろいろと今後相談が非常に多くなつておるだろうと思いますが、これが一体どうなつておるかといいますと、国民年金の高齢被保険者、これは五十九歳以上でござりますが、それと船員保険の被保険者は、すでに氏名索引によつて即時に引き出せるという体制をつくつておるわけでございま

ども、つくり上げました。厚生年金につきましても、五十歳以上の者については即時にディスプレーに出るような仕組みになっております。ただし、これは氏名索引というのができませんで、被保険者の記号番号によつて即時に引き出せる、こういう体制でございます。今後は厚生年金の被保険者につきまして記号番号でなくとも名前で引き出せるというような体制を持つていかなければなりませんというふうに私ども考えておりますし、それがオンラインの六ヵ年計画のために必要である、こういうふうに考えておりますので、これにつきましては、いま鋭意検討しておりますので、その実施を進めていきたいというふうに考えております。

○草川委員 そういう一つの展望が報告されたわけでござりますけれども、実は年金の裁定処理を

もつと早くやつてくれというのが非常に強いです。

現在、厚生年金の方は比較的早いのですが、

国民年金の方は市町村が窓口で、一番早くして一ヶ月はかかるといふのです。もちろん、申請をする

ことになれば、欲しい人はやはり年を取つてくる

わけですから早く欲しい。厚生年金の場合でも、

いろいろと過去に企業間を動いたとかいう実績がござりますと、制度間の移り変わりがござります

ので非常にめんどうなのですけれども、少なくとも年金は、出したら一ヵ月以内には本人の方へすぐ給付票が出るという处置をしていただきたい、

こう要望するのですが、その点についてはどうで

しょう。

○大和田政府委員 現状を申し上げると実は三カ

月程度かかつております。これは厚生年金と国民年

金でござりますけれども、これはほとんど違いません。言いますれば国民年金の方は市町村からの

経由期間といふものがござりますけれども、むしろ業務課内におきますすれば事務処理はスピーディに行われている。逆に厚生年金の方は経由期間が少のうござりますので、その間は節約されますけれども、資格記録が、歴史的に厚生年金の方が若干その発足が前でござりますので、資格記録の

関係から業務課の内におきます作業が若干多くかかるということで、両者とも、社会保険事務所あるいは市町村に受け付けましてから裁定が終わつたという通知がお手元に届きますには、どうして

もやはり大体三ヵ月はかかるておる。

しかしながら、これは何とか早くしなければいけぬということで、私ども最重点事項といたしまして、内部でいま検討しております。この裁定の期

間を早くしますためには、どういたしましても機械をレベルアップしていくなければならぬ。それからさらに事務処理上幾つか工夫を要しまして、

その工夫によって解決するという問題もございます。たとえば、市町村から社会保険事務所、あるいは社会保険事務所から業務課、この期間を短縮

できないだらうかとか、あるいは業務課におきま

す事務処理を短縮できないだらうか。これはいろいろなポイントがございまして、これをいま精力

的に解説をしております。それで五十三年度中に

私どもは、短縮といいましても急に早くはなりませんけれども、できるだけこれを短縮させると

いうことで、めどもついておりますし、努力をしておるところでござります。

ただ、これにつきましては先ほど申しましたよ

うにオンライン計画を進めおりますが、昭和五

十七年からの後期計画の段階に入りますと社会保

険事務所におきまして裁定を行うことができる。

いまは全部業務課まで上がっておきますと社会保

険事務所におきまして裁定を行なうことができる。

いまは、このオンラインができます

うございますけれども、このオンラインができるこ

とに近づいておるわけでござります。

○草川委員 後期の五十七年にならないと、そ

う非常に便利な条件にはならぬといふお話をございますが、私ども、ときどき見ますのは、オンラインとかなんとかいいますけれども、リニック

サックにカードを入れて人力で運んでいくという

よう、近代化とはいうものの部分部分では大変

おくれた点があるわけであります。先ほどの事務的な検討をしておるということにひとつ期待して、最後の質問に移りたいと思います。

実は、これは堀木訴訟にも関係をすることになります。そこでござりますけれども、結論から言いますか、お聞かせ願いたいと思うのです。

これは具体的に私の方へ陳情というか要請があつた方ですが、かなり以前から国民年金に入つている女性です。結婚をして子供が生まれた。ところが本人は脊髄の手術をした。そして非常に重度の障害で第一級といふことで、車いすに乗つてみえる。この方は御主人が亡くなられて、そしてまた何回か手術をしなければいかぬ。授産場なんかにも入る、子供と別れる。また子供と一緒になるというようになつてみえる。結論的に私どもは、短縮といいましても急に早くはなりませんけれども、できるだけこれを短縮させるということで、めどもついておりますし、努力をしておるところでござります。

ただ、これにつきましては先ほど申しましたようにオンライン計画を進めますが、昭和五十七年からの後期計画の段階に入りますと社会保険事務所におきまして裁定を行うことができる。いまは全部業務課まで上がっておきますと社会保険事務所におきまして裁定を行なうことができる。

いまは、このオンラインができます

うございますけれども、このオンラインができることに近づいておるわけでござります。

しかし、よくよく制度の本質を考えてしまいますと、そもそも児童扶養手当制度と申しますのは、公的年金の給付を受給できない、そういう母子世帯を対象にいたして出発いたしたものでござります。したがいまして、基本的には稼得能力の低下に対応します所得保障の一環、こういうふうな制度になるわけでござります。

一方、拠出制年金というものを見ましても、これはやはり所得保障の機能を持っておるわけでござりますので、内容においては児童扶養手当と拠出制年金というものは年々充実してまいりまして、御案内とのおり、いまの例で申しますと障害年金は年間五十四万一千五百円でございますか、そういう

なんばかなことはないじやないかといつて聞いてみたら、やはりそうだ、こういうわけですね。一体この問題についてどうされるのか。こういう問題は当分の間、変える意思がないと言われるのを負ひながら、なおかつ子供を養育していく、こういうふうな概念があると思います。しかも、それが母親なり、あるいはその他の養育者といつてしまして、障害なりあるいは老齢というハンディを負ひながら、なおかつ子供を養育していく、こういうふうな概念があると思います。しかも、これが母親なり、あるいは老齢というハンディを負ひながら、なおかつ子供を養育していく、こういうふうな概念があると思います。しかも、これが母親なり、あるいは老齢というハンディを負ひながら、なおかつ子供を養育していく、

○石野政府委員 確かに四十七年の地裁の判決におきまして、併給を認めろ、こういう形になつたわけでございますが、それが一つのきっかけでございましたけれども、一応福祉年金との併給を認めることになったわけでござります。そのなぜ併給をしたかということを御説明した方が、むしろ御理解できるんじやないかと思いますけれども、御存じのとおり経過的な年金でございます障害福祉年金なり、あるいは老齢福祉年金、これの受給者は児童扶養手当の併給受給ができないという例なんです。

これは具体的に私の方へ陳情というか要請があつた方ですが、かなり以前から国民年金に入つている女性です。結婚をして子供が生まれた。ところが本人は脊髄の手術をした。そして非常に重度の障害で第一級といふことで、車いすに乗つてみえる。この方は御主人が亡くなられて、そしてまた何回か手術をしなければいかぬ。授産場なんかにも入る、子供と別れる。また子供と一緒になるというようになつてみえる。結論的に私どもは、短縮といいましても急に早くはなりませんけれども、できるだけこれを短縮させるということで、めどもついておりますし、努力をしておるところでござります。

ただ、これにつきましては先ほど申しましたようにオンライン計画を進めますが、昭和五十七年からの後期計画の段階に入りますと社会保険事務所におきまして裁定を行なうことができる。いまは全部業務課まで上がっておきますと社会保険事務所におきまして裁定を行なうことができる。

いまは、このオンラインができます

うございますけれども、このオンラインができることに近づいておるわけでござります。

しかし、よくよく制度の本質を考えてしまいますと、そもそも児童扶養手当制度と申しますのは、公的年金の給付を受給できない、そういう母子世帯を対象にいたして出発いたしたものでござります。したがいまして、基本的には稼得能力の低下に対応します所得保障の一環、こういうふうな制度になるわけでござります。

一方、拠出制年金というものを見ましても、これはやはり所得保障の機能を持っておるわけでござりますので、内容においては児童扶養手当と拠出制年金というものは年々充実してまいりまして、御案内とのおり、いまの例で申しますと障害年金は年間五十四万一千五百円でございますか、そういう

て、今後とも、この問題についてどう考えるかとお話しでございますけれども、社会保障全体の中でも、どういう位置づけをしながらやるかとということを考えまいりますと、これは児童扶養手当だけを取り上げて考えるべきではなくて、全体の中で考えた場合には、やはり併給すべきではない、こういうのが結論でございます。

○草川委員 きょうは時間がないので論争ができるませんけれども、経過は経過であるわけでございませんが、言葉じりをとらえるつもりはございませんが、障害年金が年間五十四万円あると言いますが、一ヵ月にして四万五千円ですよ。県によって違いますけれども、生活保護を下回るというような状況になっておるわけでございます。私は、拠出制年金の人が無拠出の人よりも特別にいいとか悪いとか、そういう判断も、生活水準が高いとか低いとかという論議もおかしいと思うのです。そういう議論ではなくて、やはりとともに考えて、拠出をして国民年金をはじめて国を信頼してかけてみえる方が、たまたま最大の重度の一級の障害を受け、そして不幸にして、これは御主人は亡くなられたわけですからね。私は、私どもの常識的に言うなら当然児童手当は併給受給は当たりましたと思うのですよ。ところが、いまの厚生省のお役人の立場からいと、それがいま言うような理屈になつて、併給すべきではないという発想になつたのですが、これは非常に不幸なことだと思うのですよ。

一体、常識というのをどこに持つのかということが問題なんですねけれども、やはり一般的な方々の常識という判断ならば、併給受給があつてしまつたのです。だめはだめですか、これはいま何るべきではないだろうか。これこそ原資の問題からいつたって、そんなに大きなものにはならないと思うわけでございますから、行政というふうにひとつ切りかえていただきたい。これはいま何とおっしゃるわけですから、これはわかつておるわけですから、次回の改定のときだと、

審議会でも、このような具体的な例があるということは、やはりいろんな関係者の方々に言つていただけで、取り上げていただきたいということを強く要望して、私の質問を終わりたい、こういうふうに思います。

○木野委員長 この際、お諮りいたします。

ただいま議題となつております国民年金法等の一部を改正する法律案審査のため、本日、年金福祉事業団の理事中村一成君に参考人として出席を求め、意見を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木野委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○木野委員長 質疑を続行いたします。平石磨作太郎君。

○木野委員長 大変遅くなりまして皆さんに御迷惑をおかけいたしますが、しばらくごしんぱういただきたいたいと思います。

私は大規模年金の保養基地について、まずお尋ねをしたいと思うわけです。

この基礎構想が発表され、もうすでに数年がたっております。この構想に基づく建設計画あるいは設置計画、こういったことが厚生大臣の指定によつて、それぞれ進められておると思うのです。

私は、最初に着手したのはいつからでしょうか。兵庫県の三木市につきましては、ことしに入りました。それで、いまのお話の中で五十一年度末までのところがわかりました。

私は大規模年金の保養基地について、まずお尋ねをしたいと思うわけです。

○平石委員 いまお示しをいただきまして、計画の太体のところがわかりました。

ところで、いまのお話の中で五十一年度末までのところがわかりました。わち五十二年に用地買収はすべて完了した、こういう御報告ですが、これの買収に着手した時期は、最初に着手したのはいつからでしょうか。兵庫県につきましては、最初に着手したのはいつからでしょうか。そこで、これまでに着手をしたといつからであります。この構想に基づく建設計画あるいは設置計画、こういったことが厚生大臣の指定によつて、それぞれ進められておると思うのです。

○木野委員長 土地買収がございますが、三木基地、大沼基地、津南基地、それから田老基地、これが一番早くございまして、それぞれ昭和四十九年の三月から五月に取得をいたしております。それで、いまお話を聞くところでは、昭和五十年度末までのところがわかります。

○平石委員 この十一の設置個所の中に高知県の横浪基地も含まれておるわけでして、この横浪基地につきましても買収は完了したわけです。そして後の計画について、それぞれ基本計画も終わつた、こういう段階を迎えたわけですが、この設置

で、その供用実績あるいは運営状況を勘案して、地方公共団体が行います関連公施設の整備状況や需要動向等を勘案しながらやっていかなければならぬというふうに考えておるわけでございました。第一期工事につきましては、おむね昭和六十年度くらいまでには完了したいと、昭和五十年度に、そういう構想で準備を進めておったわけですが、昭和五十一年度末に、この十一ヵ所の土地につきまして、地元の協力を得て買収は終わった次第でございます。ついでござります。ただいま申し上げましたように昭和五十年度に、そういう構想で準備を進めておったわけですが、昭和五十一年度末に、この十一ヵ所の土地につきまして、地元の協力を得て買収は終わった次第でございます。以下、基本計画、設計というような段階に取りかかります。それで、昭和五十年度末に、この十一ヵ所の土地につきまして、地元の協力を得て買収は終わった次第でございます。以下、基本計画、設計というような段階に取りかかります。

○平石委員 それでは事業団は、今後それに基づいての作業が出てくるわけですが、どういう作業が、基地の建設に要する費用は、十一ヵ所全部で二千億円を超えないという範囲で考えておつたわけですが、昭和五十年度に、そういう構想で準備を進めておったわけですが、昭和五十一年度末に、この十一ヵ所の土地につきまして、地元の協力を得て買収は終わった次第でございます。以下、基本計画、設計というような段階に取りかかります。それで、昭和五十年度末に、この十一ヵ所の土地につきまして、地元の協力を得て買収は終わった次第でございます。以下、基本計画、設計というような段階に取りかかります。

○中村参考人 高知県の横浪に関します先生のおつしやいました基本計画案は二月末に事業団の方に提出されておりまして、ただいま、その内容につきまして事業団内部として研究をいたしております、検討いたしておるという段階でございます。

○平石委員 それでは事業団は、今後それに基づいての作業が出てくるわけですが、どういう作業が、基地の具体的な建設に当たりましては、地元の協力を得て買収は終わった次第でございます。昭和五十年度に、そういう構想で準備を進めておったわけですが、昭和五十一年度末に、この十一ヵ所の土地につきまして、地元の協力を得て買収は終わった次第でございます。以下、基本計画、設計というような段階に取りかかります。それで、昭和五十年度末に、この十一ヵ所の土地につきまして、地元の協力を得て買収は終わった次第でございます。以下、基本計画、設計というような段階に取りかかります。

○中村参考人 おつしやいました基本計画案は二月末に事業団の方に提出されておりまして、ただいま、その内容につきまして事業団内部として研究をいたしております、検討いたしておるという段階でございます。昭和五十年度に、そういう構想で準備を進めておったわけですが、昭和五十一年度末に、この十一ヵ所の土地につきまして、地元の協力を得て買収は終わった次第でございます。以下、基本計画、設計というような段階に取りかかります。それで、昭和五十年度末に、この十一ヵ所の土地につきまして、地元の協力を得て買収は終わった次第でございます。以下、基本計画、設計というような段階に取りかかります。

○中村参考人 検討いたしましてから順序を申し上げますと、事業団といたしましては厚生大臣に基本計画の承認を求めるわけでございます。厚生省とされましては、関係政府部内で研究なさいまして検討の結果、それに対して、よしとなれば

承認がなされます。それから事業団といたしましては、それにつきまして基本設計の段階に移りまして、基本設計が終了いたしましたならば、今度はそれに基づきます実施設計をいたします。その間におきまして、所要の各種の調査を行わけでございます。それが終わリましてから、いよいよ工事に着工するということになります。

それで、先生のお示しの三木の場合どうであつたかということです。三木の場合におきましては、マスター・プランと私ども申しておりますが、基本計画案が事業団に提出されましてから、特にこの三木基地はモデルとして非常に慎重に実はやつておるせいもございまして、約一年間の検討をいたしまして厚生大臣の御承認をいたしております。それから、基本設計、実施設計を合わせまして大体一年余りかかるておりますが、したがいまして二年くらいの期間を、この間に要しておりますというが三木の実例でございます。

○平石委員 そういうことですとマスター・プランが出てきて、次の作業は大臣に対する承認申請、こういうことに運んでいくようですが、ところで三木の場合は、いま二年もかかった、こうしたことでも慎重にやられておられたようです。ところで、大臣にお伺いをいたします。事業団の方から承認申請が出てきましたら、直ちに大臣は承認を与えるのかどうか、お伺いをしたい。

○小沢国務大臣 基本計画が出てまいりまして、

それについて基本計画の承認を求める手続が来ま

したら、これは事業団に任しておるものですから、事業団、いろいろ検討して持つてくるんだ

うと思ひますので、そうやかましいことは言わぬ

で、なるべく早く承認をしたいと思っております。

○中村参考人 基本計画案が出されましたものに

つきまして、ただいま検討はいたしておりま

が、全国十一も基地がございますので、これを一

時に実際の工事をすることはできませんので、そこで私どもいたしましては、三木の次に、どの基地から手をつけるかという、今度は実際に着手します基地ごとの順序を検討いたしておりますので、したがいまして、その順序に従いまして厚生省の方に提出いたしますので、横浪基地が二月に出ましたから、ただいま申しましたように一年以

内には厚生大臣承認を出すかどうかというよう

ことにつきましては、まだわからないわけでござ

ります。これから先の問題でございます。

○平石委員 過去の経過を見てみますと、まず第一回指定がなった四カ所については基本計画がなされ、大臣承認がすでに済んでおる。いま出でています三木にしろ、あるいは北海道、新潟、岩手、この四カ所については、五十年の十月に兵庫県について、あるいは五十年の十二月に北海道、五十一年の三月に新潟、五十二年の八月に岩手、このように年間大体二カ所承認をしておるわけですね。その承認の前段階としては、福祉事業団において、それぞれこれを承認をするだけのいわゆる指定、このように分かれておるようですが、高知県は第二次指定に入つておる。こうなりますと第一次指定はもうすでに大臣承認を得ておりますの

で、第二次指定の高知県を含めたものについて承認申請をするという作業になると思うのです。

ま、どうかというようなお言葉ですかけれども、こ

れはいままでの事務能力からいつたときに、私は

まだ、それはいいですけれども、利子も生み

ませんし、年金の積立金の被保険者のためとはい

すね。これをいつまでも放置しておくのは、財産

ですから、それはいいですけれども、利子も生み

ませんし、年金の積立金の被保険者のためとはい

いながら、利子も生まぬような金をずっとほつて

あるわけです。こういう不合理なことはないと思

うのです。ただ、そうだけれども、やり始めて

最初の計画のように百万坪とかの大きいものをつ

くって、人が来ないで、また赤字をうんと出すよ

うなことになると、被保険者、事業主の負担をも

らないながら赤字を出していくことになつて

は、急いでために、かえつてよけいマイナスにな

つてまいりますものですから、高度成長時代と違

つて、いろいろな面で国民の利用度が落ちて

くるというようなことも考えますと、そういう面

では慎重にやらなければいかぬと思いますけれども、地元との約束はあるわけですね。

〔委員長退席、羽生田委員長代理着席〕

そして土地にも協力してもらつたということにな

りますと、これはやはり順序を追つて被保険者の

ためにやつていかなればいかぬのかな。ことに

が変わってきたというお話をございました。

○平石委員 いま大臣から大変長い、御丁寧な御

答弁をいただきました。先ほどの事業団の答弁の中を見直しも必要だということが出たし、大臣も

いま、そういうふうなことで方針決定をする。

この構想が四十七年に発表されて、五十年にいわ

ゆる全体計画というものが発表された。そして十

ヵ所については設置をするという方針決定は、

もうそのときになされた。そして、それから事情

が変わってきたというお話をございました。

第一類第七号 社会労働委員会議録第九号 昭和五十三年三月三十日

は、事情は変わっていないと思う。石油ショックが起きたのが四十八年ですよ。四十七年の高度成長当時は、いわゆる構想としては出た。そして、いま御答弁にありましたように四十八年に計画発表がなされて、四十九年から買収に着手をして、五十二年の三月に買収が完了した。これはそれに基づいての執行がなされてきて、もうすでに方針に基づいて出発をしたわけです。それで経済情勢はどうかといいますと、四十八年が六・四%の成長、四十九年がマイナス〇・二の実質成長、これは、もちろん石油ショックによるところの四十九年の経済成長が落ち込んだという最悪の事態のときに入つた。それから五十年が三・四%の実質成長、五一年が五・七%、五十二年が五・三%、五十三年度は七%成長と、いうことで全力を挙げておるわけですよ。そういうような情勢を踏まえたとき、この計画の出発時点と、経済がこのようないきなりの停滞をしたときとは同じなんですよ。だから事情が変わったので見直しを必要とする、あるいは、これからどうするかという方針決定をしなければならぬという理由は、私はないと思う。

これは遠大な計画であつて、福祉のために全国大きな規模での設置がせつからく計画をせられておるのでですから、当初の計画においても六十年度にまでは第一期工事を完了しようというような遠大な計画ですから、その間に多少の経済の伸び縮みがあつたとしても、そういうようなことには惑わされて方針がふらふらするというようなことは、いま大臣がおっしゃったように市町村長にも協力を得た、県にも御協力をいただいた、そしていまここまで進んできたときに、停滞するような方針が出るのだとといったようなことになると市町村自身も困ると私は思うのです。だから福祉事業団の方も、何もちゅうちょする必要はない。停滞しなくとも、いま言つたような事務的な一つの手続をそのまま進めてやつても、二、三年はかかるのですよ。そうすると、そのうちに経済は上向いてくる、上向かなければ困るのです。そういうような時代背景が変わったということは私はないと

思う。

これだけの大きな事業ですから、ひとつそういう意味で、大臣が変更することなく、むしろ積極的に推進の方に福祉事業団を鞭撻していただきたい。これは各県あるいは各関係町村も望んでおる。そして今後の七%の経済成長について公共事業の大幅なアップ、そいつた面から考へても、むしろ、このことを進めることが景気浮揚の大きな一助になつてくる、このように私は認識をしておるわけですが、これは強く要望をしたい、ことう思うわけです。

そこで福祉事業団に、もう一つお尋ねいたしましたが、高知県の場合、この計画は当初、五十四年度着手、五十七年度オーブン、こういう計画であつたようですが、間違いありませんか。

○中村参考人 高知県の基地につきましては、た

だいま先生がおっしゃったような具体的な年月のあればいいのでござります。

○平石委員 いま私が申し上げた年度ではないのですか。そのように私は承つておるのです。です

から五十三年一月に報告をいただいたら、大臣に五十三年には承認申請をして、一年くらいの間に大臣の承認をいただいて、五十四年度からは着手

といふ段階にいける。だから、むしろ停滞よりも、もともとの計画どおり進んでおるのだということを私は確認しておきたいと思うのです。

○中村参考人 先生のおっしゃいましたような、

具体的に昭和何年に横浪基地についての大臣承認を得て、それから昭和何年に着工するといったよ

うな具体的な計画は実はないのです。

○平石委員 それでは、わかりましたが、とにかくその点については要望いたします。

それと大臣にもう一回、時間がないので、うんと簡単に答えてください。

いま方針を決めればとおっしゃったのですが、どうです、先ほど私が申し上げたような、いまのと簡単に答えてください。

○平石委員 一応このことについては、いま大臣のお言葉をそのまま受け取って、進むものだと理解をいたしまして、私のこの質問は終わりました。

次に、無年金の救済についてですが、もう時間が余りありませんので、急ぎ急ぎでまいります。

○平石委員 これまでに特例納付保険料と特別納付保険料、これをお示しいただきたい。

○木暮政府委員 第一回は四百五十円でございま

す。第二回は九百円でございまして、それぞれのときの一般保険料と同額でございましたけれども、二回目の九百円につきましては、その後一般

保険料を引き上げる必要が生じまして千百円になりました。逆の現象が出てまいつたわけでござ

ります。今回は罰則的な要素を加味することはやめましたけれども、逆転することはないよう

が行われるという形で救済の措置がとられるわけ

で、私はまことに結構なことだと思います。ところで

今回のこの特別納付保険料について、四千円とい

うお金はちょっと高いと思うのですが、これの根

拠をひとつ簡単にお示しいただきたい。

それだけはいたしたいと思っております。

○平石委員 行政は公平でなければいかぬ。いま局長言われたように罰則的なものではございません。少なくとも、今まで、はじめてかけた人と、今までかけてなかつた人の救済において不公平が出てはならない。これは前二回のときも、そのことであつたと思うのです。今回もまた同じ、そのことなんです。当時は現行保険料と納付保険料に差異がなし。今回は二千七百三十円といふ四月からの保険料に千二百七十円を足した四千円、しかも、それは昭和五十五年度における三千六百五十円に物価スライド、こういう説明なんですが、私はそういう差異が出てきておることが公平のためにという理屈がわからぬので、そのことをひとつ。

○木暮政府委員 第二回目の特例納付につきましては、一般保険料と同じ額の九百円でございました。当時と現在と事情が違いますのは、当時は毎年一般保険料を上げるという状況ではございませんで、第二回の特例納付をいたしましたときには、特例納付の期間中は一般保険料は九百円で済むという見通しであったわけでございますが、実際には財政状況からいたしまして後から一般保険料を引き上げたわけでございます。今回は、国民年金につきましては、もう毎年保険料を上げなければならぬことはわかつておりますが、前回と違うわけでございます。御提案しておりますとおり、最終年度は三千六百五十円プラスアルファの保険料になることが見込まれておりますので、原論的には前回と同様、一般保険料を下回らない額にさしていただきたいということですございます。

○平石委員 今回、救済措置をとつたという理由、これは前二回のときに効果があつたから、またやるんですか、効果がなかつたからやるのか、どちらなんでしょうか。

○木暮政府委員 なかなかむずかしい御質問でございますが、前二回特例納付を実施いたしたわけでございます。これはかなりの方が特例納付に応

じて追納をいたしております。無

第三回目の年金対策ということでございますが、さきの国会でいろいろ御議論がございました。私どもいたしましては、率直に申し上げまして第三回目の対策をとることになりますと、こういう対策は一定の期間を置いて繰り返されるのではないかという印象はどうしても強くなろうかと思います。そういうことになりますと、若いときから苦しい中を保険料を納めるよりも、直近の特例納付に乗ればいいんだということになってしまふわけでございます。そういたしますと、厚生年金等の、事業主に保険料納付義務が課せられておると違いますで、二千五百万人もの国民の方々に自主的に納めていただくことを支えとしておる制度でございますので、特例納付に乗ればいんだということになると、国民年金全体の運営ができなくなるということです。できれば前回も今回限りということでやつたわけですが、ここに毎日新聞の記事がございます。これで各市町村長も、このことには非常に心配をして、それぞれ無年金者について調査をしておるようです。ここに出ておりますのは、本年二月、宮城県の八市町村が調査をした。ところが当時八市町村に無年金者が千三百人いた。その千三百人の中で、無関心、全く知らなかつたというものを持めて約半分おる、こういうわけです。それから保険料が払えない、こういう理由で加入していない者が二〇%、こういう調査結果が出ておるわけです。こうなりますと、この二〇%という方は普通の保険料ですらよう払わない。知つてはおるけれども、よう払わないという状態。それを今回、この一千円という、ペナルティーではないにしろ何にしろ、いま申し上げたように四十何万も違つくるというような状態のいわゆる救済処置をとつてみても、効果は果たしてどうかな、こういう気がしてならぬわけです。

○平石委員 今回のこの処置によって、実際そういった無年金者が、さかのぼつて、いまの特例保険料をかけて、最高どのくらい負担を二年間でやらねばならぬか。

○木暮政府委員 昭和三十六年に、この制度ができたわけでございますが、この制度ができるから一遍も保険料を納めない。それから前二回の特例納付にも応じなかつたという極端な場合でございますが、その場合には約十一年分で五十二万八千元の保険料を納めていただくことになるわけでござります。

○平石委員 いま五十二万八千円、ざつと五十三万円ということになるわけですね。ところで、これを現在まじめにかけていらっしゃった方々は、これは私の計算ですから正確にはわかりませんけれども、三十五歳以上の方で、三十六年以降十九千八百円、当時三十五歳未満の方で十万四千二百五十円という数字になるわけです。そうしますと、五十二万八千円とでは四十二、三万の差が出るわけです。この四十何万の差を、ここ二年や三年の間に、いまのようなやり方にしてやつた場合に果たして救済の行政効果が上がるかどうかが、私はこのことが、よう払わないとかいつたような形で効果が上がらないようなことに結果的に終わりはしないかというような気がするわけですか。

○木暮政府委員 無年金の可能性のある方が低所得者の人も多いということもあるうかと思いますが、これは法律の規定どおり月々の保険料を納められた方にも低所得の方が当然あるわけでございます。年金を将来の楽しみにして無理をして納めておられるわけでございます。ですから、そういう人とのバランスを考えまして、今度の場合について特別の配慮をするということは、先ほど申し上げましたように国民年金全体の運営に大きな支障が出るのではないかと考えておるわけでございます。

○木暮政府委員 ということは、時間がないので申し上げます。が、ここに毎日新聞の記事がございます。これで各市町村長も、このことには非常に心配をして、それぞれ無年金者について調査をしておるようです。ここに出ておりますのは、本年二月、宮城県の八市町村が調査をした。ところが当時八市町村に無年金者が千三百人いた。その千三百人の中で、無関心、全く知らなかつたというものを持めて約半分おる、こういうわけです。それから保険料が払えない、こういう理由で加入していない者が二〇%、こういう調査結果が出ておるわけです。こうなりますと、この二〇%という方は普通の保険料ですらよう払わない。知つてはおるけれども、よう払わないという状態。それを今回、この一千円という、ペナルティーではないにしろ何にしろ、いま申し上げたように四十何万も違つくるというような状態のいわゆる救済処置をとつてみても、効果は果たしてどうかな、こういう気がしてならぬわけです。

○木暮政府委員 だから私は、さつき前回のは効果があつたから、さらにやってやろうというのか、効果がなかつたから、やはりやらぬといかぬ、無年金者を放置するわけにもいくまいということかと聞いたわ

けですよ。それはともかくとして、こういう形で理屈は立てられたとしても、現実に普通の保険料ですら二割の方がよう払わないという状況の中では、早く入ってください、早く入ってくださいと言ふべきだ。なかなかむずかしいのじやないか、私はこりういう気がしてならぬわけですが、その点はどうですか。

○木暮政府委員 無年金の可能性のある方が低所得者の人も多いということもあるうかと思いますが、これは法律の規定どおり月々の保険料を納められた方にも低所得の方が当然あるわけでございます。年金を将来の楽しみにして無理をして納めておられるわけでございます。ですから、そういう人とのバランスを考えまして、今度の場合について特別の配慮をするということは、先ほど申し上げましたように国民年金全体の運営に大きな支障が出るのではないかと考えておるわけでございます。

○木暮政府委員 ということは、時間がないので申し上げます。が、ここに毎日新聞の記事がございます。これで各市町村長も、このことには非常に心配をして、それぞれ無年金者について調査をしておるようです。ここに出ておりますのは、本年二月、宮城県の八市町村が調査をした。ところが当時八市町村に無年金者が千三百人いた。その千三百人の中で、無関心、全く知らなかつたというものを持めて約半分おる、こういうわけです。それから保険料が払えない、こういう理由で加入していない者が二〇%、こういう調査結果が出ておるわけです。こうなりますと、この二〇%という方は普通の保険料ですらよう払わない。知つてはおるけれども、よう払わないという状態。それを今回、この一千円という、ペナルティーではないにしろ何にしろ、いま申し上げたように四十何万も違つくるというような状態のいわゆる救済処置をとつてみても、効果は果たしてどうかな、こういう気がしてならぬわけです。

○木暮政府委員 だから私は、さつき前回のは効果があつたから、さらにやってやろうというのか、効果がなかつたから、やはりやらぬといかぬ、無年金者を放

置するわけにもいくまいということかと聞いたわ

けですよ。それはともかくとして、こういう形で理屈は立てられたとしても、現実に普通の保険料ですら二割の方がよう払わないという状況の中では、早く入ってください、早く入ってくださいと言ふべきだ。なかなかむずかしいのじやないか、私はこりういう気がしてならぬわけですが、その点はどうですか。

○木暮政府委員 事情はよくわかります。事情はよくわかりますが、お金持ちだけが救済されて、実際、加入したいという方が支払いができないで、実際、救済処置からまた再び漏れるということに陥らぬようにするために、私はいま申し上げてお

るわけとして、そういうたいわば低所得の方々が加入できて払いができるような何かの手立て、あるいは保険料についての貸付金をするとかいうような手立ては考えておりますか。

○木暮政府委員 結論から先に申し上げますと考えておりません。と申しますのは、その現役の被保険者の方も苦しい中から払われている方がたくさんいらっしゃるわけでございます。法律の規定どおり納めなかつた、いろいろ事情はあるうかと思ひますけれども、昭和三十六年以来一遍も保険料を納めない、過去二回の特例納付にも参加されなかつたという方が貸付制度を利用できるということでは、先々、特例納付がまたあるだろう。そのときは貸付金までしてくれるのだということになりますと、やはり国民年金の全体の運営といふものに大きな支障が出てくるのではないかとうことでございまして、貸付金をつくるという考えは持つております。

○平石委員 大変遅くなりました。ところで、いまお話をお聞きしまして私、感じたことは、ペナルティではありません、罰則ではありません、こうおっしゃる口の下から、過去二回もやつたのに入らないのだと、これはやはり局長の頭の中に、そういう罰則的な考え方があるんだよ、と思う。やつたにもかかわらず入ってくれぬ、入きませんが、こうなりますと、年金権とは一体何が強制加入として法律で決めて、国民に入りなさい——入りなさいじゃない、強制加入ではありませんから。そこまで論議が発展しなければ事足らぬことになります。だから私は、年金権の問題とか強制加入の法的な考え方はどうか。行政責任の問題はどうか。これは単なる行政サービスなのかな。入らない者は入らないでだめだ。だからこうだという形の低所得の方々に対する考え方では困る。そこまで論議をしたいのですが、時間がありませんから終わりますけれども、やはりいま申し上げたような格差は、前の二回と比べてはつきり出ておるので。ここをひとつお考い

ただいで、大臣どうですか、ひとつ最後の締めくくりのお答えをいただきたい。

○小沢国務大臣 私の尊敬する、しかも非常に専門家でいらっしゃいます平石先生のお言葉でございますが、私ども、いろいろ考えると、この第三回目というのは余り気が進まなかつた問題でござりますけれども、せつかく国会におけるいろいろな御要望、御審議等もあつたので実行をいたしました御方でございます。せつかくのお話でございますが、この際はどうしてもひとつ、より高次元の観念に立った公平観というものを御理解いただきたいのでござります。

なお、実際やってみまして、本當は、もう少しきちんとした調査といいますか、統計ができるおいて、なぜ入らないか、入らない原因がどういうところにあつたのかというような調査が行き届いておればよかつたと思ひますけれども、そういうデータもない今日です。それから、中にいろいろなばらつきがござりますので、いま局長が言いましたように、今度また三回目をやつた。それで一回に困る人には五十何万貸してやつたということになりますと、実際面で一概に、そう全部やるというわけにもなかなかいきませんし、そうすると今度は、一生懸命になつて入ろうとしている人が、どうせまた国会でも、これは氣の毒だというので四回目、五回目が出てくるだろうから、それじや、やめておこうかなんとということになつては、国民年金は本当に成り立ちませんから、御理解をいただいて、今度やらしてみていただきたいと思うのでございます。

○平石委員 以上で終わりたいと思います。

○羽生田委員長代理 次回は、来る四月六日木曜日午前九時五十分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後七時十三分散会